



第7期かがわ障害者プラン

令和6年3月
香川県



このマークは、目が不自由な人
などが使う音声コードです。

はじめに



香川県では、令和3年3月に「第6期かがわ障害者プラン」を策定し、障害福祉サービスの必要な見込量などを定め、障害者福祉に関する様々な施策を推進してまいりました。

近年、障害者を取り巻く環境は大きく変化し、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障害者による情報の取得、利用や意思疎通に係る施策を推進することとなりました。また、令和6年4月からは、「障害者総合支援法」の一部改正に伴い、障害者等の地域生活や就労の支援強化等が図られるほか、「障害者差別解消法」の一部改正に伴い、行政機関だけでなく、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されるなど、障害のある人もない人も共に生きる共生社会の実現を目指して、関係機関と連携して取り組むことが求められています。

県では、このような状況を踏まえつつ、在宅障害者に対するニーズ調査や関係団体から意見聴取などを行い、それらを反映させて、令和6年度からの新たな計画である「第7期かがわ障害者プラン」を策定しました。

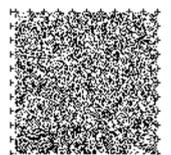
障害者が、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるとともに、自らの決定に基づき、その能力を最大限発揮し自己実現できるよう、障害者の自立と社会参加の促進を図っていくことは重要であり、このプランでは、「全ての県民が、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しながら、笑顔で安心していきいきと暮らせるかがわを実現する。」という基本理念を掲げ、障害についての県民の理解促進に努めるとともに、障害者が住み慣れた地域で自分らしく安心していきいきと暮らしていけるよう地域で支える仕組みづくりに取り組むこととしています。

県では、このプランに沿って、市町、関係行政機関、関係団体など幅広い主体と連携・協力し、障害者施策を総合的・計画的に進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、このプランの策定に当たり、県議会、香川県障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、多くの方々から貴重なご意見、ご提言をいただいたことに、深く感謝いたします。

令和6年3月

香川県知事 池田 豊人



目 次

第1章 プラン策定の基本的な考え方

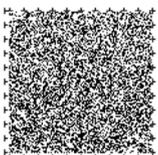
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置づけ	1
3 プランの計画期間	1
4 障害保健福祉圏域	2

第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

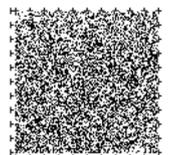
1 障害者の状況	
(1)身体障害者	3
(2)知的障害者	5
(3)精神障害者	6
(4)発達障害者	7
(5)高次脳機能障害者	8
(6)難病患者	8
2 障害児を対象としたサービスの状況	9
3 障害福祉等サービスの状況	10
4 教育の状況	12
5 雇用・就労の状況	14
6 障害者施策に関する条約・主な法律の動向	17
7 地域からの声	
(1)在宅障害者生活ニーズ調査(令和5年2月実施)結果概要	19
(2)県政世論調査(令和5年5月実施)結果概要	21
(3)障害者団体等からの意見聴取(令和5年7月実施)	22
8 課題	23

第3章 プランの推進

1 基本理念	24
2 横断的視点	24
3 基本目標	24
4 施策の体系	25
5 施策の推進	
1. 障害への理解促進と権利擁護	
(1)障害に対する正しい知識の普及・理解促進	26
(2)権利擁護の推進	28
2. 地域での生活支援	
(1)地域の支援体制の充実	30
(2)生活の場や活動の場の確保	33
(3)障害福祉サービス等の充実	35



3. 教育、就労、社会参加の促進	
(1)療育・教育の充実	4 0
(2)雇用・就労の促進	4 2
(3)社会参加の促進	4 5
4. 安心・安全な生活を支える環境の整備	
(1)保健・医療の充実	4 7
(2)安心して生活できる環境づくり	5 0
(3)人材の育成・確保	5 5
6 推進体制	5 8
(1)施策の総合的な推進	5 8
(2)進捗状況の評価・管理	5 8
第4章 プランの数値目標等	
1 障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の数値目標等	5 9
(1)地域生活への移行及び一般就労への移行等の成果目標	5 9
(2)指定障害福祉サービス等の活動指標(各年度)	6 1
(3)指定障害福祉サービス等の活動指標(令和8年度圏域別)	6 5
(4)地域生活支援事業の活動指標	6 8
2 プランにおける独自の数値目標等	7 1
第5章 圏域ビジョン	
1 東部圏域	7 2
2 小豆圏域	7 3
3 西部圏域	7 4
資料集	7 5



第1章 プラン策定の基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

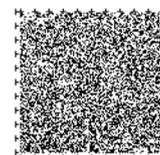
- 本県では、平成15年3月に、障害者基本法に基づいて、平成15年度から平成22年度までを計画期間とする「かがわ障害者プラン～ともに生きるかがわに向けて～」を策定し、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いに支え合い、心豊かに過ごせるふるさとかがわの実現に向け、さまざまな施策を行ってきました。
- その後、3年毎にかがわ障害者プランの見直しを行い、令和3年3月には「第6期かがわ障害者プラン(令和3年度～令和5年度)」を策定し、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、誰もが笑顔で暮らせるかがわの実現を目指して、各種の障害者施策に取り組んでいます。
- 国では、令和4年5月には、障害者による情報の取得利用や意思疎通を推進するため障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を、令和5年3月には、障害者基本法に基づき、国が講ずる障害者施策の最も基本的な計画である「第5次障害者基本計画(令和5年度～令和9年度)」などが策定されました。
- 県では、こうした国の動きを踏まえ、第6期プランを見直し、県の障害者施策をより総合的・計画的に推進するため、「第7期かがわ障害者プラン」を策定するものです。

2 プランの位置づけ

- 本県の総合計画の障害者施策に関する個別計画となるものです。
- 障害者基本法第11条に基づく、障害者のための施策に関する基本的な計画である「都道府県障害者計画」と、障害者総合支援法第89条に基づく、障害福祉サービスの提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画である「都道府県障害福祉計画」、児童福祉法第33条の22に基づく、障害児の支援の提供体制を計画的に確保するための「都道府県障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が平成30年6月に施行されたことにもない、同法第8条に基づく地方公共団体計画も併せて一体的に策定するものです。
- 香川県保健医療計画、香川県地域福祉支援計画、香川県高齢者保健福祉計画など、障害者等の福祉に関する事項を定める計画との整合性を図って策定するものです。

3 プランの計画期間

- このプランの計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

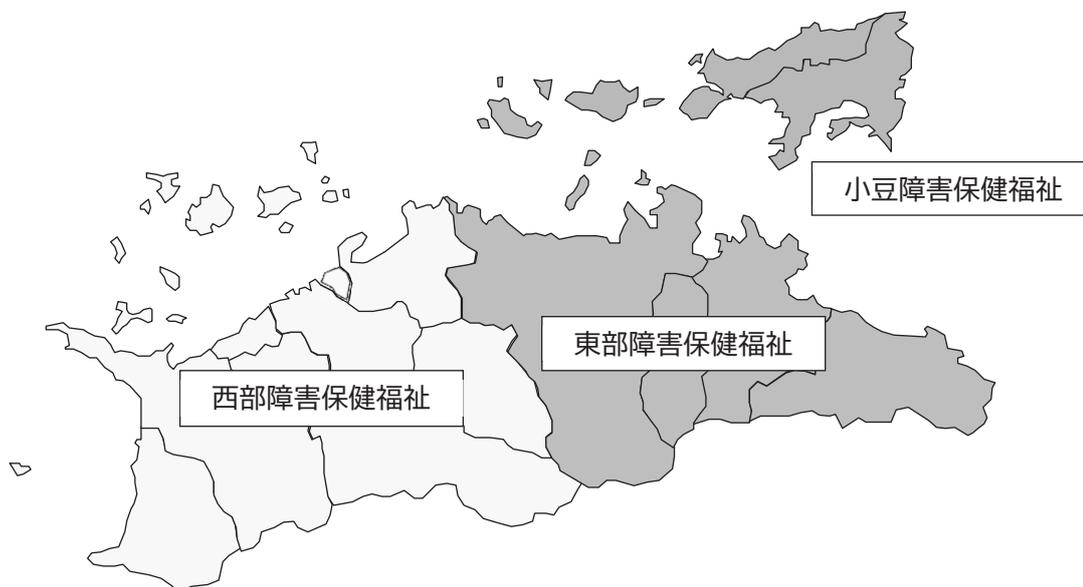


4 障害保健福祉圏域

- 障害者の生活に密接な関わりを持つ保健、医療、福祉のサービスの連携や広域的なサービス提供体制の整備を図るため、従来から障害保健福祉圏域を設定してきました。
- 具体的には、香川県保健医療計画における2次保健医療圏、香川県高齢者保健福祉計画における高齢者保健福祉圏域と合致した圏域設定となっており、引き続き第6期プランと同じ3圏域を設定します。

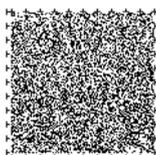
■障害保健福祉圏域

圏域名	市町名
東部障害保健福祉圏域	高松市、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町（3市2町）
小豆障害保健福祉圏域	土庄町、小豆島町（2町）
西部障害保健福祉圏域	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町（5市5町）



本計画と方向性を同じくするSDGsのゴール

本計画は、障害者施策の総合的な推進を目的としたものであり、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」及び「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の理念と方向性が同じです。



第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

1 障害者の状況

(1) 身体障害者

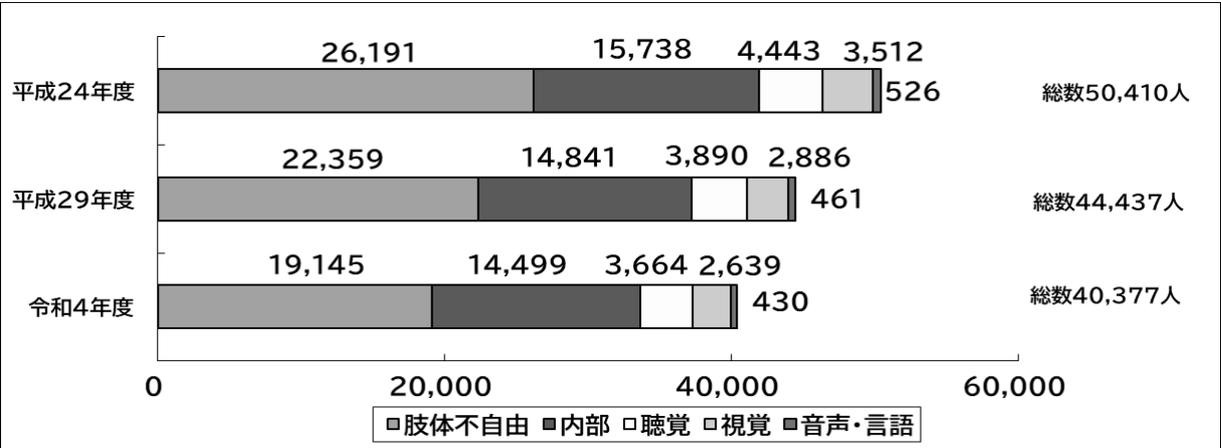
身体障害者数(身体障害者手帳交付者数)は、令和4年度末現在 40,377人で、平成24年度末と比較すると10,033人減少し、率にすると19.9%減少しています。

障害別に見ても、すべての障害において減少傾向にあります。

また、令和4年度末現在、65歳以上が全体の76.0%を占めており、高齢化が顕著となっています。

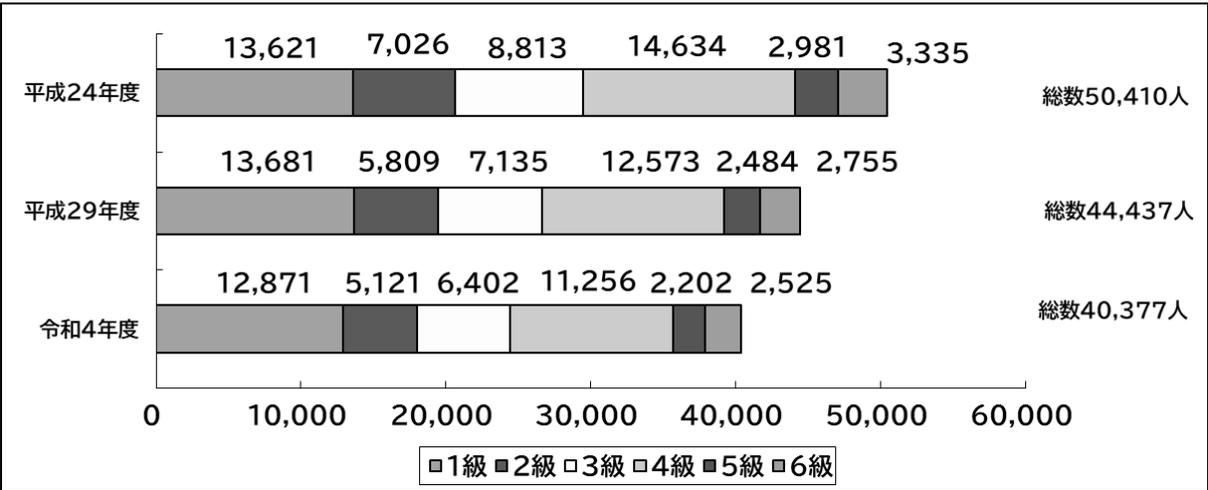
① 身体障害者数(身体障害者手帳交付者数)の推移

■ 障害別 (各年度末現在 単位:人)

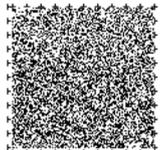


出典 障害福祉課

■ 程度別 (各年度末現在 単位:人)



出典 障害福祉課



②障害・程度別

(令和4年度末現在 単位:人)

	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	合計
1級	1,016 (7)	213 (2)	9 (0)	3,786 (208)	7,847 (78)	12,871 (295)
2級	811 (5)	754 (30)	17 (0)	3,410 (55)	129 (4)	5,121 (94)
3級	165 (1)	479 (19)	202 (0)	3,391 (25)	2,165 (23)	6,402 (68)
4級	182 (3)	806 (6)	201 (5)	5,709 (23)	4,358 (10)	11,256 (47)
5級	305 (4)	14 (0)	1 (0)	1,882 (16)	0 (0)	2,202 (20)
6級	160 (2)	1,398 (16)	0 (0)	967 (13)	0 (0)	2,525 (31)
合計	2,639 (22)	3,664 (73)	430 (5)	19,145 (340)	14,499 (115)	40,377 (555)

(注)下段()書きは18歳未満の人数

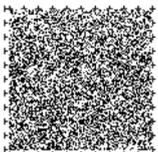
出典 障害福祉課

③障害・年齢別

(令和4年度末現在 単位:人)

	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	合計
18歳未満	22	73	5	340	115	555
18歳以上 65歳未満	575	600	159	5,127	2,674	9,135
65歳以上	2,042	2,991	266	13,678	11,710	30,687
合計	2,639	3,664	430	19,145	14,499	40,377

出典 障害福祉課



(2) 知的障害者

知的障害児者数(療育手帳交付者数)は、令和4年度末現在 8,133 人で、平成 24 年度末と比較すると 1,560 人増加し、率にすると 23.7%増加しています。

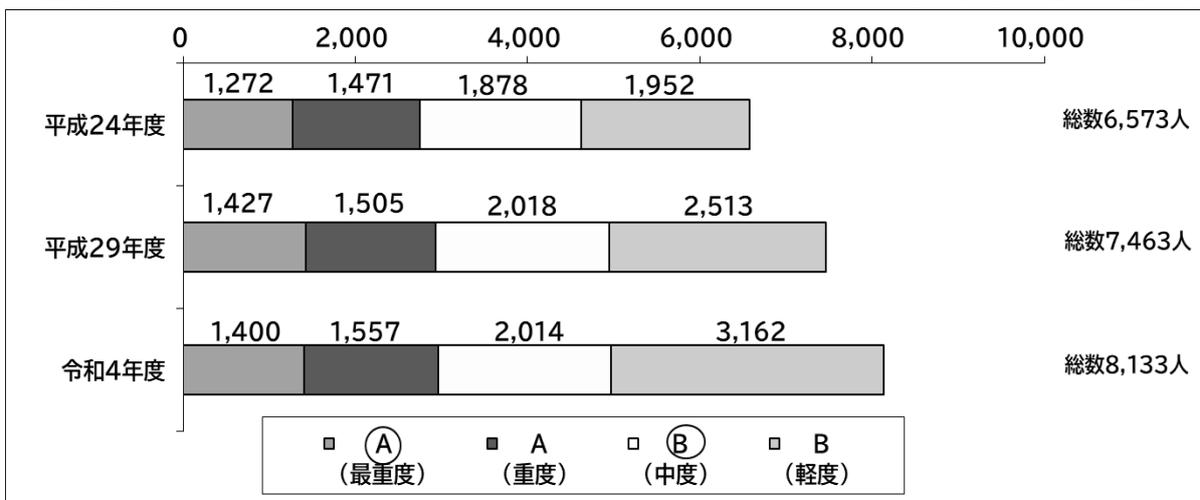
また、障害程度別では、令和 4 年度末現在、最重度の手帳所持者が 1,400 人(17.2%)、重度が 1,557 人(19.1%)、中度が 2,014 人(24.8%)、軽度が 3,162 人(38.9%)となっています。

知的障害児者の推移を見ると、18歳以上 65 歳未満が約1.2倍に、65 歳以上が約1.5 倍に増加しています。また、程度別では、軽度が各世代で著しく増えており、特に 65 歳以上では約 2.8 倍に増加しています。

知的障害児者数(療育手帳交付者数)の推移

■程度別

(各年度末現在 単位:人)



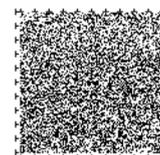
出典 障害福祉課

■年齢・程度別

(各年度末現在 単位:人)

程度	A (最重度)		A (重度)		B (中度)		B (軽度)		合計		
	H24	R4	H24	R4	H24	R4	H24	R4	H24	R4	増加率
18歳未満	242	232	329	286	344	360	669	914	1,584	1,792	13.1%
18歳以上 65歳未満	983	1,078	957	1,060	1,304	1,324	1,244	2,138	4,488	5,600	24.8%
65歳以上	47	90	185	211	230	330	39	110	501	741	47.9%
合計	1,272	1,400	1,471	1,557	1,878	2,014	1,952	3,162	6,573	8,133	23.7%

出典 障害福祉課

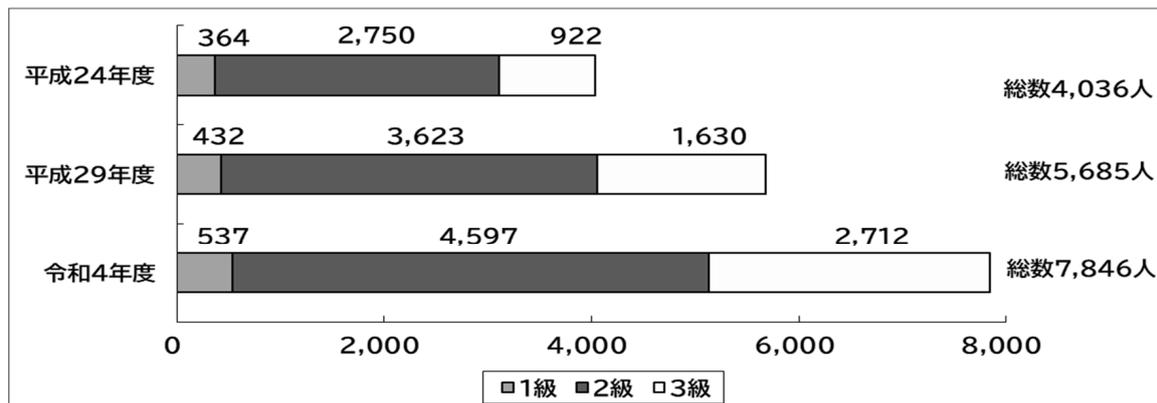


(3)精神障害者

精神障害者数は、令和4年度末現在で精神障害者保健福祉手帳交付者数が7,846人、通院医療費公費負担患者数が13,917人、入院患者数が2,902人(令和4年6月30日現在)となっています。

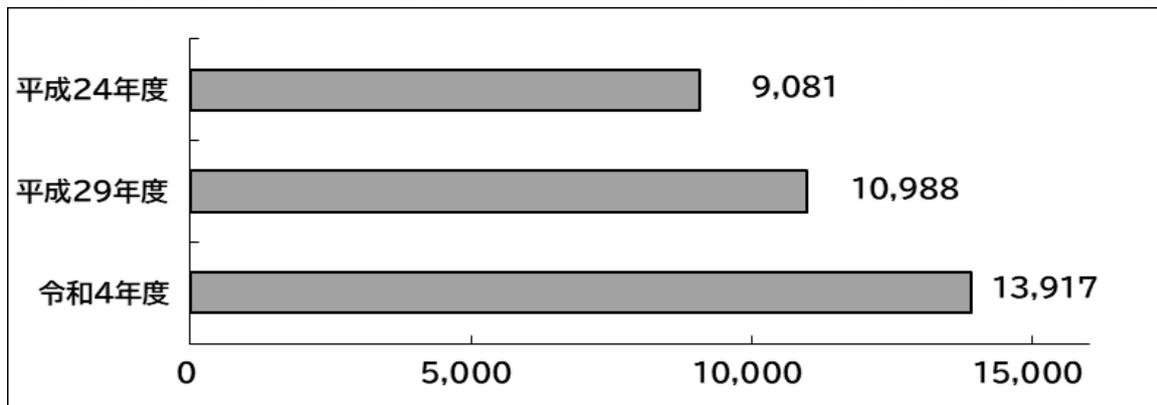
平均在院日数や病床数の減少などにより、入院患者は減少傾向ですが、ストレスなどからうつ病など心の健康問題を持つ人が増えていること、クリニックなど受診しやすい医療機関が増加していることなどから、平成24年度末と比較すると精神障害者保健福祉手帳交付者数は約1.9倍に、通院医療費公費負担患者数は約1.5倍に増加しています。

① 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移 (各年度末現在 単位:人)



出典 障害福祉課

② 通院医療費公費負担患者数の推移 (各年度末現在 単位:人)

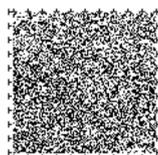


出典 障害福祉課

③ 入院患者数の推移 (各年6月30日現在)

年 度	平成24年度		平成29年度		令和4年度	
	患者数	構成割合	患者数	構成割合	患者数	構成割合
措置入院	18	0.6%	14	0.5%	21	0.7%
医療保護入院	504	16.4%	522	17.7%	688	23.7%
任意入院	2,542	82.9%	2,412	81.8%	2,191	75.5%
その他	2	0.1%	2	0.1%	2	0.1%
合 計	3,066	100.0%	2,950	100.0%	2,902	100.0%

出典 障害福祉課「精神科病院月報」



(4) 発達障害者

発達障害者支援法では、発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

発達障害児者数は、手帳制度では精神障害者保健福祉手帳に含まれており、調査資料がないため、正確な実態は把握できていない状況ですが、文部科学省が令和4年度に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、小中学校で推定8.8%、高等学校で推定2.2%であるとされています。

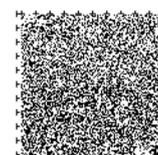
平成19年4月から、かがわ総合リハビリテーションセンター内に設置した発達障害者支援センター「アルプスカがわ」では、発達障害児者等に対して相談などの支援を行っていますが、令和4年度の相談実績は、実支援人数が265人、延べ支援件数が679人、個別の相談支援に関する機関コンサルテーション・調整会議等が147件となっています。

■発達障害者支援センターにおける事業実績

(各年度末現在)

事業内容		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
相談支援・ 発達支援	実支援人数(人)	132	123	243	148	148	126	127
	延べ支援件数(件)	403	297	749	491	299	324	356
相談支援・ 就労支援	実支援人数(人)	179	196	83	143	94	120	138
	延べ支援件数(件)	500	705	421	488	252	315	323
機関コンサルテーション・調整会議等	延べ件数(件)	225	204	207	210	188	174	147

出典 障害福祉課



(5) 高次脳機能障害者

高次脳機能障害とは、頭部外傷や脳血管障害などによる脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害などが生じ、これに起因して日常生活、社会生活への適応が困難になる障害で、外観上わかりにくく、本人や家族も気づきにくいいため、高次脳機能障害者の数や状態など実態の把握は難しい状況にあります。

かがわ総合リハビリテーションセンター内に開設されているかがわ高次脳機能障害支援センターの令和4年度の相談実績は、実人数が71人、延べ支援件数が349件となっています。

■相談支援実績

(各年度末現在)

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
実人数 (人)	29	89	83	75	63	68	71
延べ支援件数 (件)	267	305	655	644	613	449	349

出典 障害福祉課

(6) 難病患者

難病患者(特定医療費(指定難病・香川県指定難病)受給者数、特定疾患治療研究事業受給者数)は、令和4年度末現在で国指定 9,795 人、県指定 473 人、特定疾患治療研究事業 8 人、計 10,276 人となっています。平成 29 年度と比較すると、受給者数は 15.1%の増加となっています。

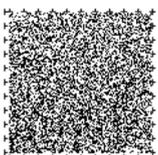
なお、従来は特定疾患治療研究事業として、61 疾病(国指定 56、県指定 5)を対象に医療費助成を行ってきましたが、平成 27 年 1 月に施行された「難病患者に対する医療等に関する法律」により対象疾病数が大幅に増加し、国指定難病 338 疾病を対象に医療費助成を行うとともに、県指定難病は国指定に移行しなかった 3 疾病を対象に医療費助成を行っています。また、引き続き特定疾患治療研究事業として、指定難病に移行しなかったスモン等の国指定疾病について医療費助成を行っています。

■難病患者(各医療費助成制度における受給者)数

(各年度末現在)(単位:人)

区分 年度	指定難病		特定疾患治療研究事業		合計
	国指定	県指定	国指定	県指定	
24 年度			7,277	502	7,779
29 年度	8,413	506	12		8,931
R4 年度	9,795	473	8		10,276

出典 健康福祉総務課



2 障害児を対象としたサービスの状況

平成23年度末まで、障害児を対象とした施設入所等は児童福祉法により、児童デイサービスなどの事業は障害者自立支援法により、重症心身障害児(者)通園事業は予算事業として実施してきましたが、平成24年4月から児童福祉法に基づく体系に再編され、それまで障害種別ごとに分かれていた施策体系は、利用形態ごとに一元化されました。

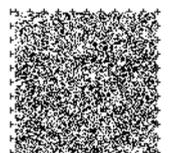
令和4年度末の利用者数は、障害児通所支援が2,999人、障害児入所支援が43人となっています。

■障害児を対象としたサービスの推移

(各年度末現在)

サービス種別		令和3年度	令和4年度	
障害児通所支援	児童発達支援	事業所数(か所)	78	90
		利用者数(人)	767	952
	医療型児童発達支援	事業所数(か所)	1	1
		利用者数(人)	10	13
	放課後等デイサービス	事業所数(か所)	109	111
		利用者数(人)	1,731	2,006
	保育所等訪問支援	事業所数(か所)	2	3
		利用者数(人)	16	28
小計(利用者数)		2,524	2,999	
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	施設数(か所)	2	2
		利用者数(人)	14	12
	医療型障害児入所支援	施設数(か所)	3	3
		利用者数(人)	31	31
	小計(利用者数)		45	43
合計(利用者数)		2,569	3,042	

出典 障害福祉課
障害福祉相談所



3 障害福祉等サービスの状況

令和4年度末の利用者数は、介護給付については 5,905 人、訓練等給付については 3,986人、相談支援については 8,412 人、主な地域生活支援については 3,200 人となっています。

■介護給付の推移

(各年度末現在)

種別		令和3年度	令和4年度
居宅介護	事業所数(か所)	158	162
	利用者数(人)	1,483	1,530
重度訪問介護	事業所数(か所)	132	134
	利用者数(人)	57	58
同行援護	事業所数(か所)	71	78
	利用者数(人)	255	265
行動援護	事業所数(か所)	30	29
	利用者数(人)	36	44
重度障害者等包括支援	事業所数(か所)	0	0
	利用者数(人)	0	0
短期入所 (ショートステイ)	事業所数(か所)	82	87
	利用者数(人)	604	673
療養介護	事業所数(か所)	3	3
	利用者数(人)	267	262
生活介護	事業所数(か所)	96	99
	利用者数(人)	2,101	2,083
施設入所支援	事業所数(か所)	22	22
	利用者数(人)	997	990
合計(利用者数)		5,800	5,905

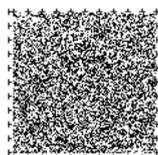
出典 障害福祉課

■訓練等給付の推移

(各年度末現在)

種別		令和3年度	令和4年度
自立訓練(機能訓練)	事業所数(か所)	1	1
	利用者数(人)	25	24
自立訓練(生活訓練)	事業所数(か所)	4	5
	利用者数(人)	46	36
就労移行支援	事業所数(か所)	14	12
	利用者数(人)	142	155
就労定着支援	事業所数(か所)	6	6
	利用者数(人)	41	53
就労継続支援A型	事業所数(か所)	27	30
	利用者数(人)	360	438
就労継続支援B型	事業所数(か所)	133	140
	利用者数(人)	2,177	2,327
共同生活援助	事業所数(か所)	56	64
	利用者数(人)	900	953
合計(利用者数)		3,691	3,986

出典 障害福祉課



■相談支援の推移

(各年度末現在)

種別		令和3年度	令和4年度
計画相談支援	事業所数(か所)	81	80
	利用者数(人)	5,828	5,968
地域移行支援	事業所数(か所)	34	35
	利用者数(人)	1	1
地域定着支援	事業所数(か所)	34	35
	利用者数(人)	4	3
障害児相談支援	事業所数(か所)	69	68
	利用者数(人)	2,083	2,440
合計(利用者数)		7,916	8,412

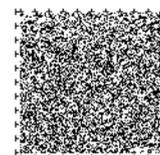
出典 障害福祉課

■主な地域生活支援の推移

(各年度末現在)

種別		令和3年度	令和4年度
移動支援	利用者数(人)	1,273	1,400
地域活動支援センターⅠ型	利用者数(人)	1,564	1,478
地域活動支援センターⅡ型	利用者数(人)	274	232
地域活動支援センターⅢ型	利用者数(人)	161	90
合計(利用者数)		3,272	3,200

出典 障害福祉課



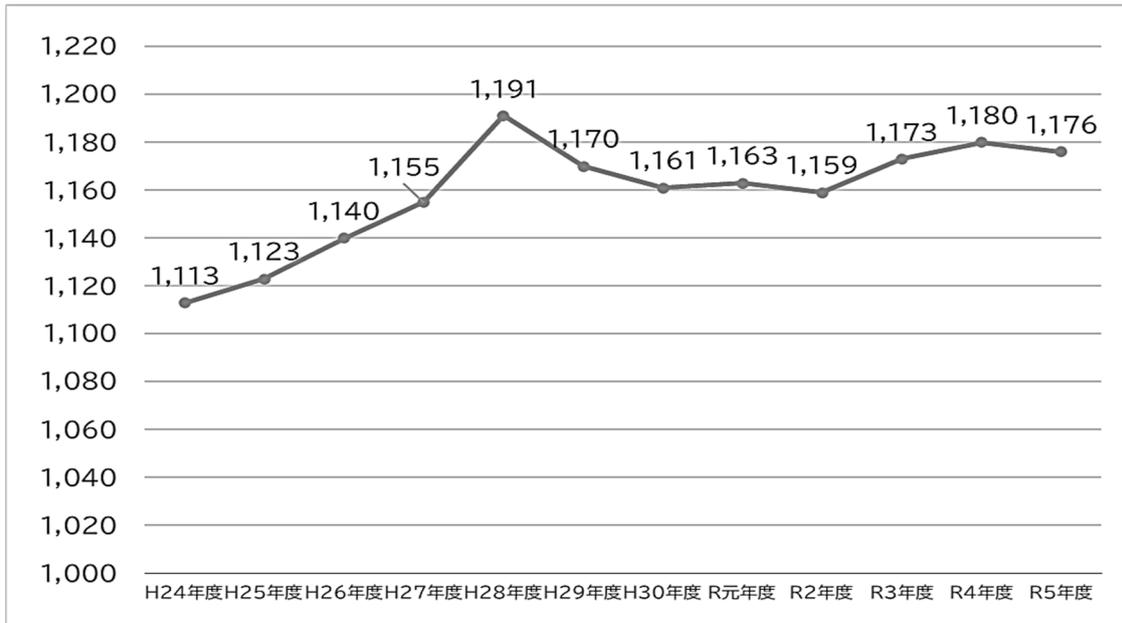
4 教育の状況

障害のある子どもに対する多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校があります。特別支援学校の幼児児童生徒数は、令和5年度は1,176人で、平成24年度に比べて63人増加しています。

また、小・中学校に設置されている特別支援学級の学級数及び児童生徒数は、令和5年度は762学級、3,048人、通級による指導の対象となる児童生徒数は591人で、ともに増加傾向にあります。

■特別支援学校の幼児児童生徒数の推移

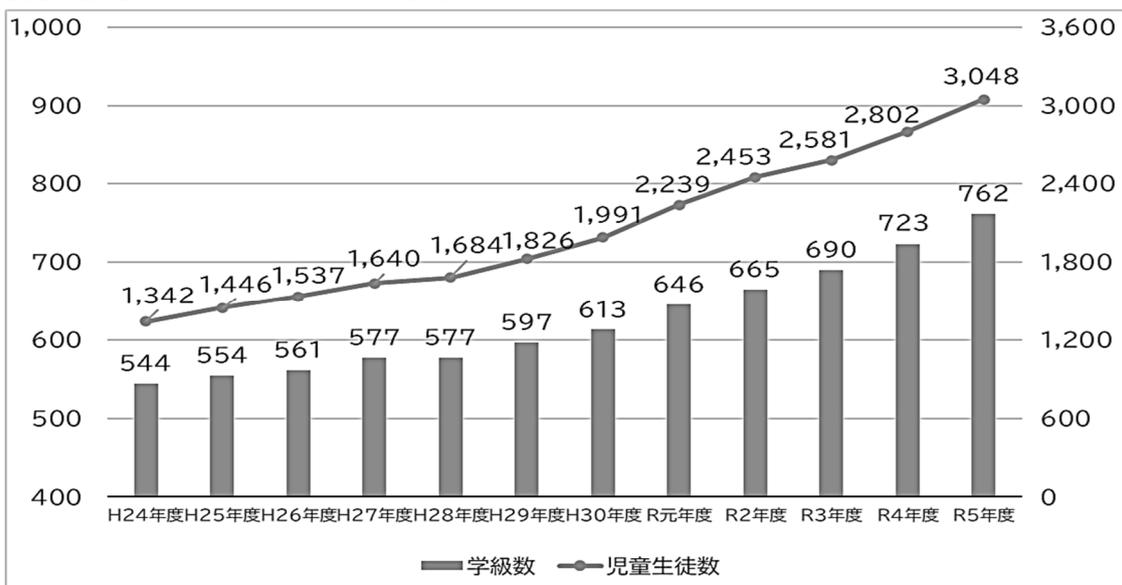
(各年5月1日現在)



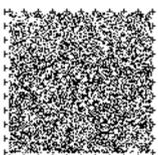
出典 特別支援教育課

■特別支援学級数と児童生徒数の推移

(各年5月1日現在)

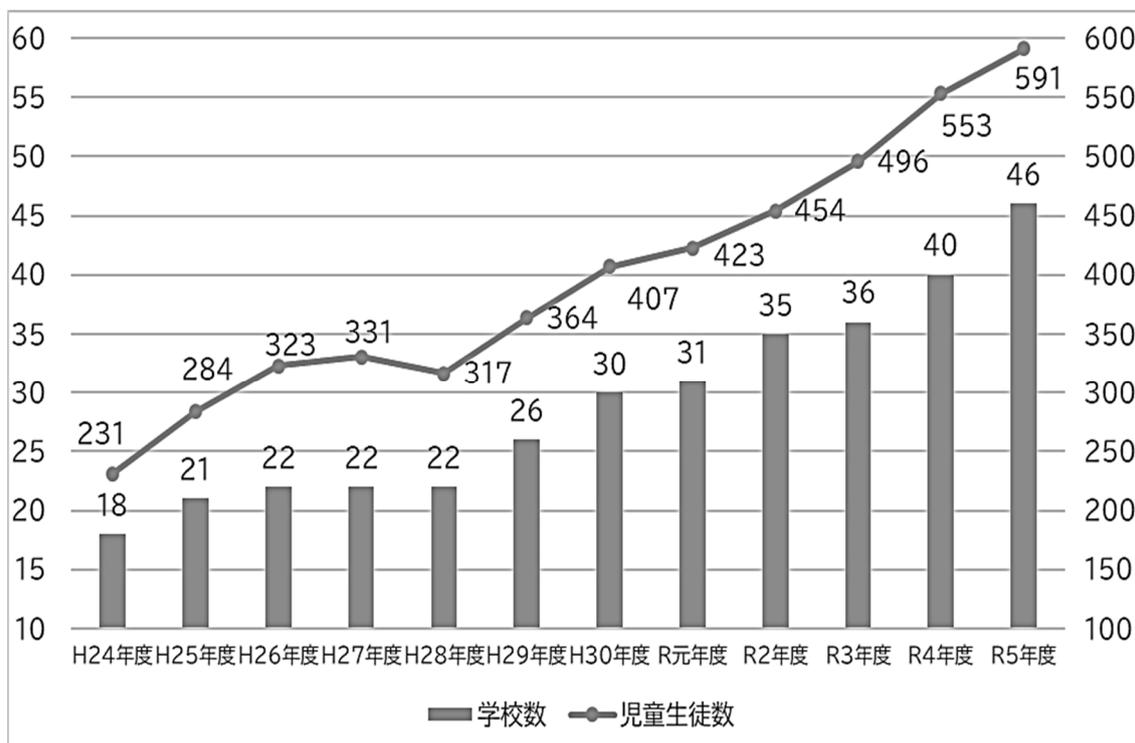


出典 特別支援教育課



■通級指導教室※設置学校数と対象児童生徒数の推移

(各年5月1日現在)



出典 特別支援教育課

※通級指導教室とは、通常の学級に在籍している、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、その他障害のある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導(自立活動)を行う場のことです。



5 雇用・就労の状況

本県で令和5年6月1日現在、一般の民間企業(雇用率の対象となる算定基礎労働者数が43.5人以上の企業)に雇用されている障害者数は3,368.5人で、前年に比べて102.0人増加し、2年連続の増加となりました。

実雇用率は、30年度に低下したものの、元年度以降上昇し、令和5年度は2.19%となっています。しかしながら、全国平均2.33%や法定雇用率2.3%を下回っています。

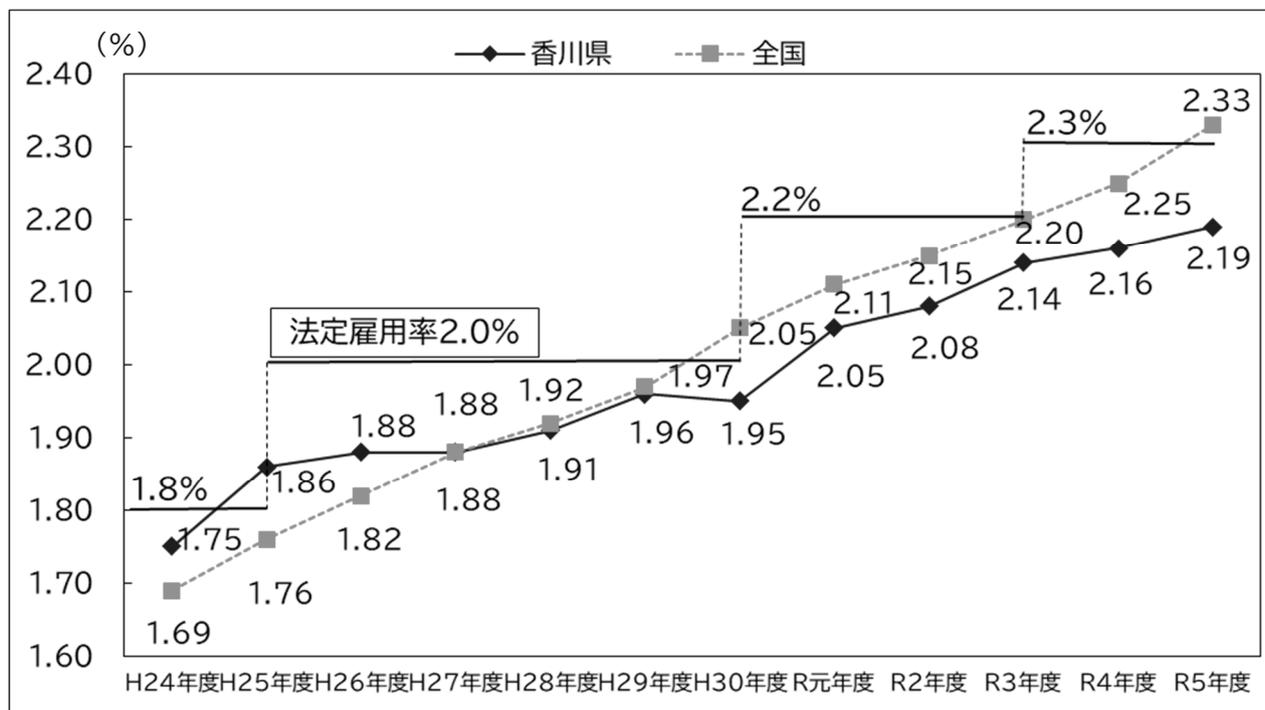
令和4年度のハローワークにおける障害者の就職件数は、856件と過去最高となっており、精神障害者の就職件数が増加したことによるものです。

令和4年度の障害者就業・生活支援センターにおける就職件数は150件となっています。また、特別支援学校高等部卒業生の就職率は25.50%となっています。

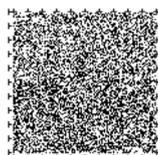
また、一般就労が困難な障害者には障害者就労施設で作業などを行っている方が多く、令和2年度は前年度の工賃実績を下回ったものの、令和3年度以降は増加し、令和4年度の一人当たりの平均工賃実績は月額17,371円となっています。

■民間企業における雇用率の推移

(各年6月1日現在)



出典 香川労働局:「障害者雇用状況」



■ハローワークにおける新規求職者数及び就職件数

(各年度末現在 単位:人)

	新規求職申込件数							就職件数							就職率 (%)
	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他			
	うち重度		うち重度				うち重度								
H24年度	1,266	674	227	205	52	343	44	562	259	95	127	44	163	13	44.4
H25年度	1,232	627	200	168	43	379	58	648	303	91	112	30	209	24	52.6
H26年度	1,273	604	217	170	54	438	61	664	321	118	109	39	211	23	52.2
H27年度	1,397	583	219	233	46	485	96	717	301	111	135	33	243	38	51.3
H28年度	1,432	566	211	244	48	521	101	730	272	102	151	28	261	46	51.0
H29年度	1,593	618	233	233	53	641	101	793	302	113	142	32	298	51	49.8
H30年度	1,611	596	216	218	49	687	110	802	274	90	134	37	352	42	49.8
R元年度	1,788	649	224	245	45	748	146	839	264	87	148	27	351	76	46.9
R2年度	1,721	664	202	214	39	672	171	813	271	80	149	36	315	78	47.2
R3年度	1,856	643	192	219	35	795	199	843	261	87	142	23	359	81	45.4
R4年度	1,962	629	178	233	37	912	188	856	239	74	130	23	412	75	43.6

出典 香川労働局

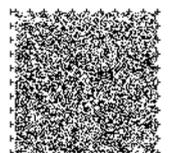
■障害者就業・生活支援センターにおける各種支援等の状況

県では、各障害保健福祉圏域に、障害者就業・生活支援センターを設置し、相談支援や職場実習のあっせんなど、さまざまな支援を行っています。

障害者就業・生活支援センターにおける各種支援等の状況 (各年度末現在)

年度	設置箇所数	支援対象者数(人)	相談・支援件数(件)	職場実習斡旋件数(件)	就職者件数(件)
H24年度	4	1,086	13,626	163	121
H25年度	4	1,218	13,940	157	129
H26年度	4	1,263	15,382	155	144
H27年度	4	1,333	17,362	132	141
H28年度	4	1,376	22,395	171	151
H29年度	4	1,473	22,032	177	171
H30年度	4	1,503	16,391	188	157
R元年度	4	1,624	15,928	177	196
R2年度	4	1,678	15,075	122	161
R3年度	4	1,772	15,637	128	141
R4年度	4	1,838	14,551	132	150

出典 障害福祉課



■特別支援学校高等部卒業生の進路状況

(各年度卒業生)

年度	区分	就職	進学等			施設等	その他	合計
			大学	専攻科	各種学校等			
H30年度	香川県	47人	4人	0人	3人	107人	6人	167人
		28.10%	2.40%	0.00%	1.80%	64.10%	3.60%	100.00%
	全国	32.30%	1.70%		1.50%	60.60%	3.90%	100.00%
R元年度	香川県	60人	6人	1人	2人	109人	4人	182人
		33.00%	3.30%	0.50%	1.10%	59.90%	2.20%	100.00%
	全国	32.00%	1.70%		1.50%	60.70%	4.20%	100.00%
R2年度	香川県	39人	6人	0人	1人	106人	4人	156人
		25.00%	3.80%	0.00%	0.60%	67.90%	2.60%	100.00%
	全国	30.70%	1.90%		1.60%	61.60%	4.30%	100.00%
R3年度	香川県	40人	7人	1人	6人	106人	4人	164人
		24.40%	4.30%	0.60%	3.70%	64.60%	2.40%	100.00%
	全国	30.20%	1.90%		1.60%	61.10%	5.30%	100.00%
R4年度	香川県	39人	2人	0人	2人	106人	4人	153人
		25.50%	1.30%	0.00%	1.30%	69.30%	2.60%	100.00%
	全国							

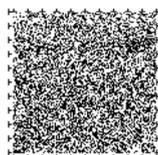
※数値は四捨五入のため、各区分の計は100%にはならない場合があります

出典 特別支援教育課

■県工賃向上計画対象事業所の工賃の推移

年度	一人当たり 県平均工賃月額(円)	一人当たり 全国平均工賃月額(円)	支払対象者総数(人)	工賃総額(円)	対象事業所数(B型)
H30年度	16,377	16,118	21,338	349,455,404	113事業所
R元年度	16,695	16,369	22,522	376,004,635	117事業所
R2年度	16,664	15,776	23,435	390,526,162	126事業所
R3年度	16,890	16,507	25,139	424,587,386	133事業所
R4年度	17,371	17,031	26,302	456,894,815	136事業所

出典 障害福祉課



6 障害者施策に関する条約・主な法律の動向

(1) 障害者の権利に関する条約

- 平成 26 年 1 月 20 日に「障害者の権利に関する条約」を締結

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等が規定され、障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定*を含む)の禁止、障害者が社会に参加し包容されることの促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等が定められました。

※過度の負担でないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等を行わないことを示す。

(2) 関係法律

- 平成 23 年 8 月「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行

障害者の権利に関する条約の理念に沿うよう、目的規定、障害者の定義の見直しが行われました。また、基本的施策に療育、防災及び防犯、消費者としての障害者の保護、選挙等における配慮などが新設されました。

- 平成 24 年 10 月「障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)」の施行

障害者虐待とその類型が明記され、虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等が規定されました。

- 平成 25 年 4 月「障害者総合支援法」の施行(一部は平成 26 年 4 月施行)

「自立」に代わり、新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されました。また、障害者の範囲に難病等が追加され、地域生活支援事業の拡大等がなされました。

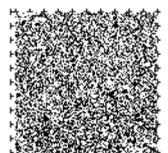
- 平成 25 年 4 月「障害者優先調達推進法」の施行

国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための必要な措置等が規定されました。

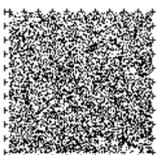
- 平成 28 年 4 月「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」の施行
- 障害者基本法における差別の禁止(第4条)を具体化するものであり、紛争解決・相談、地域における連携、啓発活動、情報収集等の支援措置等が規定されました。

- 平成 28 年 5 月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行

判断能力が十分でない方の財産や権利を守るための制度である成年後見制度の利用促進のため、基本方針や国の責務、地方公共団体の講ずる措置等について規定されました。



- 平成28年5月「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正(平成30年4月施行)
障害者が地域で自立した生活をおくれるようにするため、一人暮らしへの支援や就労に伴う課題への相談などに公費負担などを行うとともに、障害児に対する福祉サービスの新設等を行う改正が行われました。
- 平成28年6月「発達障害者支援法」の一部改正(平成28年8月施行)
発達障害者が地域において他の人々との共生を妨げられないようにするために、社会的障壁の除去に資することや、関係機関や民間団体との連携のもとに切れ目のない支援を提供する改正が行われました。
- 平成30年6月「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の公布・施行
文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、国による基本計画の策定や地方公共団体による計画策定についての努力義務が規定されました。
- 令和元年6月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の公布・施行
視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、国による基本計画の策定や地方公共団体による計画策定についての努力義務が規定されました。
- 令和2年6月「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の公布・施行
聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定や、聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供の業務を行う者を指定し、当該指定を受けた者に対して交付金を交付するための制度の創設等が規定されました。
- 令和3年5月「障害者差別解消法」の一部改正(令和6年4月施行)
障害者差別解消の一層の推進を図るため、事業者に対してこれまで努力義務であった合理的配慮の提供を義務化するとともに、行政機関相互間の連携強化等について規定されました。
- 令和3年6月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布(令和3年9月施行)
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育・教育の拡充等に係る施策や医療的ケア児支援センターの指定等について規定されました。
- 令和4年5月「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の公布・施行
全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることを目的に、国、地方公共団体、事業者その他の関係者が相互連携を図りながら協力することが規定されました。



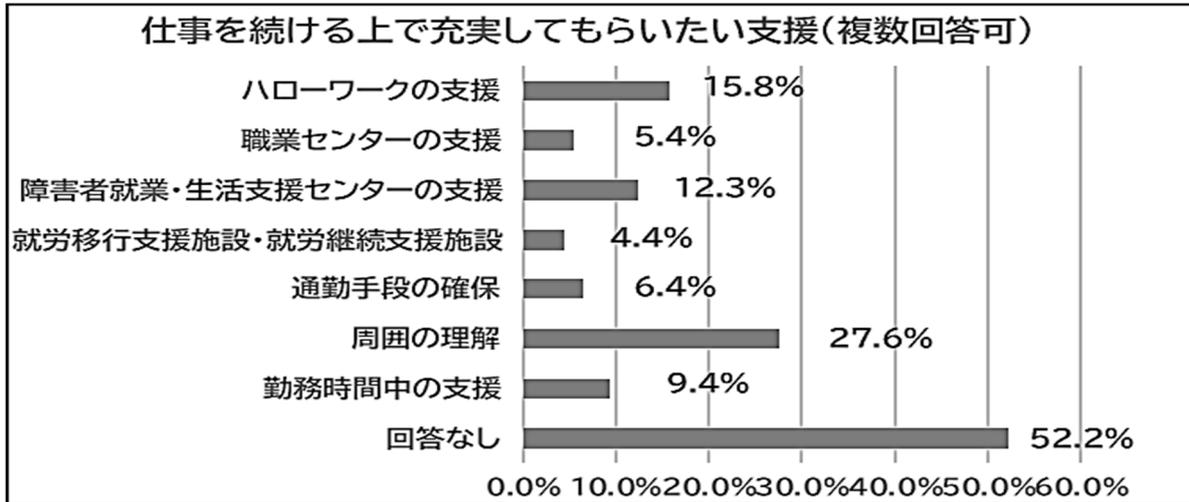
7 地域からの声

今回のプランの策定に当たり、「在宅障害者生活ニーズ調査」、「県政世論調査」及び「障害者団体等からの意見聴取」などを実施しました。主な結果は、次のとおりです。

(1)在宅障害者生活ニーズ調査(令和5年2月実施)結果概要

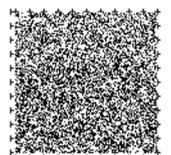
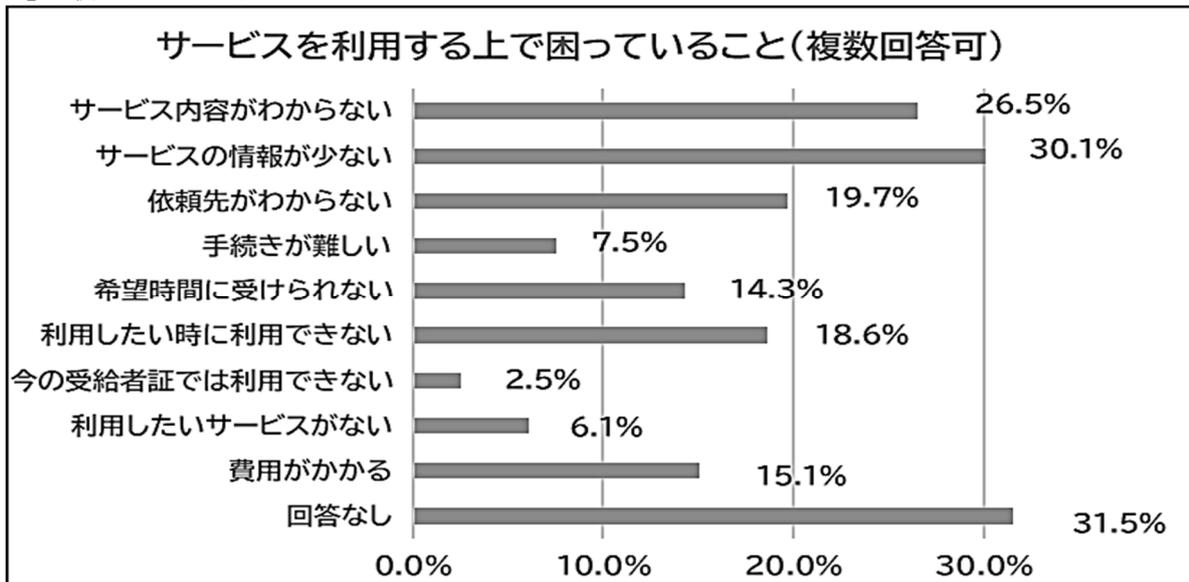
○仕事を続けるうえで充実してもらいたい支援(身体障害者)

「周囲の理解」が最も高く、次いで「ハローワークの支援」、「障害者就業・生活支援センターの支援」の順になっています。



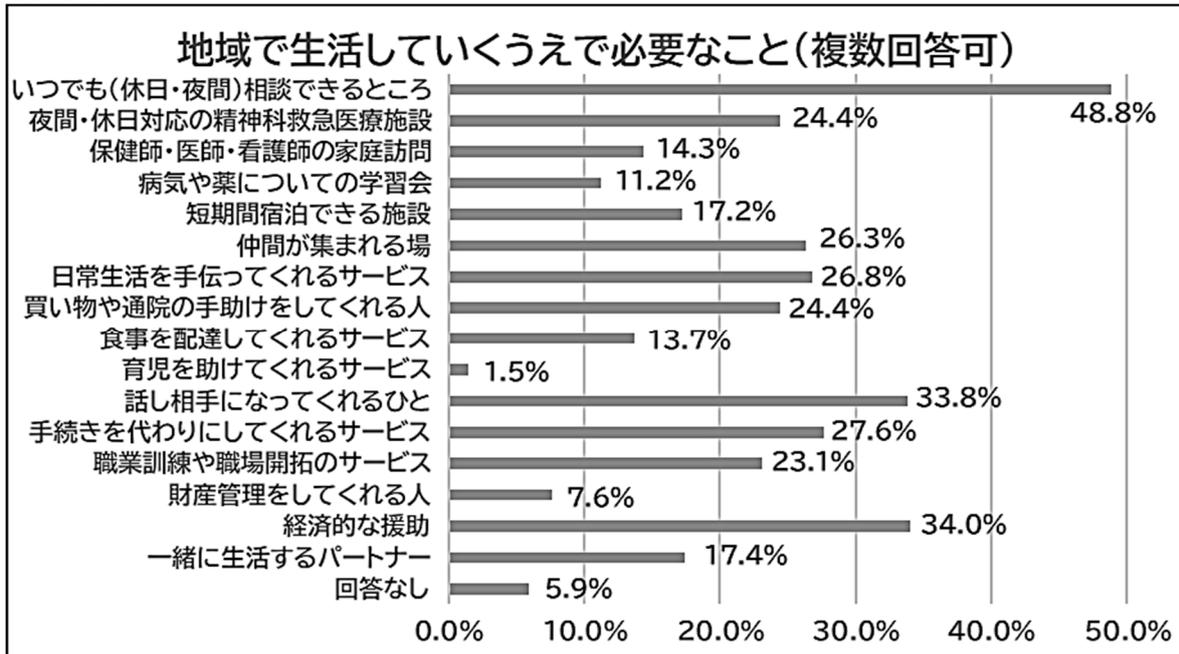
○サービスを利用するうえで困っていること(知的障害者)

「サービスの情報が少ない」が最も高く、次いで「サービスの内容がわからない」、「依頼先がわからない」の順になっています。



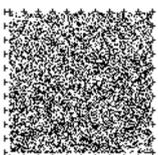
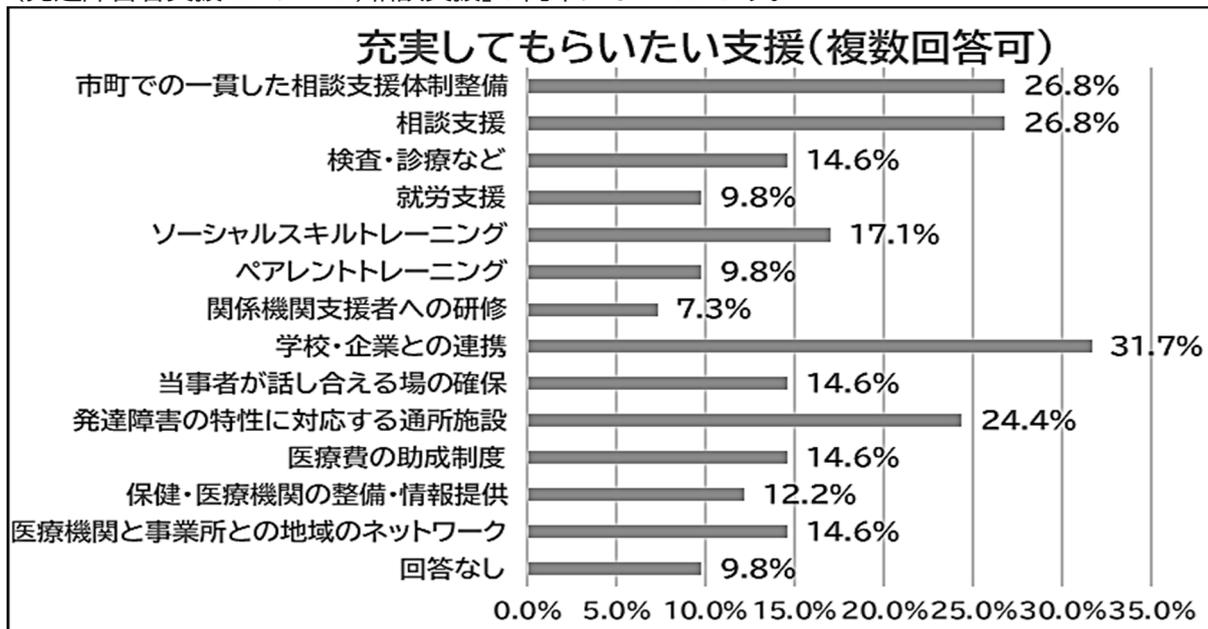
○地域で生活するうえで必要なこと(精神障害者)

「いつでも(休日・夜間)相談できる場所」、「経済的な援助」、「話し相手になってくれるひと」の順になっています。



○充実してもらいたい支援(発達障害者)

「(発達障害者支援センターの)学校・企業との連携」に次いで、「市町での一貫した相談支援体制整備」、「(発達障害者支援センターの)相談支援」が同率になっています。



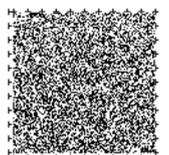
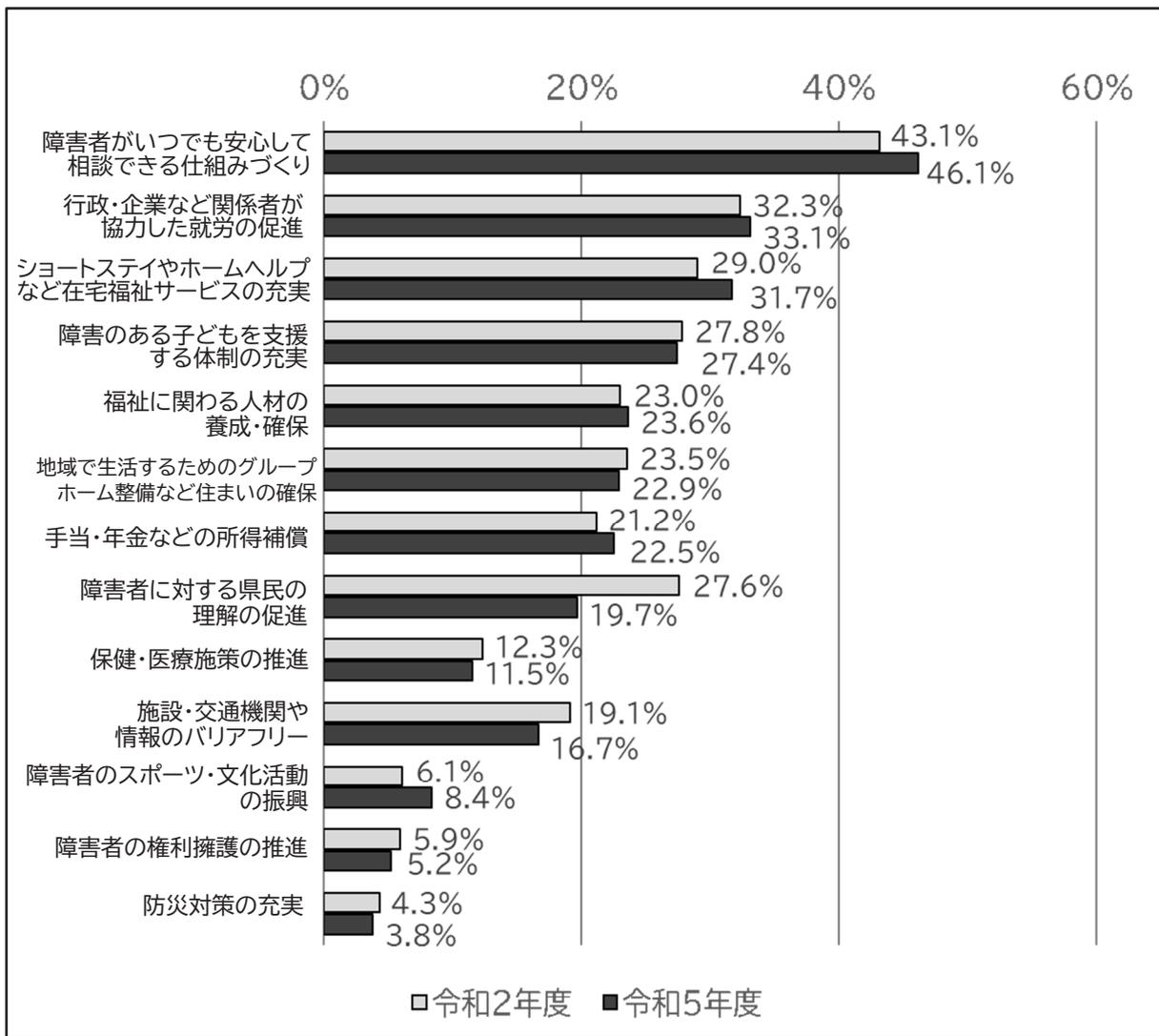
(2) 県政世論調査(令和5年5月実施)結果概要

○ 調査の概要

県政の諸問題について、県民の意見や要望などを把握し、今後の施策立案に際しての基礎資料を得ることを目的に令和5年5月に実施しました。

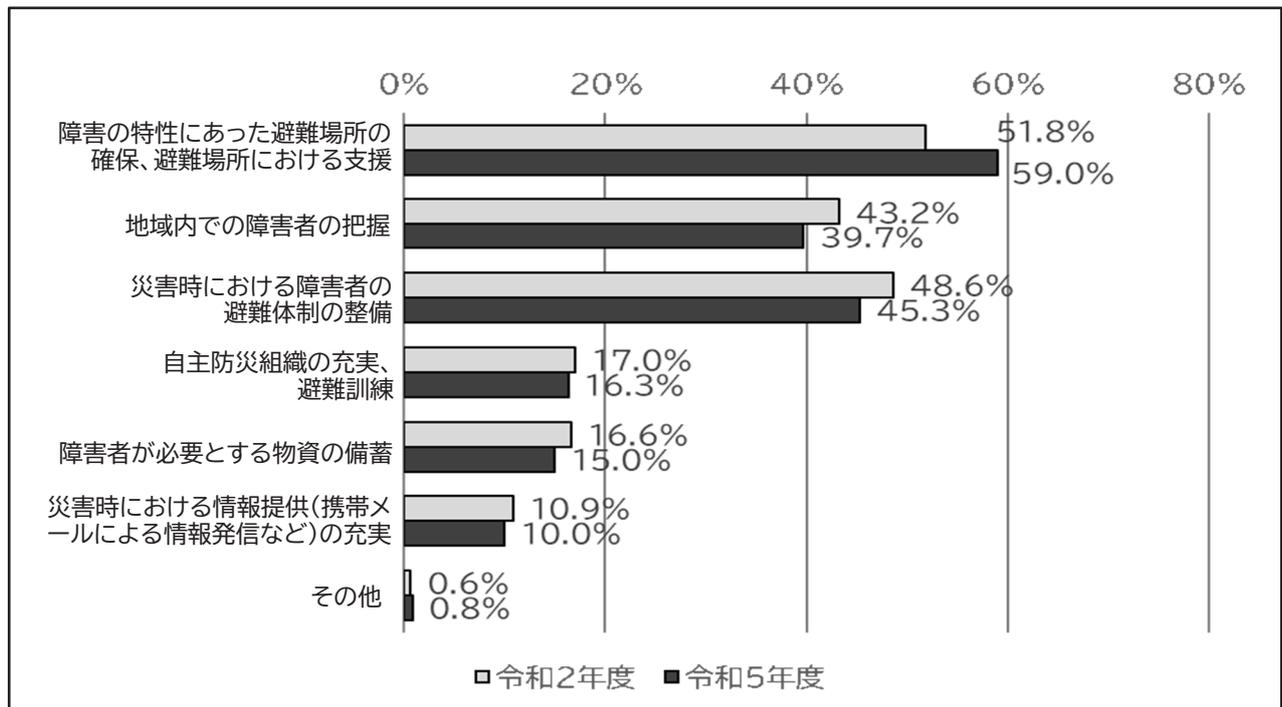
○ 行政が特に力を入れるべきこと

障害のある方が地域でいきいきと暮らすために、行政が特に力を入れるべきことについて、「障害者がいつでも安心して相談できる仕組みづくり」が46.1%、次いで「行政・企業など関係者が協力した就労の促進」が33.1%、「ショートステイやホームヘルプなど在宅福祉サービスの充実」が31.7%、「障害のある子どもを支援する体制の充実」が27.4%となっています。



○ 防災対策として必要なこと

東日本大震災のような災害に備えるため、障害のある方の防災対策として必要なことについて、「障害の特性にあった避難場所の確保、避難場所における支援」が 59.0%であり、次いで、「災害時における障害者の避難体制の整備」が 45.3%、「地域内での障害者の把握」が 39.7%となっています。



(3)障害者団体等からの意見聴取(令和5年7月実施)

「主な意見(20団体)」

○ 障害者の権利擁護

成年後見制度の利用促進、施設の職員に対する虐待防止研修の実施、障害者差別解消法の更なる周知啓発、障害や障害者に対する理解促進のための周知啓発 など

○ 地域での生活支援

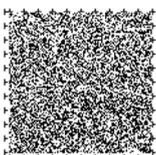
ワンストップで相談できる場所の確保、親なき後に自立した生活を送れる体制づくり、移動支援や同行援護などの障害福祉サービスの充実、県立施設としての障害福祉サービスの提供 など

○ 教育、就労や社会参加

企業における障害についての理解、工賃の向上に向けた体制づくり、障害者スポーツの振興、文化芸術活動の促進、地域と交流する機会の確保、インクルーシブ教育の取組み など

○ 安心・安全な生活を支える環境

医療と福祉のネットワークの強化、バリアフリー化の促進、情報弱者に対する適切な情報提供、人材の育成・確保、避難訓練の実施や災害時における要援護者に対する対応の充実 など



8 課題

(1)障害への理解促進と権利擁護

- 障害や障害者に対する正しい理解を促進する必要がある。
- 成年後見制度の利用促進のため、市町の体制整備を進める必要がある。
- 障害者の虐待防止や障害を理由とした差別の解消に取り組む必要がある。

(2)地域での生活支援

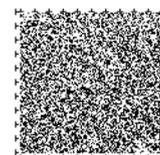
- 様々な障害や世代に応じた障害の特性に対応するための相談支援体制の充実や、医療や保健など様々な分野との連携体制の整備が必要である。
- 地域で生活するためには住まいの確保が必要であり、依然として需要が高いグループホームについては、今後も整備を促進する必要がある。
- 親亡き後も住み慣れた地域で暮らし続けるには、身近な福祉サービスと将来を見据えた福祉サービスの充実が必要である。
- 障害の有無にかかわらず子どもが健やかに成長するよう、地域における障害児の支援体制の強化が必要である。
- 医療的ケア児等や重度心身障害児者に対する支援体制の一層の充実が必要である。

(3)教育、就労、社会参加の促進

- さまざまな障害の早期発見・早期対応のため、地域の療育支援体制の整備・充実が必要である。
- 障害により教育上特別な支援を必要とする児童等の教育ニーズに応えるため、通常の学級を含め、連続性のある多様な学びの場での支援・指導を一層充実させる必要がある。
- 障害者の働く場を確保するとともに、収入を増やし、自立を促進する必要がある。
- スポーツや文化芸術活動の推進や地域との交流を通じた社会参加への支援が必要である。

(4)安心・安全な生活を支える環境の整備

- 障害者の生活を支える保健・医療の充実を図る必要がある。
- 8050問題への対応を含め、障害者を支える家族への支援が必要である。
- 施設のバリアフリーや障害の特性に応じた情報の提供など、アクセシビリティの向上が必要である。
- 障害者の避難体制の整備等、災害に備えた取組みの充実が必要である。
- 感染症の発生に備えた取組みの充実が必要である。
- 身近な地域で障害者を支える人材の育成・確保が必要である。
- 障害の特性に応じたサービスを提供できる専門的な人材の育成・確保が必要である。
- 障害福祉サービスの支給決定に携わる市町職員の資質の向上が必要である。



第3章 プランの推進

1 基本理念

全ての県民が、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しながら、笑顔で安心していきいきと暮らせるかがわを実現する。

2 横断的視点

- 障害への理解の促進と障害特性等に配慮した支援
- 障害者の自己決定の尊重及び障害者の意思決定の支援
- ライフステージや施策分野間における切れ目のない支援

3 基本目標

(1)障害への理解促進と権利擁護

障害の有無に関わらずお互いに尊重し合う社会を目指し、障害に対する正しい知識の理解促進を図るとともに、障害者の虐待防止や障害を理由とする差別の解消など障害者の権利擁護を推進する。

(2)地域での生活支援

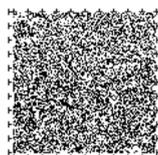
障害者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる社会の実現を目指し、障害者に対する相談支援体制を整備するとともに、生活の場や活動の場の確保のための支援や、医療や保健など様々な分野と連携したサービスの充実を図り、障害者の地域での生活を支援する。

(3)教育、就労、社会参加の促進

障害特性等に配慮した療育や教育を行うほか、障害者が積極的にいきいきと暮らせる社会を目指し、障害者がその能力を発揮できるよう就労支援の充実を図るとともに、スポーツや文化芸術活動の推進等を通して障害者の社会参加を支援する。

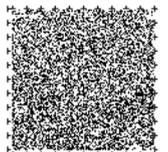
(4)安心・安全な生活を支える環境の整備

障害者が安心して健やかに暮らせる社会を目指し、保健・医療の充実を図るほか、経済的な支援や障害者が安心して生活できる環境づくりなどを進めるとともに、障害者を支える人材の育成・確保に努め、障害者が安心して暮らせる安全な生活環境の整備を推進する。



4 施策の体系

基本目標	施策の方向性	具体的な施策
1. 障害への理解促進と権利擁護	(1) 障害に対する正しい知識の普及・理解促進	①啓発、広報活動の推進 ②多様な障害等や障害特性に対する理解促進
	(2) 権利擁護の推進	①成年後見制度の利用促進 ②虐待防止施策の推進 ③差別解消施策の推進
2. 地域での生活支援	(1) 地域の支援体制の充実	①地域の相談支援体制の整備 ②多様な障害等に応じた相談体制の整備 ③様々な分野との連携体制の整備
	(2) 生活の場や活動の場の確保	①地域生活移行・定着の促進 ②住まいの場の確保
	(3) 障害福祉サービス等の充実	①身近な地域でのサービスの充実
		②施設サービスの充実
		③将来を見据えた障害福祉サービスの提供
		④県立施設の特色あるサービスの提供
⑤障害児への支援		
⑥重度障害児者、医療的ケア児等への支援		
3. 教育、就労、社会参加の促進	(1) 療育・教育の充実	①地域の療育支援体制の整備・充実 ②共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進
	(2) 雇用・就労の促進	①企業等への就労の促進
		②福祉的就労の充実
		③障害者の新たな雇用機会の創出
	(3) 社会参加の促進	①障害者スポーツの振興
		②障害者の生活体験の拡充
		③障害者による文化芸術活動の推進
		④交流活動の促進
	4. 安心・安全な生活を支える環境の整備	(1) 保健・医療の充実
(2) 安心して生活できる環境づくり		①経済的な支援
		②家族支援の充実
		③施設のバリアフリーの向上
		④障害の特性に応じた情報の提供
		⑤災害や感染症への対策の充実
		⑥防犯・交通安全対策の推進
(3) 人材の育成・確保		①障害福祉人材の育成・確保
		②医療的人材の育成・確保
		③自治体職員のスキルアップ
		④身近な地域で支える人材の育成・確保



5 施策の推進

1. 障害への理解促進と権利擁護

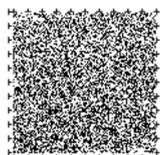
(1) 障害に対する正しい知識の普及・理解促進

① 啓発、広報活動の推進

- 障害の有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者に対する県民の理解を促進するため、様々な機会を通じて、啓発、広報活動を推進します。
- 「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」に沿って、障害者や障害についての理解促進を図るため、県広報誌や団体の会報誌を活用した広報、ニーズに応じた出前形式での説明会の開催などによる啓発・広報活動を実施します。
- 障害及び障害者に対する県民の理解を促進するため、条例に基づく「さべかい・ともいきガイドブック」を県ホームページに掲載し、障害特性や障害別対応の留意点などについて、県民に周知を図ります。
- 「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」の募集を通じて、障害及び障害者に対する県民の理解の促進を図るとともに、入賞作品を県ホームページや各種行事で展示します。
- 障害者の人権をはじめ、すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、障害者週間(12月3日～9日)を中心に「じんけんフェスタ」などの県民参加型のイベントを開催するほか、あらゆる機会を活用して障害の有無にかかわらずすべての人が交流できる機会を広げます。
- 「こころの健康展」や「県精神保健福祉大会」等の行事や精神保健福祉センター、保健所、各市町等による普及啓発活動を通じて、精神障害に関する正しい理解を促進します。
- 身体障害者福祉に関する県民の理解を深めることを目的として、障害者福祉の向上に功績のあった方々の顕彰などを行う「県身体障害者福祉大会」を開催します。
- 外見から援助や支援を必要としていることが分からない方が、適切な援助や配慮が受けられるよう、ヘルプマークの普及・啓発に努めます。

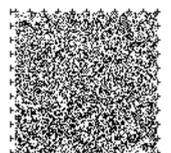
② 多様な障害等や障害特性に対する理解促進

- 視覚障害者福祉センター・聴覚障害者福祉センターにおいて、地域との交流を通して視覚・聴覚障害児者や視覚・聴覚障害についての理解促進に努めます。



- 身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)に対する理解が促進されるよう、普及啓発に努めます。
- 発達障害や強度行動障害等に関する正しい理解を促進するため、各種研修会や世界自閉症啓発デーの取り組み等を通して広く普及啓発に努めます。また、研修等で得た知識を活かしてさらに支援の輪が広がる方策についても検討していきます。
- 各学校や幼稚園等の管理職をはじめ、すべての教員に対する研修により、発達障害を含む障害による学習上、生活上の困難についての理解促進を図ります。
- 高次脳機能障害者を支援する専門的な職員を養成するための研修を行うとともに、広く県民に高次脳機能障害を周知するための講演会を開催します。
- 早期に相談につながるように、ひきこもりに関する相談窓口や支援情報の情報発信や普及啓発に努めます。また、市町、保健所、市町社会福祉協議会等職員へ対応能力向上のための研修を行うとともに、住民への理解を促す講演会を開催します。
- 難病患者に対する医療費助成、各種福祉サービス、相談体制、医療提供体制などの周知を行うとともに、病名や病態、症状の変化や進行など難病特有の症状についての理解促進に努めます。
- アルコール、薬物、ギャンブル、ネット・ゲーム等の依存症に関する正しい知識を深めるため、あらゆる機会を活用して普及啓発を図ります。
- 各学校における人権教育の年間指導計画に基づく研修プログラムの作成や、これに沿った職員研修が適切に行われるように、県教育委員会が主催する研修会を通じて、その支援に努めます。
- 児童生徒が障害者との交流等の実体験を通して、障害者を取り巻く課題の発見やその解決法を探求することで、障害者に対する適切な対応や支援方法を身につける学習を充実させます。

項目	4年度実績	8年度目標値・サービス見込み量
発達障害者支援センターが行う普及啓発活動 (講演会や研修の開催、講師派遣等)	95回/年	100回/年
高次脳機能障害支援拠点機関が行う普及啓発活動 (講演会や研修の開催、講師派遣等)	23回/年	30回/年



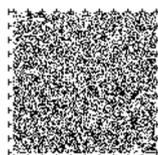
(2)権利擁護の推進

①成年後見制度の利用促進

- 契約の締結や財産管理等に必要な判断能力が低下している障害者のために、成年後見制度に関するパンフレットやホームページによる情報提供を行い、利用方法等の一層の周知を図るほか、県社会福祉協議会内の権利擁護・成年後見支援センターをはじめとする関係団体から構成される「かがわ後見ネットワーク」と連携し、成年後見制度を活用し、障害者に対する支援を行います。
- 市町社会福祉協議会や民間団体が成年後見制度における後見等の業務を適正に実施するための支援を行うとともに、法人後見の活動を安定的に実施するためのネットワークを支援します。
- 知的障害者や精神障害者等のうち判断能力が不十分な者を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業について、より多くの対象者が利用できるよう、広報・啓発活動を行うとともに、潜在的なニーズを発掘し支援の開始に結び付けられるよう、県・市町社会福祉協議会その他関係機関との連携に努めます。

②虐待防止施策の推進

- 障害者に対する虐待防止を推進するため、障害者権利擁護センターを中心として、市町障害者虐待防止センターや香川労働局等と連携し、障害者虐待について、その未然防止、早期発見及び迅速な対応、その後の適切な支援が図られるよう努めます。
また、障害福祉相談所や子ども女性相談センターにおいて、市町や関係事業所等と連携し、障害のある人への虐待の発見やその未然防止に努めるほか、専門的見地から助言・指導を行い、再発防止が図られるよう努めます。
- 市町障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する通報や届出の受理、障害者及び養護者に対する相談、指導・助言等、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援が適切に行われるよう必要な支援を行います。
- 県自立支援協議会権利擁護部会を開催し、市町が設置する自立支援協議会と情報の共有化を図り、障害者虐待を防止するための体制づくりや権利擁護の普及啓発を推進します。
- 障害者虐待防止の取組みを推進するため、関係機関からなる香川県障害者虐待防止連絡調整会議を通じて、情報共有や緊急連絡等に関する協力体制の整備・充実を図ります。
- 障害者虐待防止や権利擁護に関する研修を実施し、人材養成を図るとともに、県弁護士会や医療関係者等の協力を得て、法的、医学的な専門的助言を行い、市町、関係機関の専門性の強化を図ります。



- 精神障害者の人権に配慮した適切な医療を確保し、社会復帰や社会参加を促進するため、精神科病院における入院患者の処遇が適正に行われ、社会復帰に向けた様々な取り組みや、入院患者に対する不適切な隔離・身体的拘束をゼロにする取り組みが積極的に推進されるよう努めます。
- 障害福祉サービス事業所等に対し、虐待防止や身体拘束の適正化について、検討委員会の開催や従業員への研修の実施、虐待防止担当者の配置などを指導します。また、実地指導において、適正な取り組みができているか確認し、必要に応じて改善計画書・報告書の提出を求めるとともに、従業員や利用者からの聴き取りを行うなどして実態を把握し、虐待の防止に努めます。

③差別解消施策の推進

- 関係機関からなる協議会を組織し、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決等を推進するためのネットワークを構築し、地域全体の相談・紛争解決機能の向上を図ります。
- 講習会等を開催し、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮について、より分かりやすく県民の理解が広まるよう普及啓発に取り組みます。
- 学校教育において、障害を理由とする差別について児童生徒の関心と理解を深め、差別解消を図るための教育の充実を図ります。
- 県職員が適切に対応できるよう、不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例を示すなど、各職員研修を通じ、職員の資質向上に努めます。

項目	4年度実績	8年度目標値・サービス見込み量
日常生活自立支援事業利用者数	706人	782人
障害者差別解消研修への講師派遣回数	6回/年	10回/年

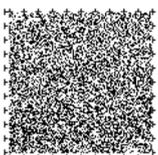


2. 地域での生活支援

(1) 地域の支援体制の充実

① 地域の相談支援体制の整備

- 市町が設置する協議会を中心に、関係者のネットワークを活かし、障害児者に身近な市町で、障害の種別にかかわらず、ライフステージのそれぞれの場面で相談支援を行う体制の充実を図ります。
- 地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業等を実施し、支援困難事例への対応や相談支援事業者への助言等を行う基幹相談支援センターの設置を促進するなどして、市町における相談支援体制の充実を図ります。
- 障害者の身近な相談に応じる身体障害者相談員及び知的障害者相談員制度について、普及啓発に努めるとともに、制度が効果的に活用されるよう、相談支援体制の充実について、市町に働きかけます。
- 市町が実施する新生児聴覚スクリーニング検査において、先天性の聴覚障害の早期発見や早期対応ができるよう、精度管理を含めた実施体制の充実を図るとともに、聴覚障害児に対する早期療育の推進に取り組みます。また、関係機関が連携して難聴児の支援体制の確保に努めます。
- 市町が実施する乳幼児健康診査等において、発達障害を含む様々な障害の早期発見や早期対応ができるよう、実施体制の整備を促進するとともに、発達が気になる子ども及びその保護者支援に関わる人材の育成を推進します。また、早期療育を一層充実させるため、子どもの発達に関わる多機関が連携して支援を行うことができる体制を強化します。
- 市町障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する通報や届出の受理、障害者及び養護者に対する相談、指導・助言等が適切に行われるよう、県が主催する研修会などを通じ、対応力を向上するとともに、市町及び関係機関等との協力体制の充実を図ります。
- 障害福祉相談所は、市町などの求めに応じ、身体障害児者や知的障害児者、障害者の権利擁護等に関して、専門的な知識や技術を必要とする相談を行います。
- 精神保健福祉センターは、市町などの求めに応じ、心の健康づくりなど精神保健福祉相談について、専門的な知識や技術を必要とする相談を行います。
- 障害者社会参加推進センターは、必要に応じ、法律相談をはじめとした専門的な相談を実施します。



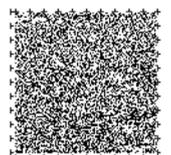
- かがわ総合リハビリテーション福祉センターは、身近な日常生活用具や福祉用具について、作業療法士等が必要に応じて家庭などに訪問し相談を実施します。
- 障害者権利擁護センターは、虐待に関する通報や届出を受理し、虐待を受けた障害者に対して適切な支援を行うとともに、福祉事務所、精神保健福祉センター等関係機関とネットワークを構築し、連絡調整を行うなど、虐待の未然防止ならびに障害者及びその保護者に対する支援を行います。

②多様な障害等に応じた相談体制の整備

- 発達障害者支援センターにおいて、発達障害児者や家族等に対する相談支援、発達支援、就労支援などの個別支援を行うとともに、地域で発達障害支援を行っている機関等からの相談を受け助言を行います。また、発達障害者支援の中核的・専門的機関として、地域支援体制マネジメントチームと協力し、発達障害児者が身近な地域で一貫した支援が受けられるよう、各市町行政を支援する中で地域の相談支援体制整備を推進していきます。
- 精神保健福祉センターに設置した「ひきこもり地域支援センター『アンダンテ』」を中心として、各市町や保健所等と連携し、ひきこもり本人や家族からの相談に応じるとともに、ひきこもりに関する支援者やひきこもりサポーターの対応力向上のために研修を行うなど、ひきこもりに関する専門的な知識や技術を必要とする相談、広域的な課題について市町に助言するなど、積極的に支援します。
- 精神保健福祉センターや保健所において、関係機関と連携し、アルコール、薬物、ギャンブル、ネット・ゲーム等の依存症に関する相談支援を実施するとともに、相談支援に必要な人材養成を行います。
- 地域における身近な障害児支援の中核的な役割を果たす機関として児童発達支援センターの設置を促進し、幅広い高度な専門性に基づく支援や地域の障害児通所支援事業所に対する相談を行うなど、地域における障害児やその家族への支援体制の強化を図ります。
- 難病診療連携コーディネーター・難病診療カウンセラーを難病診療連携拠点病院に配置し、難病患者の様々なニーズに対応した相談や支援を通じて、地域で生活する難病患者等を支援します。
- 地域が抱える課題が複雑化複合化しており、それらの支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、市町の地域包括支援センターなどと連携するなど、相談支援体制の強化を働きかけます。

③様々な分野との連携体制の整備

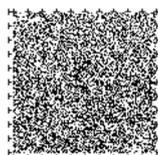
- 県全体の相談支援体制づくりを話し合う県自立支援協議会の活動の充実を図り、広域的な課題の解決を図ります。また、県自立支援協議会と市町が設置する協議会との連携を深めるため、地域の核



となる相談支援専門員を圏域マネージャーとして配置し、障害者のニーズに応じた支援が受けられるよう努めます。

- 精神障害者(発達障害及び高次脳機能障害を含む)が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう地域包括ケアシステムを構築するため、圏域ごとに設置された保健、医療、障害福祉の各分野が連携した協議の場を中心に、支援体制の整備や課題に対する必要な取り組みを実践できるように働きかけを行います。
- 発達障害者支援連携協議会において、福祉、保健、医療、教育、労働関係等関係機関との連携を強化し、ライフステージの切り替わりに必要な支援を行うよう努めます。
- かがわ総合リハビリテーションセンターに設置されているかがわ高次脳機能障害支援センターを活用し、高次脳機能障害者への専門的な相談支援を行うとともに、福祉、保健、医療、教育、労働機関等との支援ネットワークを強化し、地域において継続的な支援が図られるよう努めます。

項目	4年度実績	8年度目標値・サービス見込み量
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言実施市町数	15市町	17市町
医療的ケア児等のための関係機関の協議の場(圏域)の設置	4か所	6か所



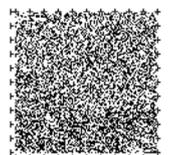
(2)生活の場や活動の場の確保

①地域生活移行・定着の促進

- 障害者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域相談支援(地域移行支援や地域定着支援)を行う相談支援事業の活動を促進するとともに、県自立支援協議会と市町が設置する協議会との連携を強化し、精神科病院や入所施設等から地域生活へ移行できるよう、地域生活への移行・定着を促進します。
- ノーマライゼーションの理念に基づき、地域住民や施設・病院関係者、保護者等に対する理解促進を図るため、地域移行の普及啓発活動や研修等を実施して、施設や病院等からの地域生活移行を促進します。
- 障害者支援施設においては、自立や地域生活のための力をつけることを目標に含め、入所者の障害特性や能力に応じた適切な個別支援計画を作成し、定期的に地域生活の可能性等を検討するよう指導します。また、入所者が地域生活に向けて個別に訓練を行う自立訓練を促進します。
- 障害者の生きがいのある地域生活と社会参加の促進を図られる必要があることから、かがわ総合リハビリテーションセンター成人支援施設において、社会リハビリテーションや職業リハビリテーションを実施し、高次脳機能障害者を含む事故や病気を原因とする中途障害者が、再び地域生活や職場復帰ができるよう努めます。
- 障害者支援施設について、障害者と地域住民との交流の場として活用するとともに、施設の持つ専門機能を地域に還元するなどして、地域で暮らす障害者を支援する活動に積極的に取り組むよう促します。
- 精神障害者が安心して地域で日常生活を送れるよう、夜間や休日等の緊急時の医療を確保するため、精神科救急医療体制の適切な運用に努めます。
- 高齢や障害により特別な支援が必要な矯正施設退所予定者や被疑者等が、退所後及び釈放後、直ちに福祉サービスを受けられるよう、福祉的支援を行う地域生活定着支援センターの活動を推進し、福祉関係機関、保護観察所及び矯正施設等の関係機関と密接に連携しながら、退所後のサービス利用についての調整等を行います。

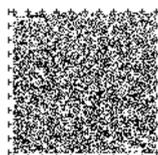
②住まいの場の確保

- 障害者の地域における住まいの場として、グループホームの整備を促進するとともに、障害者やその家族が地域で安心して生活できるように居住支援機能と地域支援機能を併せ持つ地域生活支援拠点等の市町における整備を促進します。



- 香川県居住支援協議会を定期的を開催し、県関係課や市町、香川県社会福祉協議会等の関係団体と連携することにより、住宅セーフティネット制度に係る情報共有等を行うとともに、居住支援の取組みを促進します。
- 県営住宅について、登録入居制度を通じて障害者の入居に配慮するとともに、障害者のニーズに応じてグループホーム事業等への活用に努めます。
- 障害福祉相談所では、施設やグループホームの空き情報等を提供します。

項目	4年度実績	8年度目標値・サービス見込み量
精神科病院における在院期間1年以上の長期在院者数	1,861人	1,183人
地域生活移行者数(令和5年度からの累計)	46人	60人



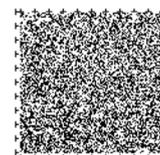
(3)障害福祉サービス等の充実

①身近な地域でのサービスの充実

- 障害者が地域においてライフステージに応じた適切な支援を受けることができるよう、市町と連携し、各圏域に、市町が設置する協議会における個別事例の検討等を通して、地域の支援体制の整備を促進します。
- 必要な障害福祉サービスのサービス量を確保するため、共生型サービス事業所を含め指定事業者の拡充に努めます。
- 障害者が、その個性やニーズに応じたサービスをできるだけ身近なところで選択できるよう、訪問系、通所系、相談系事業所の量的・質的な充実を図ります。
- 障害者が自宅において可能な限り自立した生活を送ることができるように、ヘルパーが自宅を訪問し、生活全般にわたる援助を行う居宅介護等、屋外で積極的な活動を営めるよう支援する行動援護や同行援護、地域生活支援事業の移動支援、身体機能を補う補装具の支給、障害者の生活の利便性を高め、介護者の介護負担の軽減につながる日常生活用具の給付等の効果的な実施を市町に働きかけます。
- 自宅で介護を行う者が疾病等で介護ができない場合などに障害者が施設に短期間入所する短期入所(ショートステイ)について、施設や病院の空床活用等も行いつつ、指定事業者の拡充に努めます。
- 障害者が身近な地域において、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを受けることができるよう、市町と連携し、地域活動支援センターの利用の促進を図ります。
- 県と市町がそれぞれの役割に応じ、障害のある人が、いきいきとした日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた地域生活支援事業等を充実させます。

②施設サービスの充実

- 適切な指導監査や障害福祉サービス従事者の資質向上のための研修等を通じて、サービスの質の確保・向上を図ります。
- 障害者施設の整備に当たっては、住み慣れた地域でそれぞれの障害特性に応じて、自分らしく生活していけるよう、日中活動系サービスを中心に推進し、施設入所支援については、地域の実情に応じ、真に必要なものについて行うこととします。



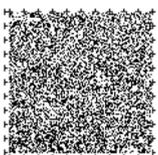
- 施設に入所している障害者の高齢化を踏まえ、共生型サービス事業所の指定や施設職員の資質向上、本人の意思決定の尊重など、高齢の障害者に対する適切な処遇の確保に努めます。
- 障害者支援施設等において適切な施設運営や個別支援計画に基づいた利用者本位の適切な支援が行われるよう、指導監査を効果的に実施するとともに、あわせて、虐待などが起こらないよう施設の指導を徹底します。
- 障害者支援施設等に対して、サービス内容に関する自己評価の導入や福祉サービス第三者評価の活用を促すとともに、苦情相談窓口や第三者委員の設置の指導、運営適正化委員会における苦情解決等を通じて、サービスの質の確保・向上を図ります。
- 既存の障害者支援施設の改築等の際には、可能な限り居室の個室化やバリアフリー化、安全性の確保など、施設的环境改善に積極的に取り組むよう促します。また、在宅の障害者への支援や地域社会との交流など、地域に開かれた施設運営に努めるよう促します。

③将来を見据えた障害福祉サービスの提供

- 障害福祉サービスと介護保険サービスの両方を提供する共生型サービス事業所の指定により、地域の実情に応じたサービスの提供につなげます。
- 地域で生活する障害者の高齢化、重度化やその家族の高齢化を見据え、障害児者の地域生活支援を推進する観点から、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を促進するとともに、機能の一層の充実を図ります。

④県立施設の特徴あるサービスの提供

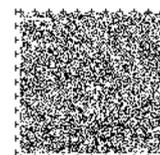
- かがわ総合リハビリテーションセンターでは、医療と福祉の拠点機能を生かして、障害児者に対する医学的リハビリテーション、社会リハビリテーション、職業リハビリテーション等の実施のほか、相談支援、生きがいづくりや交流の場の提供など幅広いサービスを総合的に提供することにより、自立を支援し、社会参加を促進するとともに、地域共生社会の実現に向けて拠点機能の充実・強化を図ります。
- かがわ総合リハビリテーション成人支援施設では、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援の各事業を体系的に運営することにより、障害者の自立と、地域生活から就労までの社会参加を総合的に支援していきます。また、そのために、他機関との連携を強化していくとともに更なる利用促進に向け情報提供を行います。



- かがわ総合リハビリテーション福祉センターでは、障害児者が身近な地域での社会参加ができるよう、各地域での活動の場づくりや支援者育成を行うとともにライフステージを通じた重度の在宅障害者に必要な支援ネットワークづくりに努めます。また、発達障害者支援センターやかがわ高次脳機能障害支援センターでは、身近な地域で支援が受けられるよう体制整備を行います。
- ふじみ園では、知的障害者を中心に、生活介護、就労継続支援(B型)などの日中活動と施設入所支援のほか、高齢化・重度化する障害者支援ニーズに対応できる専門支援人材の確保及び施設環境の整備充実を促進します。
- たまも園では、重度の身体障害者を中心に生活介護、施設入所支援を実施するほか、利用者の高齢化、重度化や知的障害を有する重複障害者への対応ができる人材の育成に努めます。
さらに、地域の中核的な施設として、地域移行や在宅障害者への支援に努めるとともに、地域住民に対し、行事等を通じ、障害への理解を促進します。
- 川部みどり園では、重度の知的障害児者の支援に加え、様々なニーズを持った障害者が地域での生活を実現できるよう、生活訓練などの支援に取り組むとともに、虐待を受けた障害児や家庭での養育が困難な障害児の支援に努めます。
また、利用者のニーズの変化に応じたサービスが提供できるよう、支援環境の充実を図ります。
- 指定管理者制度を導入している施設について、県立施設としての意義と役割を踏まえ、利用者のニーズの変化等に応じたより良いサービスの提供に努めます。

⑤障害児への支援

- 市町が実施する新生児聴覚スクリーニング検査において、先天性の聴覚障害の早期発見や早期対応ができるよう、精度管理を含めた実施体制の充実を図るとともに、聴覚障害児に対する早期療育の推進に取り組みます。また、関係機関が連携して難聴児の支援体制の確保に努めます。(再掲)
- 幼少期や学齢期において、言語やコミュニケーション能力の習得や学習機会を確保するため、身体障害者手帳の交付に該当しない軽度・中等度の難聴児が補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。
- 地域において通園できる療育の場として、放課後等デイサービスや児童発達支援の普及を図るとともに、子ども女性相談センターとの連携を取りつつ、これら障害児通所支援の利用を促進します。
- 放課後児童クラブにおいて、市町や施設と連携して、障害児の受入体制の充実に努めます。
- 地域における身近な障害児支援の中核的な役割を果たす機関として児童発達支援センターの設置を促進し、幅広い高度な専門性に基づく支援や地域の障害児通所支援事業所に対する相談を行う

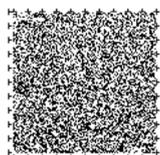


など、地域における障害児やその家族への支援体制の強化を図ります。(再掲)

- 障害児の地域社会への参加を推進するため保育所等訪問支援の利用ができるような体制の確保に努めます。
- 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の機会の確保に努めます。

⑥重度障害児者・医療的ケア児等への支援

- 重度の障害者が自宅において、自分らしい生活を送ることができるよう、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスの充実に努めます。
- 在宅の重症心身障害児者等の短期入所(ショートステイ)について、ニーズに対応できるよう体制の確保に努めます。
- かがわ総合リハビリテーションこども支援施設及び療養介護施設において、重症心身障害児者に対して、障害特性やニーズを踏まえ、障害福祉サービス提供の充実に努めます。
- かがわ総合リハビリテーション福祉センターにおいて、在宅で情報通信技術を活用した就労をめざす重度の障害者を支援します。また、就労系の福祉サービス事業所や企業等と連携し、県内の普及啓発、体制整備及びネットワークの構築に努めます。
- 在宅の重症心身障害児が日常生活動作等に関する適切な訓練等を受けることができるよう、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び放課後等デイサービスの充実に努めます。
- 日常的に、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な障害児等が適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、支援体制の構築に努めます。
- 医療的ケア児等やその家族等が地域で安心して暮らし続けられるよう、多様化する医療的ケア児等のニーズを的確に把握し、関係機関との総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーターの養成を行います。
- 医療的ケア児等やその家族、医療的ケア児等コーディネーターなどへの総合的な支援を行う「香川県医療的ケア児等支援センター」を中心にプラットフォームづくりを進めます。
- プラットフォームを活用して、家族同士の情報交換や交流の場の提供など、医療的ケア児等やその家族への支援を行います。また、支援者に対して適切な情報提供を行います。



- 医療的ケア児等やその家族等が、ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等を担う人材の確保と資質の向上に努めます。
- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、各保健所の保健師や自立支援員が小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
- NICU等長期入院患児の在宅移行と退院後の在宅療養を支援するため、在宅で介護する保護者の急用時に県が指定する医療機関で、患者を一時的に受け入れるレスパイト事業を実施します。

項目	4年度実績	8年度目標値・サービス見込み量
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	6か所	10か所
医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	129人	210人



3. 教育、就労、社会参加の促進

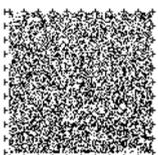
(1)療育・教育の充実

①地域の療育支援体制の整備・充実

- 市町が実施する乳幼児健康診査等において、発達障害を含む様々な障害の早期発見や早期対応ができるよう、実施体制の整備を促進するとともに、発達が気になる子ども及びその保護者支援に関わる人材の育成を推進します。また、早期療育を一層充実させるため、子どもの発達に関わる多機関が連携して支援を行うことができる体制を強化します。(再掲)
- 障害児に対しては、個別の支援計画に基づいた適切な保育が行われるよう、監査等を通じて保育所等に指導します。
- 地域において通園できる療育の場として、放課後等デイサービスや児童発達支援の普及を図るとともに、これら障害児通所支援の利用を促進します。
- 地域における障害児支援の中核的な役割を果たす機関として児童発達支援センターの設置を促進し、医療機関や保健所等と連携を図りながら保育所等訪問支援や専門的支援を行うことにより、発達に不安のある子どもへの早期対応や専門的な訓練等が必要な学齢期の児童に対する適切な対応に努めます。
- 在宅の障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を受けることができるよう、社会福祉法人等に委託して、訪問や来所による各種の相談・指導を行います。
- 放課後児童クラブにおいて、市町や施設と連携して、障害児の受入体制の充実に努めます。

②共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

- 小・中・高等学校の通常の学級や通級による指導、小・中学校の特別支援学級、特別支援学校などの多様な学びの場において、障害により教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の持てる力を最大限に高めることができるよう、ICTの活用を含め、一層効果的な指導や支援に努めます。
- 「個別の教育支援計画」等を活用し、教育、福祉、医療、保健、労働等の関係機関等が緊密に連携し、就学前から社会参加まで、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じた切れ目のない支援を行います。
- 特別支援教育に関する校内委員会の効果的な運営など、障害により教育上特別な支援を必要とする児童等の教育支援体制を確立し、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内研修の充実を図るなど、教員の専門性の向上に努めます。



- 医療的ケアが必要な障害児を受け入れる学校に看護師を適切に配置し、医療的ケアの支援体制の整備に努めるとともに、医療や福祉など児童生徒に関わる各機関との連携を図ります。
- 障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習の機会を積極的に設けるとともに、学校(園)での合理的配慮や基礎的環境整備の充実を図ることで、すべての子どもたちが、多様性を正しく理解し、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むための教育を推進します。
- 特別支援学校は、地域の特別支援教育の拠点として、センター的機能の一層の充実に努めます。また、障害児とその保護者に対し、就学に係る相談・指導を定期的に行うとともに、入学前に特別支援学校を体験できる機会を設けるなど早期からの一貫した教育支援の充実に努めます。
- 県立特別支援学校の教育環境の充実を図るため、校舎等の施設、設備の整備を行います。また、公立小・中学校の校舎等について、障害のある児童生徒の利用に配慮した施設、設備の整備を図るよう、市町教育委員会に働きかけます。
- 私立幼稚園において、障害児が就園する機会の拡大を図ります。

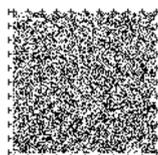
項目	4年度実績	8年度目標値・サービス見込み量
児童発達支援センターの設置	5か所	10か所



(2)雇用・就労の促進

①企業等への就労の促進

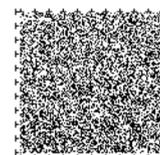
- 障害者一人ひとりの各ライフステージにおける就労先や働き方のニーズにきめ細やかに対応するため、就労支援に係る機関・事業所の取組みが積極的に推進されるよう努めます。
- 香川労働局や県労働所管部局など関係行政機関等とも連携し、障害者雇用に関する情報や取組状況等の共有化を図るとともに、諸課題の解決に向け協議し、障害者雇用の促進を図ります。また、地域の就労支援ネットワークを強化し、雇用と福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進します。
- 関係行政機関と連携し、障害者雇用に関する優遇制度について事業主への周知を図るとともに、法定雇用率を超えて障害者を雇用するなど、取組みが熱心な事業所を障害者雇用優良事業所認定制度により優良事業所として認定し、県ホームページで公表します。
- 障害者の企業等への就労を促進するため、就労移行支援事業所等の利用者で必要な者をハローワークの支援につなげるなど福祉と雇用の連携を強化するとともに、就労移行支援事業所の利用を促進し、企業への就労へとつながるよう支援します。
- 就労定着支援事業所を中心に、市町と連携し、就労移行した障害者が職場で定着できるよう支援に努めます。
- 民間事業所等に対し、専門の支援員等が働きかけ、障害者の働く場の開拓を行うとともに、就業後の職場定着支援を行い、障害者の職場実習の場の確保・就労定着に努めます。また、関係機関や事業所と連携し、特別支援学校等の生徒の職場実習受入れなどを促進します。
- 各圏域に設置している障害者就業・生活支援センターの活動の充実を図り、障害者に就業面と生活面の双方から一体的かつ効果的なサポートを行うことにより企業等への就労を促進し、職場での定着が図れるよう継続的に支援します。
- ハローワークを中心とした関係機関のチーム支援、障害者職業センターにおける専門的な就労支援やジョブコーチの派遣、トライアル雇用の活用等の障害者雇用の支援制度について、事業主等に対して普及啓発を図ります。
- 障害者雇用の経験がない企業等や就労の経験がない障害者双方の不安を解消し、雇用・就労意欲を高め、企業等への就労を促進するため、障害者就業・生活支援センターが行う職場実習等が効果的に実施できるよう支援します。



- 障害者の技能の向上を図るとともに、障害者雇用についての理解を深めるため、全国障害者技能競技大会(アビリンピック)や香川県障害者技能競技大会(アビリンピックかがわ)への参加を促進します。
- 障害者の職業能力の向上を図るため、障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施します。
- 会計年度任用職員としての採用や、特別支援学校からの職場実習の受入れを通じて、知的障害者等に就労経験の場を提供するとともに、障害者雇用について、企業や県民への啓発を図ります。
- 在宅就業を含めた障害者の企業等への就労を促進するため、かがわ総合リハビリテーション成人支援施設において、県内の関係機関への支援やネットワークづくり、モデル的な支援の実施等により、障害者の職業リハビリテーションの推進を図ります。

②福祉的就労の充実

- 障害者個々の能力に応じた働き方を支援できるよう、適切な支援ができる就労継続支援事業所の整備を促進します。
- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力・適性等に合った選択を支援する体制を整備します。
- 障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、新分野進出や販路開拓等のノウハウを持つアドバイザーを派遣するなど、積極的に工賃向上に取り組む施設を重点的に支援するとともに、工賃全体の底上げのための支援を行います。
また、必要に応じて就労継続支援A型事業所に対して経営改善計画書の提出を促し、経営改善が推進されるよう努めます。
- 工賃の向上について、個々の事業所における工賃向上計画の作成を促し、各事業所が計画に基づいて行う工賃向上の取組みが効果的に推進されるよう、令和6年度から3年間を実施期間とする第5期かがわ工賃向上指針を策定し、事業所の実態に即した施策を講じます。
- 工賃向上のための中核的組織である共同受注窓口の機能を強化し、共同受注窓口を通じた農作業支援や軽作業等の受注の拡大を図るとともに、スーパーバイザーの配置により共同受注窓口のさらなる強化を図り、新規業務の開拓や既存業務の拡充等を推進し、工賃向上に積極的に取り組みます。
- 工賃向上に向けた研修事業を行うことにより、障害者就労施設等の職員の意識の向上を図るとともに、利用者のモチベーションが高まるよう取り組みます。

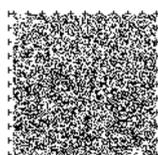


- 障害者の働く意欲をより高めるため、生産品を共同で展示、販売するなど様々な機会を通して生産品をPRし、販路が拡大できるよう支援します。
- 障害者優先調達推進法に基づき、調達目標額を定めた調達方針を毎年度策定し、各所属に設置したハートフル推進員への情報提供などにより障害者就労施設等からの購入を推進します。また、市町や関係機関、企業等に対し、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの購入を促進する取組みを進めます。

③障害者の新たな雇用機会の創出

- 重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策を連携し、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や重度障害者等が自営業者として働く場合に、職場等における介助や通勤の支援の実施に努めます。
- 就労支援策として、ICT技術など、新たな技術の習得やスキルアップを促進し、企業等からの仕事を開拓します。

項目	4年度実績	8年度目標値・サービス見込み量
福祉施設から一般就労に移行した者の数	90人	111人
障害者就業・生活支援センターが支援して就職した障害者数 (令和6年度からの累計)	291人	500人



(3)社会参加の促進

①障害者スポーツの振興

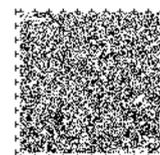
- 「香川県障害者スポーツ協会」を通じ、普及啓発を行うとともに、競技スポーツとしての競技力の向上を図り、パラリンピックや世界大会などの国際大会で活躍できる障害者スポーツ選手を育成するなど、総合的な障害者スポーツの振興を推進します。
- 有望な障害者スポーツ選手の強化支援や障害特性に応じた指導者の養成により、障害者スポーツの競技水準の向上を図り、パラリンピックや世界大会などの国際大会で活躍できる選手を養成するとともに、毎年、全国障害者スポーツ大会に代表選手団を派遣します。
- スポーツ教室や地域スポーツ振興事業を開催するなど、障害者のスポーツ参加の促進及び障害者スポーツ普及の啓発を図るとともに、香川県障害者スポーツ大会や各種レクリエーション大会等を開催するなど、参加型スポーツの振興を図ります。
- かがわ総合リハビリテーション福祉センターの体育館やプール等の利用料金の免除を行い、障害者が気軽にスポーツやレクリエーションを行えるよう支援します。

②障害者の生活体験の拡充

- 中途失聴者、視覚障害者、音声機能障害者などの方へ、障害特性に応じた生活訓練を実施することにより、障害者の社会参加を促進します。
- 視覚障害者が公共交通機関を積極的に活用できるよう、電車の乗降体験機会の提供などに努めます。
- 社会参加の促進を図るため、障害福祉サービス事業所等において、生活体験の機会を増やすよう努めます。

③障害者による文化芸術活動の推進

- 誰もが障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進するように努めます。
- 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与することに努めます。
- 障害者の文化芸術活動を支援する「香川県障害者芸術文化活動支援センター」を活用し、関係機関と連携することで、文化芸術活動に関する相談支援を行い、県内外の文化芸術活動の場に関する情報の発信、文化芸術活動及び発表の機会の創出や鑑賞の機会を確保するように努めます。

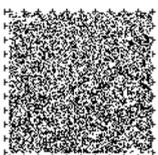


- 障害者が文化芸術に触れる機会の充実を図るため、県の文化施設などの観覧料の減免を行い、障害者の文化芸術活動の鑑賞の機会の拡大に努めます。
- かがわ総合リハビリテーション福祉センターにおいて、文化教室を開催するなど、障害者の文化・芸術活動の促進を図るとともに、作品や成果を発表する場づくりや同好会支援など、障害者の文化・芸術活動の振興に努めます。
- 「こころの健康展」や「県精神保健福祉大会」において、障害者の文化活動の成果の発表や作品を展示する場を提供するとともに、視覚障害者福祉センターや聴覚障害者福祉センターにおいて文化祭等を開催し、障害者の文化活動を支援します。

④交流活動の促進

- 障害者団体や障害者本人、家族等の活動に対し様々な情報の提供を行い、交流活動の促進を図ります。
また、かがわ総合リハビリテーション福祉センターにおいても、交流企画やイベントの開催、会議室等の場の提供を通して交流の促進を図ります。
- 川部みどり園やふじみ園等、県立施設の体育館等を地域に開放し、地域住民の健康促進の場として活用を図るとともに、各施設において健康まつり等の地域住民を対象とする行事を実施し、施設の利用者と地域住民との交流活動を促進します。
- 県立施設等において、ボランティアの受入れを行い、様々な交流行事に取り組むほか、地域の小・中学校と連携し、施設見学等を実施することにより、交流活動を推進します。
- 県ホームページにおいて様々な障害者に関する情報提供を行うとともに、障害者社会参加推進センターにおいて、日常生活に必要な各種の情報を提供する「手帳の交付を受けた方の福祉便覧」を作成し、市町、関係行政機関等に配布することなどにより、障害者の社会参加を促進します。
- 各障害の代表者等により構成される障害者社会参加推進センターにおいて、障害の種別を問わず、社会参加を促進するための取組みを進めます。

項目	4年度実績	8年度目標値・サービス見込み量
障害者の文化芸術活動支援拠点と連携してかがわ文化芸術祭に出展する団体数(令和3年度からの累計)	15団体	37団体

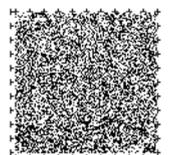


4. 安心・安全な生活を支える環境の整備

(1) 保健・医療の充実

① 適切な保健・医療の充実

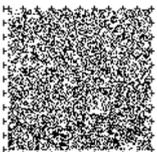
- 市町と連携し、障害者が自立支援医療を適正に受けられるよう努めます。
- 精神障害者の人権に配慮した適切な医療を確保し、社会復帰や社会参加を促進するため、精神科病院における入院患者の処遇が適正に行われ、社会復帰に向けた様々な取組みや、入院患者に対する不適切な隔離・身体的拘束をゼロにする取組みが積極的に推進されるよう努めます。(再掲)
- 精神障害者が安心して地域で日常生活を送れるよう、夜間や休日において、当事者やその家族を対象とした精神医療相談窓口を設けるとともに、緊急時の医療を確保するため、精神科救急医療体制の適切な運用に努めます。
- 県立丸亀病院は、「精神科救急情報センター」として、精神科救急医療体制が円滑に実施されるよう関係機関との連絡調整を行うとともに、「精神科救急拠点病院」として救急患者の最終的な受け皿として常時対応します。
- 身体疾患を併せ持つ精神障害者への適切な医療を確保するため、香川大学と連携し、精神科医療機関と他科医療機関の連携体制の構築を図るとともに、身体合併症拠点病院の整備により、身体合併症患者の最終的な受け入れ先を確保します。
- 医療関係者や香川大学医学部と連携を図りながら、公立病院や地域の中核病院の勤務医の確保を図るほか、精神科医師の育成と県内定着に努めます。
- 指定難病患者等に対し、医療費助成による医療費負担の軽減を図るとともに、難病相談支援ネットワーク事業等により、医療体制の充実や相談支援の充実に努めます。
- 香川県難病対策連絡協議会において、難病患者に対する医療確保のための連絡調整を行うとともに、県内における難病の医療提供体制のあり方等についても検討を進めます。
- 臓器機能の低下に対する効果的な治療法である臓器移植や、血液難病に対する効果的な治療法である造血幹細胞移植について、県民、特に若年層への正しい知識の普及啓発と意思表示等の促進に取り組みます。また、臓器移植については、医療機関等と連携した円滑な提供が行われる体制の整備、造血幹細胞移植については、市町等と連携した骨髄等を提供しやすい環境の整備に努めます。



- 強度行動障害者など特別に配慮された支援が必要な障害者について、福祉と保健・医療との連携強化などの支援に努めます。
- 虐待を受けた障害児等に対して、障害児入所施設において心理的ケアを提供するなどにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行えるよう努めます。
- かがわ総合リハビリテーション病院において、総合的なリハビリテーションを提供し、機能回復及び日常生活動作や生活の質の向上に努めます。また、障害児者の利便性を向上するため、診療科目の確保に努めます。さらに、障害者歯科治療の充実に努めます。
- 依存症治療拠点機関や依存症専門医療機関の整備を図ることにより、拠点となる病院を中心とした依存症の医療提供体制の構築に取り組みます。

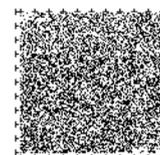
②精神保健福祉の推進

- 精神保健福祉センター、保健所、市町等の関係機関において、こころの健康に関する問題(うつ病や統合失調症、思春期のメンタルヘルス等)を、気軽に相談できる体制の充実に努めます。
- 精神障害者が、地域で様々な活動に参加したり、安定した日常生活を送ることができるよう、当事者グループ、家族会、断酒会等の自助活動の支援に努めます。
また、同じ体験を持つ者同士が支え合う精神障害者ピアサポーターを養成し、ピアサポーターを通じて地域移行・地域定着の促進、精神障害者の理解などを進めます。
- 精神保健福祉センターや保健所において、関係機関と連携し、思春期における様々な問題への対策や、依存症対策を実施するとともに、こころの健康に関する普及啓発活動を行います。
- 精神保健福祉センターに設置した「ひきこもり地域支援センター『アンダンテ』」を中心として、各市町や保健所等と連携し、ひきこもり本人や家族からの相談に応じるとともに、ひきこもりに関する支援者やひきこもりサポーターの対応能力向上のために研修を行うなど、ひきこもりに関する専門的な知識や技術を必要とする相談、広域的な課題について市町に助言するなど、積極的に支援します。(再掲)
- うつ病については、理解を深めるための普及啓発に努めるとともに、早期に適切な治療ができるよう、一般かかりつけ医と精神科医との連携強化を図るなどの対策を実施します。
- 香川県自殺対策連絡協議会を中心に、関係機関が自殺対策についての情報交換や有効な施策についての協議を行い、自殺対策を推進します。



- 地域で生活する精神障害者に対する相談対応や訪問による支援を推進し、精神障害者の地域での生活の安定や定着が図られるよう努めます。
- 精神保健福祉センターは、県内の精神保健及び精神障害者の福祉に関する中核的な機関として、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神科医療の推進、社会復帰の促進のための業務等を実施します。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、各圏域に設置した 保健・医療・福祉関係者等による協議の場において、各圏域の課題や強みから取り組むべきことを関係者間で明確化し共有するとともに、目標と評価を設定し、効果的に実施できるように協議の場の活性化を図ります。

項目	4年度実績	8年度目標値・サービス見込み量
強度行動障害を有する者への支援体制の整備	—	17市町



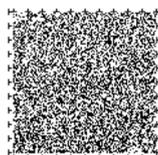
(2)安心して生活できる環境づくり

①経済的な支援

- 身体や精神に中程度以上の障害のある障害児を監護している父母又は養育者に対し、特別児童扶養手当を支給するとともに、日常生活において、常時、特別の介護を必要とする障害児者に対し、特別障害者手当等を支給します。
- 障害者の生計の基礎となる障害基礎年金等について、その制度の周知を図り、活用を促進することにより、障害者の経済的自立を支援します。
- 心身障害者を扶養する者が、その生存中、一定の掛金を納付し、扶養者が死亡あるいは重度障害になったとき、心身障害者に終身年金を支給する「心身障害者扶養共済制度」の円滑な運用に努めます。
- 障害者世帯などの経済的自立や社会参加を促す「生活福祉資金貸付制度」の普及啓発に努めるとともに制度の安定的な運営を図ります。
- 障害者の経済的負担の軽減を図るため、一定要件のもとで自動車税、自動車取得税を減免するほか、JRの運賃割引制度、NHKの放送受信料減免制度等について、制度の周知を図ります。
- 障害者の医療費の軽減を図るため、重度心身障害者等に対し、医療費の自己負担分の一部を給付します。

②家族支援の充実

- ひきこもり地域支援センターや各保健所などで家族支援の研修会、家族のグループワークや家族が集う場を提供します。
- 高次脳機能障害者の家族会に様々な情報を提供し、家族会活動を支援します。
- 市町と連携し、在宅の障害児者の介護等を行っている家族が過重な負担を感じたり孤立化しないよう、障害福祉サービスなどに関する情報提供を行うとともに、様々なニーズに弾力的に対応できるよう、日中一時預かりやショートステイ、ホームヘルプサービスなどのサービスの提供を促進します。
- かがわ総合リハビリテーション福祉センターにおいて、障害者の生活の利便性を高め、介護者の負担軽減につながるような福祉機器・福祉用具に関する情報提供、利用支援に努めます。
- パARENTメンター(信頼のおける相談相手としての先輩保護者)の養成・派遣による相談支援を行うなど、発達障害児者の家族支援の充実を図ります。また、ニーズに応じた場を提供するなど、家族



に対する支援体制の構築を推進していきます。

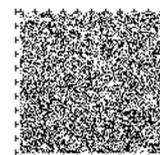
- 保護者自身が子どもの発達特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け適切な対応ができるよう、保護者支援に関わる支援者向けにペアレントプログラム等を実施し、家族等に対する支援体制充実に努めます。

③施設のバリアフリーの向上

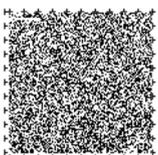
- 福祉のまちづくりを推進するため、幅広い広報・啓発活動を行うとともに「香川県福祉のまちづくり条例」に基づいた、公共的施設や公共交通機関などのバリアフリー化を促進します。
- ユニバーサルデザインの理念の普及を促進するとともに、施設整備や情報提供、ものづくりなどあらゆる面において、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 障害者などの移動に配慮した社会づくりを推進するため、「かがわ思いやり駐車場制度」の普及と適切な駐車場利用の促進を図るとともに、新規協力施設の確保に努めます。
- 人々の憩いや交流の場となる公園施設の新たな整備や改修に当たっては、障害者や高齢者にとって利用しやすいようにバリアフリー化を図ります。
- 障害者等の住宅に対する様々な疑問や不安に対して、建築士等が適切な助言を行う「住宅相談」を定期的に実施します。
- 障害者等の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の供給を促進するとともに、公営住宅では、引き続き、長寿命化計画等に基づき、段差の解消や手すりの設置などバリアフリー化を進め、障害者の入居に配慮します。
- 公共交通機関が障害者や高齢者に利用しやすいものとなるよう、駅や船のバリアフリー化、ノンステップバス等の低床バスの導入などに向け、関係機関に対し理解と協力を求めます。

④障害の特性に応じた情報の提供

- 障害者の外出等に必要な介助等の支援を行うため、市町と連携し、同行援護、行動援護や移動支援の利用を促進するとともに、それに携わる人材の育成を行います。
- 身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の利用促進を図るとともに、補助犬に対する理解が促進されるよう普及啓発に努めます。
- 県ホームページについて、障害者が必要とする県政情報を容易に入手できるよう、ウェブアクセシビリティの確保に取り組みます。
- 県ホームページや「手帳の交付を受けた方の福祉便覧」等により、公共交通機関の利用運賃等の軽減に関する情報提供を行います。

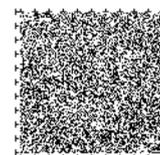


- 障害者が各種障害者施策や福祉サービス事業所等の生活に必要な情報を容易に入手できるよう、ホームページの充実を図ります。
- 聴覚障害者、視覚障害者への情報提供を行う中核的な施設である聴覚障害者福祉センター、視覚障害者福祉センターの機能の充実を図ります。
- 障害者が情報通信技術に親しみ、積極的に情報を入手して、社会に参画できるよう、パソコン教室等を開催するほか、障害特性を踏まえたパソコン利用方法の助言指導等を行うパソコンボランティアの養成を行うとともに、最新のITツールやアプリケーションなどの情報提供を行い、障害者の生活の質の向上を支援します。
- 日常生活用具等の給付対象となっている障害者のコミュニケーション支援のための情報機器等の普及促進を図ります。
- 視覚障害者福祉センターで音訳図書、点訳図書を、聴覚障害者福祉センターで字幕入りDVDの製作・貸し出しを行い、視覚障害者及び聴覚障害者に対する情報提供の充実に努めます。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえて、肢体不自由や識字障害を含む視覚障害者等が身近に読書が楽しめる環境づくりに努めます。
- 障害の特性に配慮した意思疎通支援者の派遣を行うとともに、意思疎通支援事業の充実を市町に働きかけます。また、市町による手話通訳者や要約筆記者の派遣が困難な場合は、市町に代わって派遣をします。
- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術の進展等を踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。
- 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、判断能力が不十分な障害者がみずからの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組みを支援します。
- 県選挙管理委員会が指定する病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。



⑤災害や感染症への対策の充実

- 住民の適切な避難行動を実現するため、防災行政無線や防災情報システムなどの情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、避難情報・気象情報等を積極的に入手できる「防災情報メール」への登録促進に加え、防災アプリ「香川県防災ナビ」の普及啓発に努めます。
- 災害時に要支援者の避難行動が円滑に行われるよう、民生委員やケアマネジャー等の福祉専門職と連携し、市町に対して、名簿情報の更新や具体的な個別避難計画の作成を促進するよう助言します。
- 避難行動要支援者名簿が完成した市町に対しては、それぞれ個別避難計画の作成を行うよう働きかけ、個別避難計画の策定が終了した市町に対しては、防災訓練などの機会を活用し、個別避難計画に基づいた避難行動支援の訓練を行い、計画の有効性を検証するとともに、名簿の更新等の必要な見直しを行うよう働きかけます。
- 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために、特別な配慮が受けられる福祉避難所の市町における指定を促進します。
- 避難所における障害者の障害種別に応じた留意事項や配慮事項に関する手引きを作成し、市町や障害福祉サービス事業所等に周知します。
- 障害福祉サービス事業所に対し、感染症や災害発生時においてもサービス提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定や見直し、従業員への研修・訓練の実施などを指導します。
- 障害福祉サービス事業所等に対し、災害対策に関する具体的な計画を作成し、事業所内の見やすい場所への掲示、避難訓練の実施について指導します。
- 入所施設において、防災訓練等を行うなど防災対策を強化するよう支援します。また、災害時において、施設が在宅の障害者を臨時的に受け入れたり、社会福祉施設間の相互協力を図るなど、体制整備について、市町や関係団体等と連携し、働きかけます。
- 障害福祉サービス事業所等について、より安全な施設となるよう耐震化整備を促進します。
- 水防法の改正により、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に設置されている事業所においては、避難確保計画を策定し、各市町へ提出するよう働きかけます。
- 大規模災害に備え、災害時に避難所等において、障害児者を支援するボランティアを養成します。
- 災害時には、利用者や建物の被害状況を確認し、被災者の早期救出や受入調整等のための情報提供に努めます。

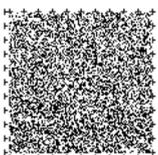


- 障害者施設において、不審者侵入対策をはじめとした利用者の安全管理対策を徹底するよう指導します。
- 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備や災害拠点精神科病院の充実により、災害発生時における精神医療体制の構築を図ります。
- 障害福祉サービス事業所において、感染症対策を検討する委員会の開催、指針の作成、従業員への研修の実施などを指導します。また、新興感染症罹患者が発生した場合は、障害者支援施設のサービス継続を支援するため、香川県相互応援システム(K-SOS)の運用を検討します。

⑥防犯・交通安全対策の推進

- 聴覚障害など、音声による 110 番通報が困難な方が文字や画像で警察へ通報するための「ファックス 110 番」や「110 番アプリシステム」の利用について障害者関係団体や関係機関に対し、あらゆる機会を通じてきめ細やかな広報啓発活動を継続して推進します。
- 悪質商法等の手口が巧妙化・悪質化していることから、障害者の消費者トラブルを防ぐため、障害者やその家族・支援者、福祉施設職員等に対し、講座や研修、メールマガジン等により、時機を得た悪質商法や製品事故に関する情報提供を行い、注意喚起を行うとともに、かがわ消費者見守りネットワーク連絡協議会において、県・市町などの関係機関が消費生活問題についての情報交換を行い、相談業務の円滑化や活性化を図り、消費生活相談による問題解決や二次被害の防止に努めます。
- 障害者や高齢者が、安全かつ快適に歩ける空間を確保するため、車いすなどが安全にすれ違えるよう、幅が広くバリアフリーに配慮した歩道などの整備を推進します。
- 障害者に対する思いやりを持った運転者を育成し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上など交通安全意識の普及啓発に努めます。
- 障害者が安全に道路を横断できるよう、バリアフリーに対応した信号機の整備に努めます。
- 自動車運転について、安全な運転を行うため及びその家族等を含めた不安を払拭するために助言・指導を行う必要があることから、積極的な相談を受け付けるために、安全運転相談の広報・周知活動を推進します。

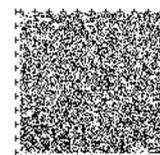
項目	4年度実績	8年度目標値・サービス見込み量
かがわ思いやり駐車場利用証交付件数 (平成23年度からの累計)	16,139件	21,500件
身体障害者補助犬給付頭数(平成15年度からの累計)	29頭	33頭



(3)人材の育成・確保

①障害福祉人材の育成・確保

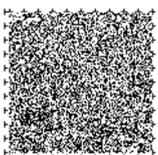
- 福祉人材センターにおける無料職業紹介事業の実施、職場説明会などを通じて従事希望者の就業を支援するとともに、潜在的有資格者等に対しては、再就業を働きかけます。社会福祉事業経営者からの人材確保や処遇改善等に関する相談に応じるほか、経営者等を対象とした研修を行います。
- 「介護の日」の啓発や、福祉の仕事に活用するための情報提供を行うことにより、福祉系高等学校や介護福祉士養成施設への進学、福祉職場への就業を促進します。
- 福祉職員の資質の向上を促進するため、キャリアごとの研修などの充実を図ります。
- (独)福祉医療機構が実施する「社会福祉施設職員等退職手当共済事業」に対する助成などにより、福祉職場の処遇改善に努めます。
- 障害者ケアマネジメントの手法を活用し、相談支援を担うことができる人材を育成するため、相談支援従事者研修(初任、現任、主任)等を実施し、資質の向上に努めます。
- 各事業者の障害福祉サービス全体を管理し、サービスを提供している職員に対し適切な指示をする役割を持つサービス管理責任者等に対し、個別支援計画の作成演習などを含めた研修を実施し、適切な支援が提供できるよう、サービス管理責任者等の資質の向上に努めます。
- 全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害支援区分の認定ができるよう、より実態に応じた認定調査員や市町審査会委員、診断書を記載する主治医に対する研修を行い、受講者の資質向上を図ります。
- 障害種別に応じた専門研修を通じて、様々なニーズがある障害者に対して適切な支援を行うことができる人材の育成に努めます。
- 工賃向上に向けた研修事業を行うことにより、障害者就労施設等の職員の意識の向上を図ります。
- 障害者の身近な相談に応じる身体障害者相談員及び知的障害者相談員に対し研修を実施することにより、障害者を取り巻く状況についての理解を促進し、地域で障害者を支える仕組みづくりを支援します。
- 聴覚障害者のコミュニケーションを支援する手話通訳者や要約筆記者、視覚障害者のコミュニケーションを支援する点訳、音訳等の人材養成を進めます。
- 聴覚と視覚の双方に障害のある盲ろう者の日常活動の支援を行う盲ろう者通訳・介助員の人材育成を進めます。



- 言語機能に障害のある失語症者の日常生活の支援を行う失語症者向け意思疎通支援者の人材育成を進めます。
- 障害福祉サービス事業所における、ICTや介護ロボットの導入などによる介護負担の軽減を進めることにより、介護人材の雇用を促進し、人材の確保に努めます。
- 県自立支援協議会が定めた人材育成ビジョンに沿って、相談支援専門員の質の向上を図るとともに、相談支援体制の一層の充実が図られるよう、市町が設置する協議会と連携し、圏域内の課題を把握し、総合的な助言・調整を行うことができる相談支援専門員の養成に努めます。
- 相談支援従事者のスキルアップのため、各圏域にアドバイザーを派遣し、サービス等利用計画のモニタリングの指導等を行うとともに、新規事業所等に対して、技術指導等を行うことにより、相談支援に携わる人材育成の支援に努めます。
- 発達障害者支援センターなどが実施する研修の場を活用して、地域における発達障害者への支援や高次脳機能障害者への支援を適切に行うことができる人材を育成します。
- 強度行動障害者など専門的な支援が必要な障害者に対して適切に支援できる人材を育成します。
- ひきこもりに関する支援者やひきこもりサポーターに対する研修を実施し、対応能力向上に努めます。
- 依存症の相談支援を行う職員を対象に研修会の開催や依存症の全国拠点である国立病院機構久里浜医療センターが主催する研修会への派遣により、依存症に対応できる人材養成を図ります。
- 医療的ケア児等やその家族等が地域で安心して暮らし続けられるよう、多様化する医療的ケア児等のニーズを的確に把握し、関係機関との総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーターの養成を行います。(再掲)
- 医療的ケア児等やその家族等が、ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等を担う人材の確保と資質の向上に努めます。(再掲)

②医療的人材の育成・確保

- 医療関係者や香川大学医学部と連携を図りながら、公立病院や地域の中核病院の勤務医の確保を図るほか、精神科医師の育成と県内定着に努めます。(再掲)
- 医療従事者等を対象に研修会の開催や依存症の全国拠点である国立病院機構久里浜医療センターが主催する研修会への派遣により、依存症に対応できる人材養成を図ります。
- 在宅医療に従事する医師や看護師等を対象に、医療的ケア児の在宅や保育所・学校等での支援に必要な研修を実施し、医療的ケア児が地域で医療的ケアを受けながら生活するために必要な人材の



育成や資質の向上に努めます。

- 喀痰吸引等医療的ケアに関する研修を通じて、様々なニーズがある障害者に対して適切な支援を行うことができる人材の育成に努めます。

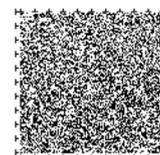
③自治体職員のスキルアップ

- 障害福祉を担当する市町職員に対する研修を実施し、関係職員の資質の向上を図ります。
- 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係市町と共有できる体制の構築に努めます。

④身近な地域で支える人材の育成・確保

- 特定非営利活動促進法に基づき法人格を付与すること等により、ボランティア団体等の健全な発展や組織力の向上を支援します。
- ボランティアやNPO法人の活動に関する各種情報の収集・提供を行うとともに、県民がボランティア活動に参加するためのきっかけづくりや活動のひろがりづくりに努めます。
- 障害者のコミュニケーションを支援する点訳・音訳ボランティアや手話ボランティア、パソコンの利用を支援するパソコンボランティア等の養成講座を開催します。
- 民生委員・児童委員に対する研修により、障害者に対する相談・援助活動の充実を図ります。
- 障害者を支える事業者の研修等において、消費者教育を実施するとともに、障害者が被害に遭わないよう消費者被害に関する情報提供、啓発を行います。
また、各種の当事者団体に対しても、機会を捉えて消費者被害に関する情報提供を行い、障害者自身に対する周知啓発を依頼します。

項目	4年度実績	8年度目標値・サービス見込み量
相談支援従事者初任者研修修了者 (平成11年度からの累計)	1,988人	2,180人
ひきこもりサポーター新規登録者数	—	10人



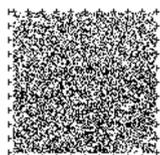
6 推進体制

(1) 施策の総合的な推進

- 福祉、保健、医療、教育、雇用など県庁内の関連する行政部門や関係団体、関係機関等との連携、協力を密にし、効果的かつ総合的な施策の推進を図ります。
- 障害福祉サービスの提供主体である市町との連携を密にし、各市町の計画推進を支援するとともに、必要に応じて広域的な調整を行います。
- 地域における支援が総合的、計画的に行われるよう、市町が設置する協議会を中心に、分野、官民の別をこえた幅広い関係者による連携、協力のネットワークづくりを支援します。
- 障害者が、それぞれのライフステージに応じて活動・自立のための力を発揮できるよう、継続的な支援を行います。
- 障害者の実情を把握し、必要に応じて国に改善等の提案を行います。

(2) 進捗状況の評価・管理

- このプランに係る障害者施策の実施状況については、PDCAサイクルを実施し、プランの進捗状況の確認等を行い、定期的に香川県障害者施策推進協議会に報告し、施策の推進方策等について意見を求め、施策の実施に反映するなど、プランの効果的な推進に努めます。
- また、県自立支援協議会においてもプランの進捗状況等について報告し、施策の推進方策等について意見を求めます。



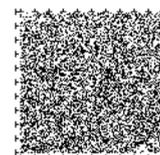
第4章 プランの数値目標等

1 障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の数値目標等

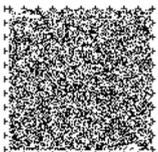
(1) 地域生活への移行及び一般就労への移行等の成果目標

項 目	令和4年度実績	令和8年度 基準値・目標値
① 福祉施設の入所者の地域生活への移行		
令和4年度末時点の入所者数 (A)	1,018人	1,000人
令和8年度末の入所者数 (B)	990人	965人
【目標値】削減見込み(A-B)	28人	35人
【目標値】地域生活移行者数(令和5年度からの累計)	46人	60人
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
精神科病院における入院後3か月時点の退院率	(※)60.8%	68.9%
精神科病院における入院後6か月時点の退院率	(※)76.8%	84.5%
精神科病院における入院後1年時点の退院率	(※)84.5%	91.0%
精神科病院における在院期間1年以上の長期在院者数	1,861人	1,183人
(65歳以上)	1,232人	744人
(65歳未満)	629人	439人
精神科病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	(※)318.8日	325.3日
③ 地域生活支援の充実		
強度行動障害を有する者への支援体制の整備	-	17市町
④ 福祉施設から一般就労への移行等		
令和3年度の一般就労移行者数 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)	67人	85人
令和8年度の一般就労移行者数 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)	90人	111人
就労移行支援事業を利用して一般就労に移行した者の数	56人	76人
就労継続支援A型事業を利用して一般就労に移行した者の数	15人	17人
就労継続支援B型事業を利用して一般就労に移行した者の数	18人	19人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率 (就労移行率5割以上の事業所の割合)	15.0%	50.0%
就労定着支援事業所ごとの就労定着率 (就労定着率7割以上の事業所の割合)	0.0%	25.0%
就労定着支援事業利用者数	53人	82人
障害者に対する職業訓練の受講者数	5人	5人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	122人	168人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	40人	57人
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	47人	77人

※ 令和元年度実績



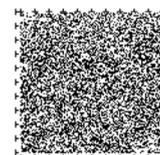
項 目	令和4年度実績	令和8年度 基準値・目標値
⑤ 障害児支援の提供体制の整備等		
児童発達支援センターの設置	5か所	10か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置	4か所	8か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	6か所	10か所



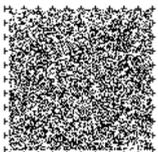
(2) 指定障害福祉サービス等の活動指標(各年度)

現在の利用者数、障害者の増加や障害者のニーズ、病院や施設から地域生活への移行等を勘案して、1か月分のサービス量を見込んでいます。

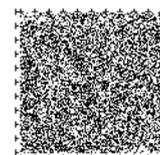
区分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問系	居宅介護	時間	24,429	24,624	25,095	25,596	
		人	1,513	1,602	1,643	1,686	
	重度訪問介護	時間	14,324	18,360	19,422	20,483	
		人	49	69	72	75	
	同行援護	時間	4,141	4,391	4,502	4,615	
		人	394	402	410	417	
	行動援護	時間	577	644	664	684	
		人	42	54	58	62	
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	150	150	
		人	0	0	1	1	
	日中活動系	生活介護	人日分	43,934	44,851	45,215	45,523
			人	2,213	2,217	2,245	2,300
自立訓練(機能訓練)		人日分	614	594	594	594	
		人	36	32	32	32	
自立訓練(生活訓練)		人日分	676	668	702	702	
		人	45	47	49	49	
就労選択支援		人	0	0	78	81	
就労移行支援		人日分	2,133	3,031	3,176	3,396	
		人	139	172	180	191	
就労定着支援		人	41	68	76	86	
就労継続支援(A型)		人日分	7,816	8,278	8,603	9,004	
		人	392	405	422	445	
就労継続支援(B型)		人日分	39,461	44,501	45,552	46,782	
		人	2,241	2,494	2,594	2,698	
その他日中活動		療養介護	人	270	273	278	281
		短期入所(福祉型)	人日分	3,514	3,636	3,746	3,856
	人		796	778	802	825	
	短期入所(医療型)	人日分	78	89	104	110	
人		18	15	18	19		



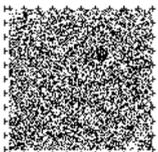
区分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児通所支援等	児童発達支援	人日分	5,429	8,046	8,963	9,878
		人	686	990	1,097	1,204
	放課後等デイサービス	人日分	17,306	19,252	19,784	20,318
		人	1,678	2,002	2,096	2,192
	保育所等訪問支援	人日分	56	79	86	92
		人	34	42	45	49
	居宅訪問型児童発達支援	人日分	78	28	43	63
		人	7	5	7	10
	障害児入所支援(福祉型)	人	41	41	41	41
	障害児入所支援(医療型)	人	37	37	37	37
障害児相談支援	人	2,703	3,153	3,386	3,616	
難聴児相談支援	人	10	14	16	17	
居住系	共同生活援助	人	953	1,057	1,104	1,154
	施設入所支援	人	997	990	974	954
	自立生活援助	人	4	5	9	12
相談支援	計画相談支援	人	7,416	7,669	7,810	7,962
	地域移行支援	人	7	7	9	13
	地域定着支援	人	9	7	9	13
その他	医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置	人	14	15	16	17
	保育所等訪問支援事業の実施	実施市町	6	12	13	15
	地域生活支援拠点施設のコーディネーター配置	設置数	18	18	18	19



区分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害にも対応した地域包括システム	精神障害に対応した協議会の開催	回	117	120	120	120
	精神障害に対応した協議会への参加者数	人	614	614	614	614
	精神障害に対応した協議会の評価の実施	回	14	17	18	18
	精神障害者の地域移行支援利用者数	人	7	6	8	12
	精神障害者の共同生活援助利用者数	人	493	531	546	560
	精神障害者の地域定着支援利用者数	人	22	19	21	26
	精神障害者の自立生活援助利用者数	人	9	9	11	14
	精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人	34	34	35	36
	重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所	か所	6	6	7	12
	重症心身障害児を対象とした放課後デイサービス事業所	か所	8	7	8	13
相談支援体制の充実・強化	基幹相談支援センターの設置	か所	16	19	19	26
	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	件	116	178	210	255
	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	40	65	68	77
	基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組み実施回数	回	10	31	33	41
	基幹相談支援センターによる個別事例の検証実施回数	回	6	17	22	34
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	人	6	11	12	21
	相談支援体制の協議会における個別事例の検討実施回数及び参加機関数	回	139	143	143	143
		機関	703	704	705	705
	相談支援体制の協議会における専門部会の設置数及び実施回数	か所	84	86	86	86
回		388	393	393	393	

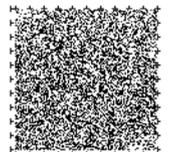


区分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害者等に対する支援	発達障害者支援地域協議会の開催	回	1	1	1	1
	発達障害者支援センターによる相談支援の実支援人数	人	250	250	250	250
	発達障害者支援センター等の関係機関への助言件数	件	120	120	120	120
	発達障害者支援センター等の地域住民向け講演会の開催	回	5	5	5	5
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数及び実施者数	人	40	41	42	47
		人	6	7	8	13
	ペアレントメンターの人数	人	34	35	36	41
	ピアサポート活動への参加人数	人	52	54	55	60
障害福祉サービスの質の向上	障害福祉サービス等にかかる各種研修への参加者人数	人	134	157	162	173
	相談支援専門員研修修了者数	人	90	90	90	90
	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎)修了者数	人	140	120	120	120
	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(実践)修了者数	人	100	100	100	100
	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(更新)修了者数	人	292	140	140	140
	相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数と修了者数	回	0	0	1	1
		人	0	0	50	50
指導監査結果の関係市町村との共有	回	100	100	100	100	

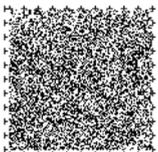


(3)指定障害福祉サービス等の活動指標(令和8年度圏域別)

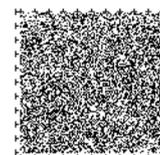
区分		単位	東部圏域	小豆圏域	西部圏域	合計	
訪問系	居宅介護	時間	14,352	338	10,906	25,596	
		人	849	34	803	1,686	
	重度訪問介護	時間	13,503	224	6,756	20,483	
		人	51	1	23	75	
	同行援護	時間	2,811	76	1,728	4,615	
		人	165	11	241	417	
	行動援護	時間	329	0	355	684	
		人	36	0	26	62	
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	150	150	
		人	0	0	1	1	
	日中活動系	生活介護	人日分	24,229	1,651	19,643	45,523
			人	1,217	80	1,003	2,300
自立訓練(機能訓練)		人日分	342	5	247	594	
		人	19	1	12	32	
自立訓練(生活訓練)		人日分	502	34	166	702	
		人	36	2	11	49	
就労選択支援		人	69	1	11	81	
就労移行支援		人日分	2,525	107	764	3,396	
		人	137	6	48	191	
就労定着支援		人	51	4	31	86	
就労継続支援(A型)		人日分	4,306	196	4,502	9,004	
		人	206	9	230	445	
就労継続支援(B型)		人日分	26,274	1,358	19,150	46,782	
		人	1,521	73	1,104	2,698	
その他日中活動		療養介護	人	133	14	134	281
		短期入所(福祉型)	人日分	2,432	197	1,227	3,856
			人	502	29	294	825
		短期入所(医療型)	人日分	56	10	44	110
	人		8	2	9	19	



区分		単位	東部圏域	小豆圏域	西部圏域	合計
障害児通所支援等	児童発達支援	人日分	6,268	77	3,533	9,878
		人	736	7	461	1,204
	放課後等デイサービス	人日分	9,525	429	10,364	20,318
		人	1,219	44	929	2,192
	保育所等訪問支援	人日分	24	0	68	92
		人	18	0	31	49
	居宅訪問型児童発達支援	人日分	42	0	21	63
		人	3	0	7	10
	障害児入所支援(福祉型)	人	23	0	18	41
	障害児入所支援(医療型)	人	17	0	20	37
障害児相談支援	人	1,961	48	1,607	3,616	
難聴児相談支援	人	16	0	1	17	
居住系	共同生活援助	人	571	35	548	1,154
	施設入所支援	人	494	45	415	954
	自立生活援助	人	5	1	6	12
相談支援	計画相談支援	人	4,336	255	3,371	7,962
	地域移行支援	人	7	1	5	13
	地域定着支援	人	7	1	5	13
その他	医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置	人	5	2	10	17
	保育所等訪問支援事業の実施	実施市町	4	1	10	15
	地域生活支援拠点施設のコーディネーター配置	設置数	5	2	12	19



区分		単位	東部圏域	小豆圏域	西部圏域	合計
精神障害にも対応した地域包括システム	精神障害に対応した協議会の開催	回	47	7	66	120
	精神障害に対応した協議会への参加者数	人	280	84	250	614
	精神障害に対応した協議会の評価の実施	回	5	2	11	18
	精神障害者の地域移行支援利用者数	人	7	1	4	12
	精神障害者の共同生活援助利用者数	人	222	10	328	560
	精神障害者の地域定着支援利用者数	人	7	1	18	26
	精神障害者の自立生活援助利用者数	人	11	1	2	14
	精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人	30	2	4	36
	重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所	か所	4	1	7	12
	重症心身障害児を対象とした放課後デイサービス事業所	か所	5	1	7	13
	相談支援体制の充実・強化	基幹相談支援センターの設置	か所	18	0	8
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数		件	229	0	26	255
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数		件	59	1	17	77
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組み実施回数		回	23	1	17	41
基幹相談支援センターによる個別事例の検証実施回数		回	13	0	21	34
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置		人	13	0	8	21
相談支援体制の協議会における個別事例の検討実施回数及び参加機関数		回	47	2	94	143
		機関数	521	7	177	705
相談支援体制の協議会における専門部会の設置数及び実施回数	か所	5	1	80	86	
	回	60	1	332	393	
発達障害者等に対する支援	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数及び実施者数	人	38	1	8	47
		人	4	1	8	13
	ペアレントメンターの人数	人	33	1	7	41
	ピアサポート活動への参加人数	人	35	2	23	60
障害福祉サービス等にかかる各種研修への参加者人数		人	113	2	58	173

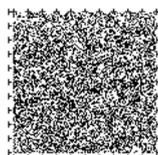


(4)地域生活支援事業の活動指標

① 市町事業(各年度)

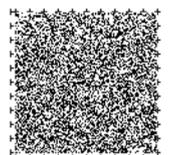
現在の利用者数、障害者のニーズ等を踏まえて、各市町の実情に応じて、必要な事業量を確保します。

事業名		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施市町数	13	13	13	15
		件	35	33	33	35
自発的活動支援事業		実施市町数	9	9	9	13
		件	12	12	13	17
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施市町数	17	17	17	17
		件	115	115	116	116
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施市町数	2	3	4	8
		件	1,301	1,302	1,303	1,307
	住宅入居等支援事業	実施市町数	2	4	4	6
		件	2	4	4	6
成年後見制度利用支援事業		実施市町数	10	14	14	15
		件	65	79	86	94
成年後見制度法人後見支援事業		実施市町数	2	3	5	7
		件	17	14	16	18
意思疎通支援事業		実施市町数	16	17	17	17
		実人員	1,996	2,078	2,127	2,178
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	実施市町数	13	16	16	16
		件	59	67	68	69
	自立生活支援用具	実施市町数	15	16	16	16
		件	128	162	176	190
	在宅療養等支援用具	実施市町数	15	16	16	16
		件	106	118	120	121
	情報・意思疎通支援用具	か所	16	16	16	16
		件	290	298	305	308
	排泄管理支援用具	実施市町数	17	17	17	17
		件	25,192	25,725	25,818	25,902
	住宅改修費	実施市町数	11	15	15	15
		件	20	29	29	29
手話奉仕員養成研修事業		実施市町数	13	14	14	14
		件	206	210	211	212
移動支援事業		延べ時間	102,502	97,836	98,565	99,295
		実人員	1,362	1,374	1,386	1,398
地域活動支援センター	地域活動支援センターⅠ型	か所	52	53	53	53
		実人員	657	665	667	668
	地域活動支援センターⅡ型	か所	26	26	26	26
		実人員	359	258	262	263
	地域活動支援センターⅢ型	か所	24	24	26	26
		実人員	105	100	106	108



② 市町事業(令和8年度圏域別)

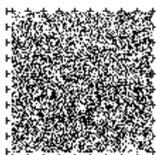
事業名		単位	東部圏域	小豆圏域	西部圏域	合計
理解促進研修・啓発事業		実施市町数	5	2	8	15
		件	15	3	17	35
自発的活動支援事業		実施市町数	4	1	8	13
		件	4	1	12	17
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施市町数	5	2	10	17
		件	43	16	57	116
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施市町数	4	0	4	8
		件	1,303	0	4	1,307
	住宅入居等支援事業	実施市町数	4	0	2	6
		件	4	0	2	6
成年後見制度利用支援事業		実施市町数	4	2	9	15
		件	57	3	34	94
成年後見制度法人後見支援事業		実施市町数	2	0	5	7
		件	2	0	16	18
意思疎通支援事業		実施市町数	5	2	10	17
		実人員	1,718	2	458	2,178
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	実施市町数	4	2	10	16
		件	30	2	37	69
	自立生活支援用具	実施市町数	4	2	10	16
		件	126	6	58	190
	在宅療養等支援用具	実施市町数	4	2	10	16
		件	69	5	47	121
	情報・意思疎通支援用具	か所	4	2	10	16
		件	157	4	147	308
	排泄管理支援用具	実施市町数	5	2	10	17
		件	13,124	860	11,918	25,902
	住宅改修費	実施市町数	4	2	9	15
		件	11	2	16	29
手話奉仕員養成研修事業		実施市町数	4	2	8	14
		件	170	7	35	212
移動支援事業		延べ時間	50,940	3,041	45,314	99,295
		実人員	756	24	618	1,398
地域活動支援センター	地域活動支援センターⅠ型	か所	15	4	34	53
		実人員	406	31	231	668
	地域活動支援センターⅡ型	か所	9	0	17	26
		実人員	132	0	131	263
	地域活動支援センターⅢ型	か所	9	0	17	26
		実人員	49	0	59	108



③ 県事業(各年度)

専門性の高い支援事業、広域的な支援事業については、市町を補完する立場から県において実施します。

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込み か所数	実利用 見込み者数	実施見込み か所数	実利用 見込み者数	実施見込み か所数	実利用 見込み者数
1. 専門性の高い相談支援事業						
(1) 発達障害者支援センター運営事業	1か所	250人	1か所	250人	1か所	250人
(2) 発達障害者地域支援マネジャーの人数	5人		5人		5人	
(3) 発達障害者支援センターの助言件数	120件		120件		120件	
(4) 発達障害者支援地域協議会の開催回数	1回		1回		1回	
(5) 発達障害支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーが実施する研修、啓発回数	100回		100回		100回	
(6) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	1か所	70人	1か所	70人	1か所	70人
(7) 障害児等療育支援事業	8か所		8か所		8か所	
(8) 障害者就業・生活支援センター事業	4か所	2,029人	4か所	2,110人	4か所	2,191人
2. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
(1) 手話通訳者登録者数	99人		102人		105人	
(2) 要約筆登録者数	144人		151人		158人	
(3) 失語症者向け意思疎通支援者登録者数	32人		39人		46人	
3. その他の事業 研修事業						
(1) 手話ボランティア登録者数	824人		848人		872人	
(2) 音訳ボランティア登録者数	150人		153人		156人	
(3) 点訳ボランティア登録者数	188人		192人		196人	
(4) パソコンボランティア養成数	360人		366人		372人	
(5) ひきこもりサポーター新規登録者数	10人		10人		10人	



2 プランにおける独自の数値目標等

項目	4年度 の実績	8年度 目標値	単位
① 障害者への理解促進と権利擁護			
発達障害者支援センターが行う普及啓発活動 (講演会や研修の開催、講師派遣等)	95	100	回
高次脳機能障害支援拠点機関が行う普及啓発活動 (講演会や研修の開催、講師派遣等)	23	30	回
日常生活自立支援事業利用者数	706	782	人
障害者差別解消研修への講師派遣回数	6	10	回
② 地域での生活支援			
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言実施市町数	15	17	市町
医療的ケア児等のための関係機関の協議の場(圏域)の設置	4	6	か所
グループホーム定員数	1,206	2,194	人
ショートステイ実施箇所	87	131	か所
医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	129	210	人
③ 就労・教育・社会参加の促進			
障害者就業・生活支援センターが支援して就職した障害者数(令和 6年度からの累計)	291	500	人
障害者の実雇用率(民間企業)	2.16	2.50	%
障害者の文化芸術活動支援拠点と連携してかがわ文化芸術祭に出 展する団体数(令和3年度からの累計)	15	37	団体
④ 安心・安全な生活を支える環境の整備			
福祉のまちづくり条例適合証の交付施設数 (平成9年度からの累計)	226	242	施設
かがわ思いやり駐車場利用証交付件数 (平成23年度からの累計)	16,139	21,500	件
身体障害者補助犬給付頭数(平成15年度からの累計)	29	33	頭
幅員2m以上の歩道の延べ延長	943.0	949.0	km
相談支援従事者初任者研修修了者 (平成11年度からの累計)	1,988	2,180	人
障害福祉サービスに係る研修への参加市町数	0	17	市町



第5章 圏域ビジョン

1 東部圏域

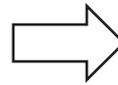
(1) 圏域のあらまし

人口（R4.10.1推計人口）	516,289人
高齢者（R4.10.1推計人口）	154,066人
身体障害者（R5.3.31現在）	22,074人
うち65歳未満	5,523人
知的障害者（R5.3.31現在）	4,356人
精神障害者（R5.3.31現在）	4,500人



(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

	令和 4年度
訪問系サービス	27,689時間
日中活動系サービス	55,841人日
その他日中活動系サービス	602人
障害児通所支援等	3,111人
居住系サービス	1,016人
相談支援	4,053人



	令和 8年度
訪問系サービス	30,995時間
日中活動系サービス	58,178人日
その他日中活動系サービス	643人
障害児通所支援等	3,993人
居住系サービス	1,070人
相談支援	4,350人

(3) 地域生活への移行及び一般就労への移行の目標

地域生活への移行

令和5年度から8年度までの累計
32人
令和4年度末の施設入所者数(515人)比
6.2%

施設からの一般就労

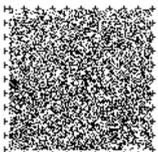
令和3年度
61人



令和8年度
79人

(4) 地域生活支援事業の見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	14件	14件	15件
成年後見制度利用支援事業	46件	51件	57件
意思疎通支援事業	1,618人	1,668人	1,718人
医療的ケア児等支援のための協議の場	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センターの設置	17か所	17か所	18か所

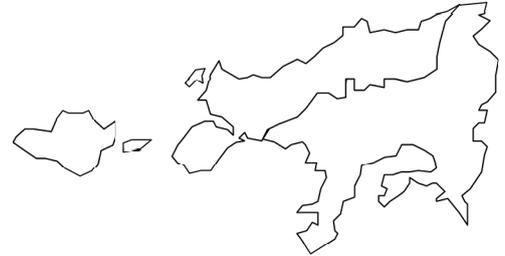


2 小豆圏域

(1) 圏域のあらまし

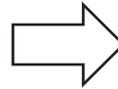
人口（R4.10.1推計人口）	25,633人
高齢者（R4.10.1推計人口）	11,509人
身体障害者（R5.3.31現在）	1,523人
うち65歳未満	276人
知的障害者（R5.3.31現在）	278人
精神障害者（R5.3.31現在）	215人

小豆障害保健福祉圏域



(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

	令和 4年度
訪問系サービス	611時間
日中活動系サービス	2,888人日
その他日中活動系サービス	47人
障害児通所支援等	79人
居住系サービス	73人
相談支援	145人



	令和 8年度
訪問系サービス	638時間
日中活動系サービス	3,351人日
その他日中活動系サービス	45人
障害児通所支援等	99人
居住系サービス	81人
相談支援	257人

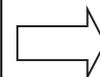
(3) 地域生活への移行及び一般就労への移行の目標

地域生活への移行

令和5年度から8年度までの累計
2人
令和4年度末の施設入所者数(48人)比
4.1%

施設からの一般就労

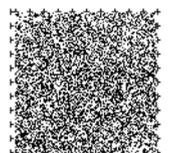
令和3年度
1人



令和8年度
2人

(4) 地域生活支援事業の見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	3件	3件	3件
成年後見制度利用支援事業	3件	3件	3件
意思疎通支援事業	2人	2人	2人
医療的ケア児等支援のための協議の場	0か所	0か所	1か所
基幹相談支援センターの設置	0か所	0か所	0か所



3 西部圏域

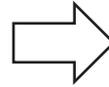
(1) 圏域のあらまし

人口（R4.10.1推計人口）	391,835人
高齢者（R4.10.1推計人口）	130,320人
身体障害者（R5.3.31現在）	16,780人
うち65歳未満	3,891人
知的障害者（R5.3.31現在）	3,499人
精神障害者（R5.3.31現在）	3,131人



(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

区分	令和4年度
訪問系サービス	15,937時間
日中活動系サービス	40,243人日
その他日中活動系サービス	336人
障害児通所支援等	2,829人
居住系サービス	864人
相談支援	3,015人



令和8年度	
訪問系サービス	19,895時間
日中活動系サービス	44,472人日
その他日中活動系サービス	437人
障害児通所支援等	3,074人
居住系サービス	969人
相談支援	3,381人

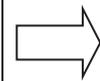
(3) 地域生活への移行及び一般就労への移行の目標

地域生活への移行

令和5年度から8年度までの累計
26人
令和4年度末の施設入所者数(437人)比
5.9%

施設からの一般就労

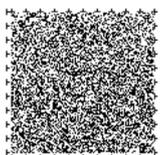
令和3年度
23人



令和8年度
30人

(4) 地域生活支援事業の見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	16件	16件	17件
成年後見制度利用支援事業	30件	32件	34件
意思疎通支援事業	458人	457人	458人
医療的ケア児等支援のための協議の場	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センターの設置	2か所	2か所	8か所



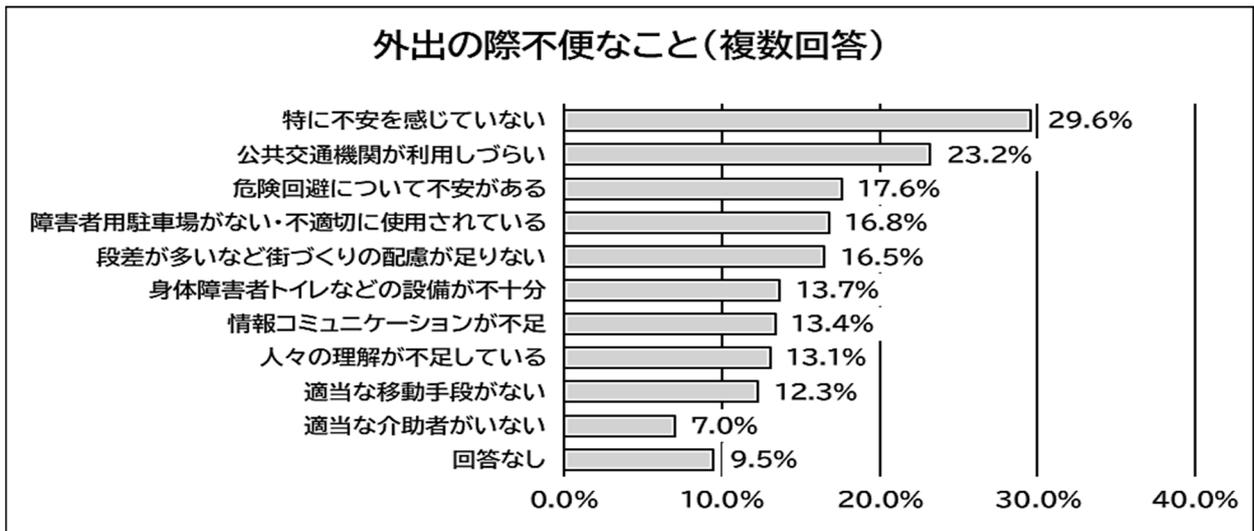
1 各種調査

(1) 障害者生活ニーズ調査(令和5年2月実施)

在宅の障害者 1,404 人(身体障害者 358 人、知的障害者 364 人、精神障害者 615 人、発達障害者 41 人、高次脳機能障害者 26 人)を対象に、地域とのつながりや必要な支援、障害者総合支援法についてたずねました。その主な調査結果は次のとおりです。

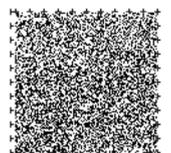
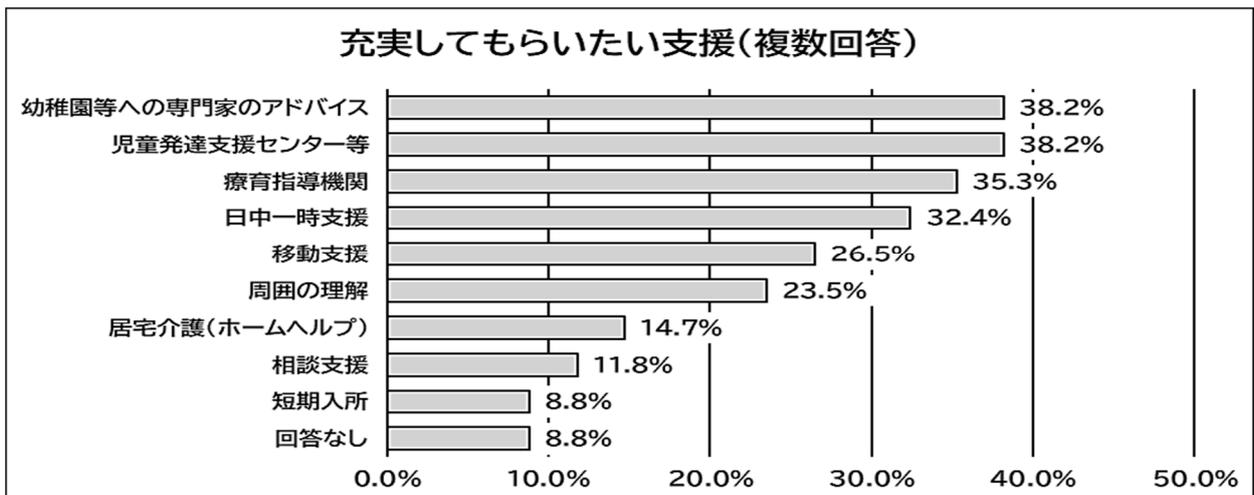
① 地域とのつながり(身体障害者)

- 身体障害者では、外出の際不便なことについて、「特に不安を感じていない」が最も多く 29.6%の人が回答しています。ついで、「公共交通機関が利用しづらい」が 23.2%、「危険回避について不安がある」が 17.6%、「障害者用駐車場がない・不適切に使用されている」が 16.8%となっています。



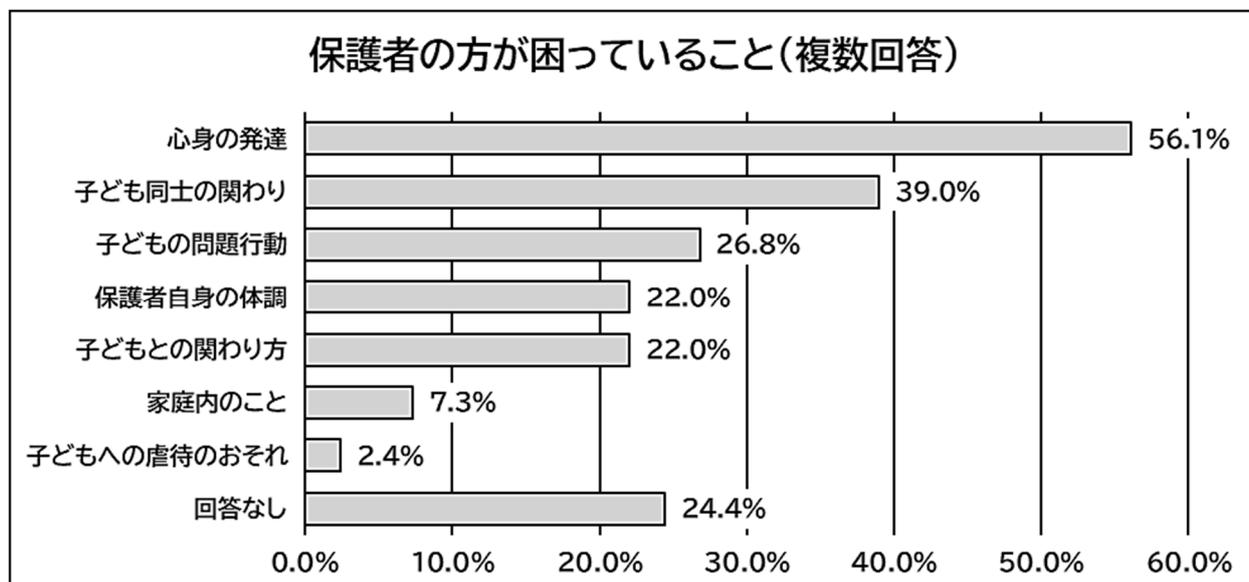
② 今後、充実してもらいたい支援(身体障害者)

- 身体障害児の保護者の方が、今後、充実してもらいたい支援としては、「幼稚園等への専門家のアドバイス」、「児童発達支援センター等」が最も多く 38.2%の人が回答しています。ついで、「療育指導機関」が 35.3%、「日中一時支援」が 32.4%となっています。



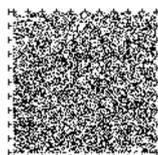
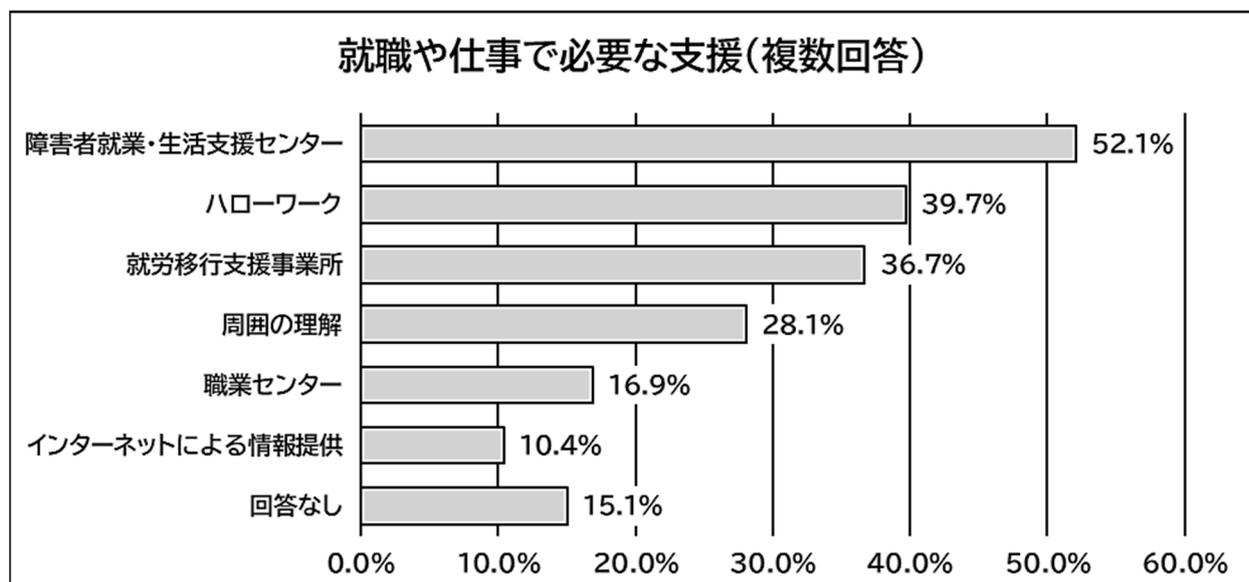
③ 保護者の方が困っていること(知的障害者)

- 知的障害児の保護者の方が困っていることは、「心身の発達」が最も多く 56.1%の人が回答しています。ついで、「子ども同士の関わり」が 39.0%、「子どもの問題行動」が 26.8%、「保護者自身の体調」が 22.0%となっています。



④ 就職や仕事を続ける上で必要な支援(精神障害者)

- 必要な支援については、「障害者就業・生活支援センター」が最も多く 52.1%の人が回答しています。ついで、「ハローワーク」が 39.7%、「就労移行支援事業所」が 36.7%、「周囲の理解」が 28.1%となっています。



(2) 県政世論調査(令和5年5月実施)

香川県全域の満 18 歳以上の県民 3,000 人を無作為抽出により調査を行い、1,526 人から回答を得ました。その結果は、次のとおりです。

①-1 障害福祉についての関心度

非常に関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	全く関心がない	無回答
14.6%	58.1%	24.4%	2.0%	0.9%

①-2 障害福祉に関心が持てない理由について

自分に直接関係がないから	行政にまかせているから	忙しいから	その他	無回答
53.8%	29.8%	9.9%	4.5%	2.0%

②-1 障害のある方の地域生活への移行について

必要と思う	どちらかといえば必要と思う	どちらかといえば必要としない	必要としない	無回答
52.3%	39.9%	2.6%	0.5%	4.7%

②-2 障害のある方が地域で生活していくために必要なことについて(2 つまで回答可)

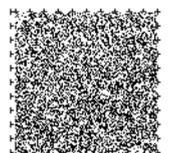
障害者の働く場の確保、充実	障害者が困ったときに相談できる体制づくり	手当、年金などの所得保障の充実	ヘルパーの派遣など在宅サービスの充実	障害者とともに地域で暮らすことに関する住民意識の醸成
63.5%	30.1%	27.3%	26.5%	21.9%
施設や交通機関などのバリアフリー化	グループホームなど住まいの確保	その他	無回答	
11.2%	10.6%	0.9%	0.9%	

③-1 障害のある方の就労支援について

必要と思う	どちらかといえば必要と思う	どちらかといえば必要としない	必要としない	無回答
60.7%	31.2%	2.4%	0.5%	5.2%

③-2 障害のある方が就労するために必要なことについて(2 つまで回答可)

障害者が働きやすい仕事の開発、職場環境づくりなど企業の理解	就労に向けた訓練施設等の充実	企業に対する助成制度の充実	ハローワークなどにおける職業紹介制度の充実	障害者雇用についての企業に対する義務付けの強化
69.0%	38.9%	37.3%	17.0%	13.3%
障害者の家族の理解と協力	その他	無回答		
12.3%	1.9%	0.4%		



④ 障害のある方の権利擁護のために行政が力を入れることについて(2 つまで回答可)

障害者虐待を未然に防止するための関係者等への指導・支援	障害者理解促進のための啓発活動	障害者虐待の早期発見と早期対応	障害者虐待についての相談窓口の充実	成年後見制度についての相談窓口の充実
50.1%	37.7%	36.8%	34.1%	11.4%
成年後見制度についての啓発活動	その他	無回答		
8.9%	1.1%	3.4%		

⑤ 障害のある方の防災対策として必要なことについて(2 つまで回答可)

障害の特性にあった避難場所の確保、避難場所における支援	災害時における障害のある方の避難体制の整備	地域内での要支援者の把握	自主防災組織の充実、避難訓練	障害者が必要とする物資の備蓄
59.0%	45.3%	39.7%	16.3%	15.0%
災害時における情報提供(携帯メールによる情報配信など)の充実	その他	無回答		
10.0%	0.8%	2.5%		

⑥ 障害のある方が地域でいきいきと暮らすために行政が力を入れるべきことについて
(3 つまで回答可)

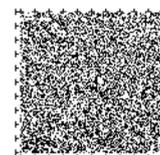
障害者がいつでも安心して相談できる仕組みづくり	行政・企業など関係者が協力した就労の促進	ショートステイやホームヘルプなど在宅福祉サービスの充実	障害のある子どもを支援する体制の充実	福祉に関わる人材の養成・確保
46.1%	33.1%	31.7%	27.4%	23.6%
地域で生活するためのグループホーム整備など住まいの確保	手当・年金などの所得保障	障害者に対する県民の理解の促進	施設・交通機関や情報のバリアフリー	保健・医療施策の推進
22.9%	22.5%	19.7%	16.7%	11.5%
障害者のスポーツ・文化活動の振興	障害者の権利擁護の推進	防災対策の充実	その他	無回答
8.4%	5.2%	4.3%	1.4%	2.0%



(3)障害者団体からの意見聴取(令和5年7月実施)

20の障害者団体に対して、ご意見を聞きました。その結果は次のとおりです。

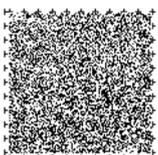
内 容	
1 障害 への 理解 促進 と 権利 擁護	(1)障害に対する正しい知識の普及・理解促進 ○ ヘルプマークの普及啓発をさらにしてほしい ○ 障害当事者が講師を務める出前講座を積極的に開催してほしい ○ 障害者が取り組んでいる姿などメディアを通して積極的に周知していくべき ○ 障害者に対する理解や配慮がコミュニティ単位で理解が深まるようお願いしたい
	(2)権利擁護の推進 ○ 成年後見人制度について各事業所への研修が必要になっている ○ 障害者虐待防止研修受講の必須化してほしい ○ 障害を理由とする不当な差別を行う民間事業者に対して、更なる周知・徹底をお願いしたい ○ 県条例の実効性のある運用がなされるよう、一層の普及啓発をお願いしたい
2 地域 での 生活 支援	(1)地域の支援体制の充実 ○ ワンストップで悩みなどを相談できる場所がほしい ○ 身近なところで相談できるようにしてほしい ○ 障害者やひきこもりなど支援が必要な人に対する体制づくりを構築してほしい
	(2)生活の場や活動の場の確保 ○ 認知症などを発症したときに安心して生活できる場が必要である ○ 両親が歳を重ねていくうちに自分がどうなるのか不安である ○ 障害者本人のみならず、家族も含めた支援の充実
	(3)障害福祉サービス等の充実 ○ 土曜日や日曜日のサービスを利用できる事業所が減少している ○ 障害者の高齢化において居住や利用で慣れた障害福祉事業所によるサービス提供の充実 ○ 買い物や通院時の移動手段の充実 ○ 重度障害者は施設が敬遠する傾向がみられるため、県の施設として受け入れが急務となっている ○ 他害がひどいなど障害が重い障害者への支援を充実してほしい
3 教育、 就労、 社会 参加 の 促進	(1)教育・療育の充実 ○ インクルーシブ教育が必要である
	(2)雇用・就労の促進 ○ 労働・福祉・教育・医療等のネットワークを深め、就労・職場定着への支援を継続してほしい ○ 障害者に対する知識がない企業に対して障害者雇用の相談窓口が分かりにくい ○ 雇用する企業において、聴覚障害者への理解が不足しているのではないかと ○ B型事業所での工賃引き上げのための行政による業務の発注の増加 ○ 就労継続支援事業所の利用者の活動充実と工賃向上のための幅広い支援を望みたい
	(3)社会参加の促進 ○ スポーツクラブへの助成など障害者スポーツの振興を支援してほしい ○ 交通手段がない高齢者が参加できないので、団体競技ができるスポーツのチームがない ○ 文化芸術活動に幼少の頃より親しみ、本人にとって大切なものとして育てていくゆくりとした視点が必要 ○ 障害者芸術文化活動支援センターとを行政との情報共有等のネットワークや相談体制、情報収集や発信について連携が必要 ○ 働く障害者が集う場や機会が少ない。集いの場や交流の機会がほしい



内 容	
4 安 心 ・ 安 全 な 生 活 を 支 え る 環 境 の 整 備	(1)保健・医療の充実 ○ 一人暮らしの方の急病や緊急時の対応、医療と福祉ネットワーク強化
	(2)安心して生活できる環境づくり ○ 点字ブロックの定期的な点検を実施してほしい ○ 移動手段が電車やバスしかない人にとっては、音声情報だけだと外出しづらい ○ 障害者も含めた地域の防災訓練をしてほしい ○ 障害が重い場合は、避難所での生活は非常に難しい ○ 視覚障害者や車椅子使用者が安全に通行できる道路環境の整備をお願いしたい
	(3)人材の育成・確保 ○ 福祉分野では人材不足が続いている ○ 男性の支援員が少なくサービスを受けることができない ○ 相談支援専門員とサービス管理責任者との連携が必要である ○ 障害者相談員の確保・充実や相談員のスキルの向上をお願いしたい ○ 手話通訳者数が少なく、不足しているため人材養成が必要である ○ 質の高い権利擁護ができるよう関係職員の質の向上をお願いしたい

(意見等を照会した団体名)

- ・(公財) 香川県身体障害者団体連合会
- ・(社) 香川県手をつなぐ育成会
- ・(特非) 香川県知的障害者福祉協会
- ・香川LD・周辺児(者)親の会
- ・(公社) 香川県聴覚障害者協会
- ・香川障害フォーラム
- ・香川県難病患者・家族団体連絡協議会
- ・香川県中途失聴・難聴協会
- ・(公社) 日本てんかん協会香川県支部
- ・日本精神科病院協会香川県支部
- ・香川みんなのアート活動センターKAGAWA MOVES
- ・(特非) 香川県社会就労センター協議会
- ・かがわ高次脳機能障害友の会 ぼちぼち
- ・香川県難聴児(者)親の会
- ・(公財) 香川県視覚障害者福祉協会
- ・香川県肢体不自由児者と父母の会連合会
- ・香川県重症心身障害児(者)を守る会
- ・香川県地域活動・就労支援事業所連絡協議会
- ・日本自閉症協会香川県支部
- ・日本精神神経科診療所協会香川県支部



2 用語解説 (五十音順)

【あ行】

アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、施設・設備・サービス等の利用しやすさをいいます。

アスペルガー症候群

自閉症の3つの特徴のうち、「対人関係の障害」と「限定した常同的な興味、行動および活動」の2つの特徴があります。言葉の発達や知的発達の遅れはありません。（「自閉症」の項目を参照してください。）

意思疎通支援事業

「主な地域生活支援事業の種類と説明」(97 ページ)を参照してください。

意思疎通支援者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語など意思疎通に支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する方をいいます。

依存症専門医療機関

国の基準に基づき、県が指定するアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症を治療できる医療機関のことです。

依存症治療拠点機関

依存症専門医療機関の連携拠点機関として、依存症専門医療機関のなかから県が選定する医療機関です。

委託訓練

高等技術学校が事業主に委託し、事業所現場を活用して実践的な職業能力の開発・向上を図るための訓練を行うものです。事業主は、訓練終了後、引き続き雇用することも可能です。

移動支援事業

「主な地域生活支援事業の種類と説明」(97ページ)を参照してください。

一般就労

民間企業等で、労働基準法などの労働関係法令の適用を受ける雇用関係により働くことで、在宅での就労や起業することも含みます。

医療的ケア

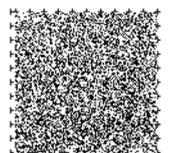
人工呼吸器による呼吸管理、喀(かく)痰(たん)吸引その他医療行為をいいます。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいいます。

医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を構築するために、保健、医療、障害福祉など多分野にまたがって支援の利用を調整するコーディネーターのことをいいます。



NPO(Non Profit Organization)

ボランティア団体、市民活動団体など営利を目的としない民間の団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した団体を特定非営利活動法人(NPO法人)といいます。

音訳ボランティア(音訳奉仕員)

本、雑誌、新聞、その他の文章を、視覚障害者に代わって音声をテープや CD に録音したものを通して情報提供を行うボランティアをいいます。

【か行】

会計年度任用職員

地方公務員法第 22 条の 2 の規定に基づき任用される非常勤職員です。令和 2 年 4 月に施行された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、それまでの臨時職員や嘱託職員は、会計年度任用職員として、地方公務員法に定めるさまざまな服務規程が適用されます。

介護給付

障害に起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援で、居宅介護や施設における生活介護などがあります。

かがわ思いやり駐車場制度

公共的施設(官公署やショッピングセンターなど)に設置されている障害者等用駐車場(車いすマークがある駐車場)の適正な利用のため、障害のある方や要介護高齢者、妊産婦など移動に配慮が必要な方に、県が「かがわ思いやり駐車場利用証」を発行することにより、利用者を明確にし、駐車場管理者等の協力を得ながら、不適切な駐車場利用を解消し、障害のある方等に配慮した環境づくりを推進する制度です。

香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例

障害を理由とする差別を解消し、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会を実現するために平成 29 年 10 月に制定した県の条例で、平成 30 年 4 月 1 日から施行しています。

香川県福祉のまちづくり条例

障害のある方や高齢者をはじめ、すべての人が住み慣れた地域で安心して生活でき、積極的に社会参加できるような福祉のまちづくりを推進するために平成 8 年 3 月に制定した県の条例です。

香川県障害者施策推進協議会

障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項などを協議する組織。障害者団体の代表、学識経験者、障害福祉関係者などで構成されます。

かがわ総合リハビリテーション福祉センター

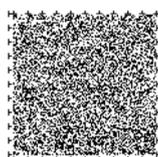
障害児者の自立更生を支援し、社会参加を促進するため、健康づくりやレクリエーション、文化活動等のサービスを提供しています。

学習障害(LD、限局性学習症)

全般的な知的発達に遅れはないのに、「読む」、「書く」、「計算」するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいいます。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業や法令の規定に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。



基礎的環境整備

「合理的配慮」の土台となる環境整備のことで、「合理的な配慮」が、障害のある方に対し個別の状況に応じて行われるのに対して、「基礎的環境整備」は、多くの方に共通する配慮のことです。

共生型サービス

ホームヘルプやデイサービスなどの高齢者と障害児者に共通するサービスについて、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくする特例を設けて、高齢者と障害児者に対して同一の事業所で一体的にサービスを提供します。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院など、犯罪者、非行少年、触法少年などの改善更生を目的とした教育・訓練を行う施設のことをいいます。

共同受注窓口

行政や企業などの発注元と障害者就労施設の間に入り、受注内容に対応可能な複数の障害者就労施設にあっせん・仲介する業務を行う窓口です。

共同生活援助(グループホーム)

「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。

強度行動障害

噛み付き、頭突き等の直接的他害行為や、睡眠の乱れによる他人の安眠妨害等の間接的他人行為、自傷行為等が日常生活の中で高い頻度と強い程度で現れ、通常的生活環境では適切な対応が著しく困難であるため、特別な配慮のある支援を必要とする状態をいいます。

居宅介護(ホームヘルプ)

「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。

居宅訪問型児童発達支援

「障害児を対象としたサービスの種類と説明」(96 ページ)を参照してください。

訓練等給付

障害者が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援であり、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などがあります。

ケアマネジメント

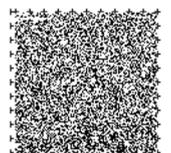
生活が困難な状態になり、援助を必要としている利用者の個別のニーズに応じ、利用者和社会資源との結び付けや関係機関等と連絡調整などを行うことにより、さまざまな保健・医療・福祉サービスなどが迅速かつスムーズに利用できるようにするための援助の手法のことです。障害のある方を対象とする場合には、介護にかかわることだけでなく、生活全般にわたる総合的な支援が求められます。

圏域マネージャー

障害保健福祉圏域ごとに市町が設置する協議会の相談支援専門員の中から1名選出されます。具体的には、協議会において運営方法や課題解決等に関する助言を行ったり、相談支援事業者等に対し、情報共有及び資質向上等に関する助言を行うほか、圏域マネージャー会議に参加し、圏域の課題やその解決策を協議し、障害者の地域生活への移行を促進するための有効な施策の検討などを行います。

県自立支援協議会

県全体の相談支援体制の構築に向け、主導的役割を担う協議の場として、市町担当者や相談支援事業



者、障害福祉サービス事業者などで構成する全体会と運営部会、人材育成部会、権利擁護部会、地域移行部会、医療的ケア部会を設置する組織です。

行動援護

「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。

広汎性発達障害

自閉症やアスペルガー症候群などを含んだ、対人関係やコミュニケーションの障害の総称です。自閉スペクトラム症と呼称することもあります。(「自閉症」を参照してください。)

合理的配慮

障害のある方から社会の中にあるバリアを取り除くため何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で行われる配慮のことをいいます。

具体的な例としては、車椅子利用者が飲食店で車椅子のまま着席したい場合に着席できるスペースを確保することや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することが挙げられます。

個別支援計画

障害福祉サービス利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえ、障害福祉サービス事業者等が作成する計画をいいます。利用者は、この計画に基づいて障害福祉サービス等の提供を受けますが、事業者等はその効果について継続的な評価を実施するなどして、適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければなりません。

個別の教育支援計画

障害のある児童生徒等一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に、学校が作成する計画です。作成にあたっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図ることとされています。

高次脳機能障害

脳梗塞やくも膜下出血等の脳血管障害や、交通事故等による外傷性脳損傷などを原因として、脳が損傷されたことによって後天的に起きる認知機能の障害です。代表的な症状としては、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが挙げられます。

【さ行】

サービス等利用計画

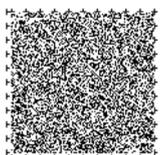
障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画で、指定特定相談支援事業者が作成します。

災害派遣精神医療チーム(DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Team)

自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健福祉活動の支援を行う専門的なチーム。

災害拠点精神科病院

災害時において、精神科病院からの患者の受入れや、精神症状の安定化等、精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う医療機関。



在宅就業障害者支援制度

障害者の職業的自立の確保のため、事業主からの在宅障害者への仕事の発注を奨励し、在宅就業障害者(自宅等において就業する障害者)の仕事の確保を支援する制度です。具体的には、在宅就業障害者に仕事を発注する企業に対して、特例調整金・特例報奨金が支給されます。

作業療法士

心身に障害のある方に対し、主に手先を使う作業療法(手工芸、治療的ゲーム等)を用いて、応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図る訓練等を行う人で、医療機関やリハビリ施設、福祉施設等で働いています。

さべかい・ともいきガイドブック

平成29年10月制定の「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」第8条第2項に基づき、障害や障害のある人についての県民の理解を促進するため、福祉サービスや雇用、労働その他障害のある人の日常生活や社会生活に関する分野における留意点や障害特性、障害別による対応の留意点などを示したガイドブックです。

施設入所支援

「障害福祉サービス等の種類と説明」(95ページ)を参照してください。

市町が設置する協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町担当者や相談支援事業者、障害福祉サービス事業者などで構成され、困難事例の検討や地域の社会資源の開発、地域ネットワークの構築に向けた協議などを行うために市町が設置する組織です。

失語症

脳卒中などの脳血管障害によって大脳の言語に関係する中枢が損傷されることにより、言語機能(「聞く」「話す」「読む」「書く」)が低下した状態です。

指定一般相談支援

障害者支援施設や精神科病院等を退所する障害者等に対し、地域での生活に移行するため、住居の確保や相談等の支援を行うとともに、居宅等において単身で生活する障害者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急時の相談等の支援を行うものです。

指定特定相談支援

サービスの支給決定前にサービス等利用計画案の作成等を行うとともに、サービス開始後にサービス等の利用状況の検証などの支援を行うものです。

児童発達支援

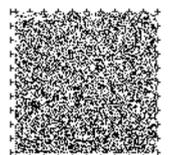
「障害児を対象としたサービスの種類と説明」(96ページ)を参照してください。

児童発達支援センター

児童発達支援の中で、施設の有する専門機能を生かし、地域の障害児やその家族との相談、他事業所への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。

自閉症

「対人関係の障害」、「コミュニケーションの障害」、「限定した常同的な興味、行動および活動」の3つの特徴がみられる障害です。脳の機能障害を原因とする先天性のものですが、大人になってから症状に気づく場合もあります。(「広汎性発達障害」を参照してください。)



住宅セーフティネット制度

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給を促進するため、セーフティネット住宅の登録制度や登録住宅の改修等への経済的支援、住宅確保要配慮者への居住支援などの施策を総合的かつ効果的に推進する制度です。

住宅確保等要配慮者居住支援協議会

住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や居住支援法人等により組織し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供をはじめ、必要な措置について協議するものであり、本県では「香川県居住支援協議会」を設置しています。

重度障害者等包括支援

「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。

重度訪問介護

「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。

就労移行支援

「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。

就労継続支援(A型・B型)

「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。

就労定着支援

「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。

手話ボランティア(手話奉仕員)

聴覚に障害のある方の「耳」の代わりとなり、手話で健聴者とのコミュニケーションのお手伝いをします。市町で実施する奉仕員養成研修を受けると、「手話奉仕員」として登録されます。

障害児通所支援

「障害児を対象としたサービスの種類と説明」(96 ページ)を参照してください。

障害者基本法

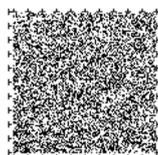
障害の有無によって、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現することを目的として、障害者の自立と社会参加の支援のための基本原則および国、地方公共団体の責務を明らかにしています。

障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法に基づき、市町が設置する機関で、養護者、障害者施設従事者や使用者による障害者虐待に関する通報や届出の受理、障害者および養護者に対する相談、指導および助言を行うほか、障害者虐待の防止および養護者に対する支援に関する広報等を行います。

障害者ケアマネジメント

障害者の地域における生活支援をするために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法です。



障害者権利擁護センター

障害者虐待防止法に基づき、県が設置する機関で、使用者による障害者虐待に関する通報や届出の受理、市町相互間の連絡調整、情報提供、障害者および養護者に対する相談、指導および助言を行うほか、関係機関との連絡調整、広報その他の啓発活動等を行います。

障害者雇用優良事業所認証制度

毎年6月1日における障害者の雇用割合が高く、かつ、障害者の雇用に関して常に積極的である事業所のうち、障害者の定着率が高くその成果が顕著なものを認証し、公表する制度です。

障害者支援施設

障害者を対象に日中活動系サービスと施設入所支援を行う施設です。

障害者支援施設等

障害者支援施設に、共同生活援助(グループホーム)と障害児を対象とする障害児入所施設を加えたものです。なお、障害児入所施設には福祉型と医療型があり、「障害児を対象としたサービスの種類と説明」(96 ページ)を参照してください。

障害者就業・生活支援センター

「主な地域生活支援事業の種類と説明」(98 ページ)を参照してください。

障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づいて障害者に行われる支援の総称で、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われます。支援の種類は日常生活の介護支援を行う「介護給付」と自立生活や就労を目指す人を支援する「訓練等給付」の2つに大別されます。

詳細は、「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。

障害福祉サービス等

障害福祉サービスに加えて、障害者の相談支援や障害児の通所支援、相談支援、入所支援を含みます。

ジョブコーチ

指定された「職場適応援助者養成研修」を終了し、障害者が円滑に職場に適応することができるよう、地域障害者職業センターまたは社会福祉法人などに所属し、障害者、事業主および障害者の家族に対し、障害者の職場適応に関するきめ細かな支援を行う人です。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

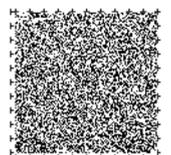
「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。

自立支援医療

障害児者に対し、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために提供される必要な医療をいいます。身体障害者に対して行われる更生医療、身体障害児(18歳未満)に対して行われる育成医療、精神障害者に対して行われる精神通院医療の3種類に分かれています。更生医療および育成医療は市町が、精神通院医療は県が行い、医療費の自己負担額を軽減するものです。

心身障害者扶養共済制度

心身障害児者を扶養している保護者が、その生存中に毎月一定の掛金を納付することにより、万一(死亡・重度障害)のことがあった場合、後に残された心身障害児者に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度で、保護者亡き後の心身障害児者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とするものです。



身体障害者相談員

市町の委託を受け、身体障害者または保護者の相談に応じ、身体障害者の更生のために必要な援助を行う人をいいます。

身体障害者補助犬

目、手足、耳に障害のある方の日常生活をそれぞれに支える盲導犬、介助犬、聴導犬の総称です。身体障害者補助犬法による認定を受けた犬は、公共交通機関、公共施設、飲食店などでの使用が自由になりました。平成 20 年 10 月からは、一定規模以上の民間の障害者雇用事業主にも受入れが義務づけられました。

身体合併症拠点病院

精神疾患を有しながら、身体合併症患者に対し医療を提供できる体制を有する医療機関です。

生活介護

「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。

生活福祉資金貸付制度

低所得者、高齢者、障害者世帯等に対し、資金貸付と相談・支援により世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的とした貸付金制度です。

精神科救急医療体制

地域において、幻覚・妄想・興奮などの激しい精神症状を有する患者の緊急時における適切な医療および保護の機会を確保するためのシステムで、搬送や入院が可能な体制を確保し、夜間や休日の緊急時の医療を確保するものです。

精神科救急情報センター

緊急な医療を必要とする精神障害者等の搬送先となる医療機関との円滑な連絡調整機能を有する 24 時間 365 日対応できるよう整備された精神科救急医療体制の中核となる機関です。

精神科救急拠点病院

処遇が困難な者や輪番病院で対応できなかった入院治療を必要とする者を含む救急患者への対応ができるよう体制を整えた医療機関です。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などの理由で判断能力が十分でない方を法的に支援するため、家庭裁判所における手続きを経て、本人の判断能力に応じて、成年後見人や保佐人等の援助者を選任し、本人のための財産管理などを行う制度です。

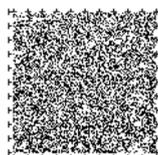
また、援助者には、必要に応じて法人が選任されることもあります。(法人後見)

センター的機能

小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童生徒又は当該児童生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、特別支援学校が担っている教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割のことで。

相談支援事業者・相談支援専門員

相談支援事業者とは、地域の障害者等の福祉に関する問題について、障害者、介護者、障害児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、これらの者と市町や指定障害福祉サービス事業者との連絡調整等を総合的に行う事業者です。事業者は、障害者等からの相談に応じる相談



支援専門員を事業所ごとに必ず1人以上置くことと定められています。

【た行】

第三者委員

苦情解決の客観性等を確保するために事業所が選任する者で、事業所から苦情内容や改善状況を聴取したり、苦情申出人や事業所に助言したりします。

短期入所(ショートステイ)

「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。

地域移行支援

「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。

地域活動支援センター(Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型)

「主な地域生活支援事業の種類と説明」(97 ページ)を参照してください。

地域支援体制マネジメントチーム

発達障害者支援について、相当の経験および知識を有する者等から県が委嘱した委員で構成されています。

地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ、体験の機会・場の提供など障害者の生活を地域全体で支える仕組みです。

地域生活支援事業

「主な地域生活支援事業の種類と説明」(97 ページ)を参照してください。

地域生活定着支援センター

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設(刑務所、少年院等)退所予定者及び退所者等に対し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関のことであります。

地域定着支援

「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。

地域包括ケアシステム

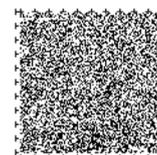
地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制です。

知的障害者相談員

市町の委託を受け、知的障害者またはその保護者の相談に応じ、知的障害者の更生のために必要な援助を行う人をいいます。

通級による指導

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の指導を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態のことです。特別な指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導(自立活動)のことです。



注意欠陥多動性障害(ADHD:Attention Deficit/ Hyperactivity Disorder)

注意持続の欠如若しくは年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性あるいはその両方が特徴です。注意欠如多動症と呼称することもあります。

低床バス

障害者や高齢者がバスを利用しやすくするために、乗降がスムーズに行えるよう床面の地上面からの高さを 65cm 以下(ノンステップバスは概ね 30cm 以下)まで下げたバス車両です。

点訳ボランティア(点訳奉仕員)

パソコンを使用して、図書館などの蔵書や、利用者の依頼による図書などの漢字仮名交じり文章を、日本語の点字に翻訳する活動を行うボランティアです。点訳されたデータは、「点字プリンター」で打ち出して点字図書として製本され、利用されます。

同行援護

「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。

特別支援学校

障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。法令(学校教育法施行令第 22 条の 3)で定められた障害の程度を満たしている幼児児童生徒が対象で、対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱です。

特別支援学級

障害があるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な子どものために、小・中学校に障害種別ごとに置かれている少人数の学級です。対象障害種は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害です。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導または必要な支援を行う教育のことです。知的な遅れのない発達障害も含め、障害により教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校、学級で行われます。

特別支援教育コーディネーター

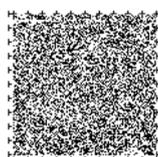
各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会や校内研修の運営や推進役といった役割を担う教員のことで、

特別児童扶養手当

児童の健やかな成長を願って、20 歳未満の身体や精神に中程度以上の障害のある児童を家庭で監護している父母または養育者に対して支給する手当です。1 級(重度障害児)と 2 級(中度障害児)があり、対象児童の数と等級に応じて手当が支給されます。

特別障害者手当

障害者の所得保障の一環として、障害者の自立生活の生活基盤を確立するために設けられたものです。支給対象になるのは、日常生活で常に特別の介護が必要な、20 才以上の重度障害者です。社会福祉施設に入所している方や、病院・診療所に継続して 3ヶ月以上入院している方は、対象から除かれます。



トライアル雇用

障害者に関する知識や雇用経験がないことから障害者雇用をためらっている事業所に短期間(3ヶ月程度)試行的に雇用することにより、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図る制度のことです。

【な行】

難病

難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)においては、①発病の機構が明らかでない、②治療方法が確立していない、③患者数が人口の0.1%程度に達しない、④長期の療養を必要とする、⑤診断に関し、客観的な指標による一定の基準が定まっている 特殊な疾病を難病と規定しています。

障害者総合支援法においては、このうち②、④、⑤の要件を満たした疾病について、障害福祉サービスの利用(申請)が可能となっており、令和6年4月1日から、369 疾病が対象となります。

難病診療カウンセラー

難病診療連携拠点病院の相談窓口で、難病の疑いのある患者等から疑問や不安等に関する相談に応じる職員(看護師、ソーシャルワーカー、臨床心理士等の資格を有する者)のことをいいます。

難病診療連携コーディネーター

難病診療連携拠点病院の調整・連携窓口で、診断がつきにくい難病の患者について病院・診療所からの相談に応じ、適切な医療機関や難病医療支援ネットワーク等への紹介などを行う職員(看護師やソーシャルワーカー等の資格を有している者)のことをいいます。

難病診療連携拠点病院

難病が疑われながら診断がつかない患者について、より早期に正しい診断を行う機能を有する病院として県に1か所指定する病院のことをいいます。

難病相談支援ネットワーク事業

難病医療提供体制や難病の患者・家族に対する総合的な相談支援体制の整備により、難病の患者等が地域で安心して暮らすことができるような環境整備を目指す事業です。

日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭・書類の管理などを行う制度です。県社会福祉協議会から委託された市町社会福祉協議会に配置した専門員や生活支援員が利用者の支援を実施しています。

日常生活用具給付等事業

「主な地域生活支援事業の種類と説明」(97 ページ)を参照してください。

日中活動系サービス

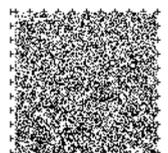
「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。

認定調査員

障害福祉サービスの支給申請をした際に、申請者の自宅などを訪ねて、心身の状態などについての聞き取り調査を行う方をいいます。

ノーマライゼーション

障害の有無にかかわらず誰もが普通に暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方です。



【は行】

8050(はちまるごーまる)問題

ひきこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子を80代の後期高齢者にさしかかった親が面倒見るケースが増えている、という社会問題のことです。

発達障害

「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発症するもの」と発達障害者支援法に定義されています。障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いため、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるため、診断された時期により、診断名が異なることもあります。(それぞれの障害の特徴については、各項目を参照して下さい)

発達障害者支援連携協議会

県内の発達障害児者の支援体制整備についての検討等を行うことを目的として設置し、福祉・保健・医療・教育・労働関係者などで構成されています。

ハートフル推進員

障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るため、県の課及び所ごとに選出した優先調達推進職員のことです。

バリアフリー

障害者や高齢者などが社会生活をしていくうえでさまざまな障害(バリア)を除去することをいいます。

PDCAサイクル

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」を順に実施していくプロセスです。

ピアサポーター

自らの体験に基づいて同じ課題に直面している仲間を支援する活動を「ピアサポート」といい、支援する方を「ピアサポーター」といいます。

ひきこもり

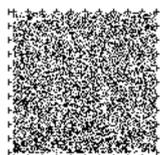
さまざまな要因の結果として、社会的参加(就学、就労、家庭外での交友など)を回避し、原則的に6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)をいいます。

避難行動要支援者

障害者や高齢者等の要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人をいいます。

福祉サービス第三者評価制度

事業者の提供する福祉サービスの質を、当事者(事業者および利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的で客観的な立場から評価する制度です。



福祉的就労

一般就労(企業での就労)が困難な障害者のために福祉的な観点で配慮された環境で働くことをいいます。具体的には、就労継続支援事業所などで働くことです。

福祉避難所

災害時、一般避難所での避難所生活が困難な障害者や高齢者など、何らかの特別な配慮を必要とする方の避難所です。

福祉ホーム

家庭環境や住宅事情等の理由により、家庭で生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で居室等を提供して、日常生活に必要な支援を行う施設です。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、支援者向けのグループプログラムのことです。「親の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てるもので、発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされています

ペアレントメンター

発達障害児・者や発達の気になる子どもの子育て経験のある親であって、その経験を生かし、同じような子どもを持つ親の話を聴いたり、様々な疑問に対して情報提供を行う人のことです。

メンター養成研修等の実施や、相談の受付、メンターと相談者とのマッチング作業、講演会やミーティングへのメンター派遣等は、メンターコーディネーターが行います。

保育所等訪問支援

「障害児を対象としたサービスの種類と説明」(96 ページ)を参照してください。

放課後児童クラブ

昼間、就労等により保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るため、授業の終了後等に小学校の余裕教室などを活用して遊びや生活の場を提供しています。

放課後等デイサービス

「障害児を対象としたサービスの種類と説明」(96 ページ)を参照してください。

防災アプリ「香川県防災ナビ」

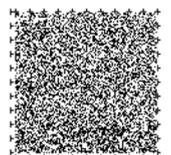
県民の避難行動を支援するため、令和2年4月に新たに導入したスマートフォン用のアプリケーションです。気象情報や避難情報などを受信できるほか、スマートフォンの位置情報を使い、洪水や土砂崩れなどの危険が差し迫った場所にいる利用者に危険であることをお知らせする機能や、最寄りに開設されている避難所を地図上に表示し、そこまでのルートを案内する機能などがあります。

法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に定められている障害者雇用率のことです。民間企業、国、地方公共団体はそれぞれに定められた割合に相当する人数以上の障害者を雇用しなければならないこととされています。

保健医療圏

地域の実情に応じた医療提供体制を確保するために、香川県保健医療計画に従って設定する区域であり、一次保健医療圏は、住民に密着した保健医療サービスを提供していく最も基礎的な圏域であり、二次保健医療圏は、一般の医療需要に対応した入院医療をその圏域内で基本的に確保する区域であり、三



次保健医療圏は、県全域での対応が必要な保健医療サービスを提供する区域です。

補装具

障害者総合支援法では、障害者の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものとされており、義肢、装具、車椅子、歩行器、義眼、補聴器などが給付対象とされています。

【ま行】

モニタリング

障害児者が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、一定期間ごとにサービスの利用状況等の間取りを行い、サービス等利用計画または障害児支援利用計画を見直すことです。

【や行】

ユニバーサルデザイン

子どもから高齢者まで障害のある人もない人も、いろいろな人にとって利用しやすいデザインや設計のこと。

要配慮者

障害者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する方をいいます。

要約筆記・要約筆記者

要約筆記とは、聴覚障害者への情報提供手段の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えることをいいます。聴覚障害者の傍で筆記するノートテイク、オーバーヘッドプロジェクター使用の手書き、パソコン要約筆記などがあります。要約筆記作業に従事する通訳者のことを要約筆記者と呼びます。

【ら行】

ライフステージ

乳幼児、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてから死にいたるまでの過程における各段階のことをいいます。

リハビリテーション

障害のある方の力を最大限に引き出し、身体的、心理的、社会的、職業的な自立能力の向上などを促すための専門的かつ総合的な支援のことで、具体的なリハビリには以下のようなものがあります。

【医学的リハビリテーション】

個人の身体機能と心理的能力、また必要な場合には補償的な機能を伸ばすことを目的として、自立を獲得し、積極的な人生を営めるようにする医学的な支援。

【職業リハビリテーション】

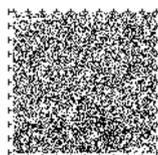
職業指導、訓練、適職への就職など、障害者がふさわしい雇用を獲得し、また職場に復帰することができるように計画された職業的な支援。

【社会リハビリテーション】

様々な社会的状況の中で、自分のニーズを満たし、ひとりひとりに可能なもっとも豊かな社会参加を実現する権利を行使する力を高めることを目的とした支援。

療養介護

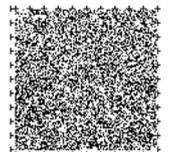
「障害福祉サービス等の種類と説明」(95 ページ)を参照してください。



(参考1)障害福祉サービス等の種類と説明

○各サービスの相談・申請窓口は、各市町障害福祉担当課になります。

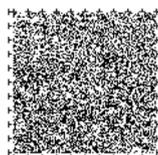
	サービス名	説明
訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事の介助等のサービスを提供します。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介助を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等のサービス及び外出時における指導支援等を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者包括支援	常時介護を要し、介護の必要の程度が著しく高い人等に対して障害福祉サービスを2つ以上組み合わせる形で包括的に提供します。
日中活動系サービス	生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
	就労選択支援	障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	就労継続支援(A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力向上のために必要な訓練を行います。A型は雇用契約を結ぶもので、B型は雇用契約を結ばないものです。
その他日中活動	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
	短期入所(シヨートステイ)	居宅において介護者が病気になったときなどに、施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。福祉施設等において行う福祉型と、医療機関において行う医療型の2種類があります。
居宅系	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	夜間や休日、障害者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設等を退所して一人暮らしを希望する者を、定期的に訪問して状況を確認し、必要な助言や連絡調整を行ったり、相談等があった場合に随時の対応を行ったりします。
相談支援	計画相談支援	障害者等が障害福祉サービスを適切に利用できるようなサービス等利用計画の作成や、サービス開始後も継続的に利用状況等の検証を行うなど、事業者との連絡調整を行いながら支援する。
	地域相談支援(地域移行支援)	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等に入所または入院している障害者に対し、地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
	地域相談支援(地域定着支援)	居宅において単身で生活している障害者等に対し、常時連絡体制および障害の特性に起因して生じた緊急の事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保します。



(参考 2)障害児を対象としたサービスの種類と説明

○各サービスの相談・申請窓口は、障害児通所支援については各市町障害福祉担当課に、障害児入所支援については香川県障害福祉相談所になります。

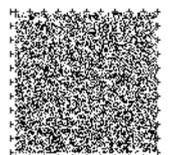
サービス名		説明
障害児通所支援等	児童発達支援	主に未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団指導への適応訓練その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校に就学している障害児に対し、授業の終了後または学校の休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態等にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のための必要な訓練等を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導および独立自活に必要な知識や技能の付与を行います。
	医療型障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導および独立自活に必要な知識や技能の付与および治療を行います。
相談支援	障害児相談支援	障害児が障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援利用計画の作成や、サービス開始後も継続的に利用状況等の検証を行うなど、事業者等との連絡調整を行いながら支援します。
	難聴児相談支援	聴覚障害児が早期発見によりより効果的に音声言語の発達を促すことのために難聴児及びその家族に対して保健、医療、福祉及び教育機関が連携して支援します。



(参考3)主な地域生活支援事業の種類と説明

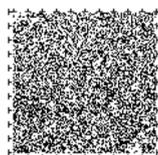
① 市町事業(相談・申請窓口は、各市町障害福祉担当課になります。)

事業名		説明
理解促進研修・啓発事業		障害者等が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業		障害者が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供および障害福祉サービスの利用援助等の必要な支援を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等に対して、物件あわせ依頼、入居契約手続支援などを行います。
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援するため、成年後見制度の申立てに要する経費等の助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業		聴覚、言語機能、視覚等の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、障害児者の身体介護を支援する用具等、利用者や介助者が容易に使用でき、実用性のあるものの給付等を行います。
	自立生活支援用具	入浴補助道具や聴覚障害者用屋内信号装置等、障害児者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具で、利用者が容易に使用でき実用性のあるものの給付等を行います。
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害児者の在宅療養を支援する用具で、利用者が容易に使用でき実用性のあるものの給付等を行います。
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人口喉頭などの、障害児者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき実用性のあるものの給付等を行います。
	排泄管理支援用具	ストーマ用装具など障害児者の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものの給付等を行います。
	住居改修費 居宅生活動作補助用具	障害児者の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものの給付等を行います。
手話奉仕員養成研修事業		日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
移動支援事業		社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業		障害者が通い、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等のサービスを受ける地域活動支援センターの機能を市町がその創意工夫により充実強化して実施します。
	地域活動支援センターⅠ型	相談事業の実施や専門職員の配置による福祉および地域基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。
	地域活動支援センターⅡ型	雇用・就労が困難な在宅障害者に対して機能訓練、社会適応訓練など自立と生きがいを高めるための事業を実施します。
	地域活動支援センターⅢ型	地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業等を実施します。



② 県事業

事業名	説明
(1) 専門性の高い相談支援事業	特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。
発達障害者支援センター運営事業	発達障害児者に対する相談支援、発達支援、就労支援をはじめ、普及啓発、研修などの事業を行います。
発達障害者支援地域協議会	発達障害者について、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援を行うための関係機関のネットワークを構築するとともに、家族支援体制の整備や各地域における支援体制の整備を図ります。
高次脳機能障害およびその関連障害に対する支援普及事業	事故や脳の血管障害などにより脳が損傷を受け、記憶・注意・行動・言語・感情などに障害が残る「高次脳機能障害」について、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、研修等を行います。
障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児者、知的障害児者、身体障害児者の地域における生活を支えるため、訪問による療育指導、外来による専門的療育相談、指導などを行います。
障害者就業・生活支援センター事業	就業およびそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、必要な指導、助言等を行い、障害者の職業生活における自立を図ります。
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のために意思疎通を図ることに支障のある障害者等の自立した生活のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成します。
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	聴覚障害者や盲ろう者の自立と社会参加を図るため、広域的な派遣等に係る手話通訳者や要約筆記者および盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。



(参考 4) 障害福祉に関する県内の主な機関

かがわ高次脳機能障害支援センター

かがわ総合リハビリテーション福祉センター内に設置しており、支援コーディネーターを配置し、支援を必要とする高次脳機能障害者の社会復帰のための相談支援、地域の関係機関との調整等を行っています。

〒761-8057 高松市田村町 1114(かがわ総合リハビリテーションセンター内)

電話 087-883-8200 FAX 087-883-8201

視覚障害者福祉センター

点字刊行物等の製作および貸出等を行うほか、中途失明の方を対象とする歩行訓練等の各種リハビリテーションや点訳・音訳奉仕員等の養成、点字広報誌等の発行を行っています。

また、福祉用具の利用相談や斡旋、各種福祉制度の案内等視覚障害に関するさまざまな相談に応じています。

〒760-0017 高松市番町 1-10-35(香川県社会福祉総合センター内)

電話 087-812-5563 FAX 087-861-1566

聴覚障害者福祉センター

聴覚障害者用字幕(手話)入りDVDの製作および貸し出し等を行うほか、手話通訳者・手話奉仕員の養成や、聴覚障害者の生活上の悩みごとや仕事のこと、手話通訳の依頼、聴覚障害に関するさまざまな相談に応じています。

〒761-8074 高松市太田上町 405-1 電話 087-868-9200 FAX 087-868-9201

障害者社会参加推進センター

障害のある方の地域における自立生活と社会参加を推進することを目的として県に設置されている機関です。

〒760-0017 高松市番町1-10-35(香川県社会福祉総合センター内)

電話 087-862-3540 FAX 087-837-6521

障害者就業・生活支援センター

障害者を就業面と生活面の双方から一体的かつ効果的なサポートを行うことにより一般就労を促進し、職場での定着が図れるよう継続的に支援しています。

障害者就業・生活支援センター「オリーブ」

〒761-8042 高松市御厩町 546-1 電話 087-816-4649 FAX 087-813-7649

障害者就業・生活支援センター「くぼら」

〒763-0073 丸亀市柞原町 185-1 電話 0877-64-6010 FAX 0877-64-6011

障害者就業・生活支援センター「つばさ」

〒768-0014 観音寺市流岡町 1021-18 電話 0875-24-9752 FAX 0875-24-9752

障害者就業・生活支援センター「共生」

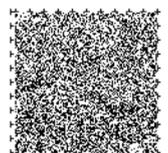
〒769-2702 東かがわ市松原 1331-5 電話 0879-24-3701 FAX 0879-24-3702

障害者職業センター

障害者の職業生活における自立を促進するために、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置した機関です。県内の職業リハビリテーションの中核として、地域障害者職業センターが設置されており、ハローワーク等の関係機関と緊密な連携を図り、障害者に対して具体的な援助を行うとともに、事業主に対して雇用管理に関する助言・援助を行っています。

〒760-0055 高松市観光通 2-5-20

電話 087-861-6868 FAX 087-861-6880



障害福祉相談所(障害者権利擁護センター)

身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所および児童相談所の障害児部門を統合した県の機関で、医学的、心理学的および職能的な判定などに基づき、専門的な相談・指導を行います。なお、身体障害者手帳(高松市を除く。)、療育手帳の交付を行っています。

また、障害者権利擁護センターとして、障害者および養護者支援に関する相談や助言、市町に対する情報提供や助言、障害者虐待の防止に関する広報・啓発などを行っているほか、障害を理由とする差別に関する相談も行っています。

〒761-8057 高松市田村町 1114(かがわ総合リハビリテーションセンター内)

電話 087-867-2696 FAX 087-867-3050

精神保健福祉センター

精神保健福祉法第6条に基づき、精神保健福祉に関する技術的中核機関として設けられています。精神保健福祉に関する知識の普及、精神保健福祉に関する調査研究、精神保健福祉に関する複雑な相談指導などを行います。

〒760-0068 高松市松島町 1-17-28(香川県高松合同庁舎内)

電話 087-804-5565 FAX 087-835-5474

発達障害者支援センター

発達障害児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害児者およびその家族からの相談に応じ、適切な指導・助言を行うとともに、関係施設、関係機関、地域住民等に対する普及啓発や研修、また、関係施設および関係機関との連携強化等により、地域における総合的な支援体制の整備を行います。

香川県発達障害者支援センター「アルプスかがわ」

〒761-8057 高松市田村町 1114(かがわ総合リハビリテーションセンター内)

電話 087-866-6001 FAX 087-867-0420

ひきこもり地域支援センター

平成23年6月に香川県精神保健福祉センター内に開設され、ひきこもりの当事者、家族を支援するため、相談(来所相談・電話相談・メール相談)、グループワーク(親の会)、当事者の集い、研修会や情報発信などを行っています。

香川県ひきこもり地域支援センター「アンダンテ」

〒760-0068 高松市松島町 1-17-28(香川県精神保健福祉センター内)

電話 087-804-5115 FAX 087-835-5474

地域生活定着支援センター

高齢や障害により特別な支援が必要な矯正施設退所予定者や被疑者等が、退所後及び釈放後、直ちに福祉サービスを受けられるよう、関係機関と密接に連携しながら、福祉的支援を行います。

〒760-0068 高松市松島町 1-17-28(香川県高松合同庁舎内)

電話 087-813-2250 FAX 087-889-0797

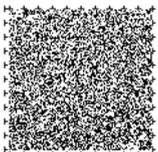
福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するために、社会福祉法第 83 条に基づき県社会福祉協議会に置かれる機関です。福祉サービスに関する苦情や相談を受け付けて、解決へ向けて助言や調査、あっせんを行います。

福祉サービス運営適正化委員会事務局

〒760-0017 高松市番町 1-10-35(香川県社会福祉総合センター内)

香川県社会福祉協議会内 電話 087-861-1300 FAX 087-833-3022

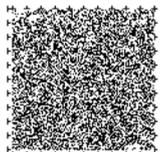


福祉人材センター

香川県社会福祉協議会内に設置しており、福祉の仕事を希望する方の無料職業紹介や就職相談を実施しています。

〒760-0017 高松市番町 1-10-35(香川県社会福祉総合センター内)

香川県社会福祉協議会内 電話 087-833-0250 FAX 087-861-5622

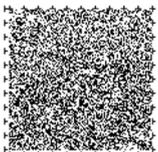


3 香川県障害者施策推進協議会委員名簿

所 属 ・ 役 職	氏 名	備考
香川県弁護士会所属弁護士	秋 月 智 美	
四国学院大学教授	石 井 洗 二	会 長
香川県パーキンソン病友の会会長	遠 藤 徹	
香川労働局職業安定部長	大 森 崇	
公益財団法人香川県身体障害者団体連合会会長	岡 村 隆 次	
社会福祉法人琴平町社会福祉協議会会長	越 智 和 子	
社会福祉法人香川県手をつなぐ育成会理事長	高 尾 早 苗	
朝日園施設長	谷 口 純 一	
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構香川障害者職業センター所長	永 岡 靖 子	
日本精神科病院協会香川県支部長	西 紋 孝 一	
香川県特別支援学校長会会長	廣 瀬 尚 子	
香川こだま学園園長	増 本 一 浩	
香川県建築士会理事	村 上 良 枝	
NPO法人香川県知的障害者福祉協会理事長	森 正 行	
香川県相談支援専門員協会代表	森 川 麻 理	
香川県自閉症協会会員	森 澤 聖 二	
独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター院長	横 田 一 郎	
香川県精神障害者家族連合会副会長	吉 村 美 登 利	
香川県立保健医療大学教授	吉 本 知 恵	

※令和6年1月1日現在

(敬称略)



表紙は、「香川県障害者芸術祭2022」に出品された作品のコラージュです。

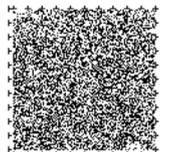
令和6年3月発行

第7期かがわ障害者プラン

発行／香川県健康福祉部障害福祉課
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
電話:087-832-3291/FAX:087-806-0240
電子メール:shogaifukushi@pref.kagawa.lg.jp

このプランに載っている障害福祉サービスなどの詳しい情報については、
香川県健康福祉部障害福祉課のホームページをご覧ください。

URL https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaifukushi/sogo/keikaku/kagawa_plan.html



かがやくけん、かがわけん。

香川県